

平成 27 年度発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業報告書

平成 28 年 3 月

大阪府福祉部障がい福祉室
地域生活支援課

目次

第1 大阪府の現状及び平成26年度までの大阪府の取組	1
1 大阪府における重症心身障がい児者の状況	1
2 大阪府におけるこれまでの活動・取組	1
(1) 平成22年度から平成23年度の取組	1
(2) 平成24年度から平成25年度の取組	2
(3) 平成26年度の取組	3
第2 大阪府における重症心身障がい児者の地域支援に係る課題	5
1 ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備	5
2 医療と介護の連携強化	5
3 障がい福祉サービス等の充実強化	5
第3 平成27年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の取組	7
1 事業実施体制	7
(1) 二次医療圏域ケア連絡会議の設置	7
(2) 二次医療圏域ケア連絡会議の開催状況	8
2 地域ケアシステムの実践～重症心身障がい児支援体制構築等に対する間接的支援	10
(1) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」及び「障がい福祉サービス等体験会」の内容	10
(2) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の実施概要	10
(3) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の結果	11
(4) 「障がい福祉サービス等体験会」の実施状況及び成果	17
3 重症心身障がい児者を支援する人材育成～医療的ケア実施相談会	19
(1) 実施内容	19
(2) まとめ	23
4 その他、地域ケアシステムを実践するための取組	23
(1) 支援者への情報提供	23
(2) 重症心身障がい児者への情報提供	24
(3) 情報提供の課題	24
(4) 関係機関との連携	24

第4 重症心身障がい児者施策の課題と今後の展開	25
1 重症心身障がい児者施策の課題	25
(1) 広域的支援の必要性	25
(2) 必要とされるサービス	25
(3) 医療と介護の連携強化	26
2 来年度以降の取組	26
(1) 二次医療圏域ケア連絡会議の継続	26
(2) 重症心身障がい児者を支援する人材育成の継続	26
(3) 基盤整備の継続・拡充	27
(4) その他	28

第5 参考資料

- 参考資料 1 重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査（アンケート）調査票
- 参考資料 2 障がい福祉サービス等体験会周知チラシ（北河内圏域）
- 参考資料 3 医療的ケア実施相談会周知チラシ（北河内圏域）
- 参考資料 4-1 障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（訪問系）
- 参考資料 4-2 障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（日中活動系）
- 参考資料 4-3 障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（児童対象サービス）
- 参考資料 4-4 障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（短期入所・共同生活援助）
- 参考資料 5 重症心身障がい児者支援マニュアル（北河内圏域版）
- 参考資料 6 重症心身障がい児者のためのガイドブック（北河内二次医療圏域）
- 参考資料 7 二次医療圏域ケア連絡会議 構成機関

第1 大阪府の現状及び平成26年度までの大阪府の取組

1 大阪府における重症心身障がい児者の状況

大阪府では、重症心身障がい児者を、重度の身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）と重度の知的障がい（療育手帳A）が重複している者として定義した。

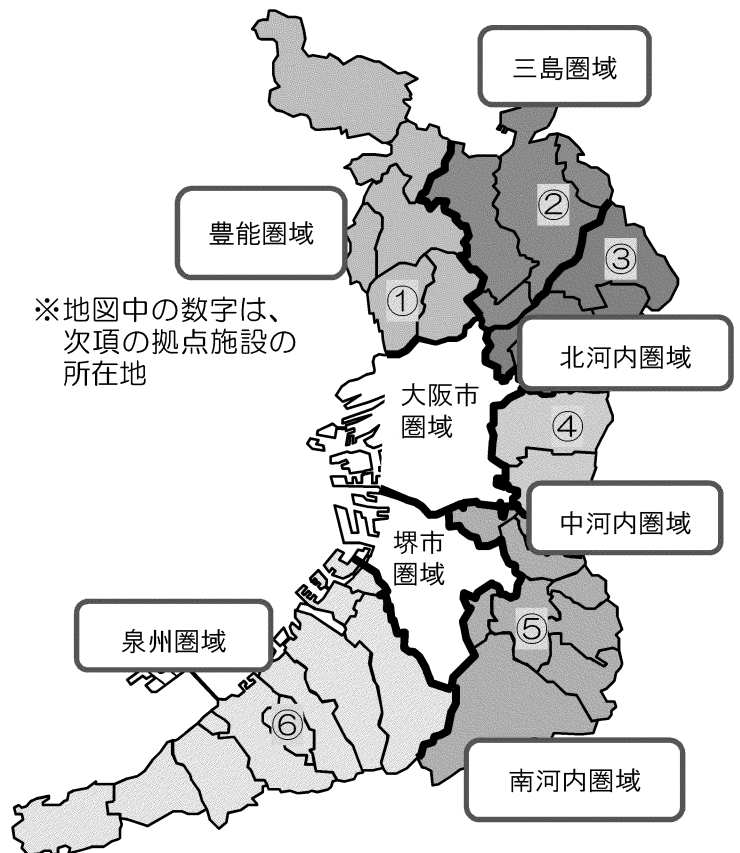
大阪府内における重症心身障がい児者数を調査したところ、平成27年7月1日時点において、8,284人となっており、3年前の調査と比べ368人増加している。年齢別の割合として、18歳未満が約30%、18歳から40歳までが約40%、40歳以上は約30%となっている。

【二次医療圏域ごとの重症心身障がい児者数】

※平成27年7月1日時点

圏域	重症心身障がい児者数
豊能圏域	1,013名
三島圏域	714名
北河内圏域	1,111名
中河内圏域	762名
南河内圏域	535名
泉州圏域	854名
政令市 (大阪市・堺市)	3,295名
大阪府合計	8,284名

【大阪府の二次医療圏域】



2 大阪府におけるこれまでの活動・取組

(1) 平成22年度から平成23年度の取組

大阪府における重症心身障がい児者施策は、平成22年度より開始した。平成22年度から平成23年度においては、障がい児並びに家族が安心して地域生活を送れる環境の整備を目的として、「医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業」を医療基盤が整備される二次医療圏を単位として展開。平成22年度には北河内圏域・南河内圏域において、平成23年度は豊能圏域・三島圏域・中河内圏域・泉州圏域において、重症心身障がい児支援の拠点施設を設置し、各圏域内の市町村が参加する圏域会議と介護職員等へ介護技術の研修を実施した。拠点施設の選定にあたっては、各圏域において重症心身障がい児支援の経験を有する重症心身障がい児施設や病院などを対象とした。

【各圏域の拠点施設】

	圏域	法人名	拠点名 (所在市町名)	実施事業種別 (H27年時点)
①	豊能圏域	社会福祉法人 愛和会	ローズコミュニティ緑地 (豊中市)	居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所・相談支援・就労移行支援・特別養護老人ホーム等
②	三島圏域	社会医療法人 愛仁会	愛仁会リハビリテーション病院 (高槻市)	病院(一部障害者施設等入院基本料算定)・訪問看護・訪問リハビリ等
③	北河内圏域	社会福祉法人 枚方療育園	枚方総合発達医療センター (枚方市)	生活介護・短期入所・療養介護・医療型障がい児入所支援等
④	中河内圏域	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	東大阪市療育センター (東大阪市)	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等
⑤	南河内圏域	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	四天王寺和らぎ苑 (富田林市)	生活介護・短期入所・療養介護・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型障がい児入所支援等
⑥	泉州圏域	社会福祉法人 弥栄福祉会	くまとり弥栄園 (熊取町)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・生活介護・短期入所・施設入所支援等

※番号は前項地図中の番号と対応

(2) 平成 24 年度から平成 25 年度の取組

平成 24 年度に策定した第 4 次大阪府障がい者計画において、大阪府は施策の谷間にあった分野への支援の充実を最重点施策として位置づけ、重症心身障がい児者についても地域で安心して生活を送ることができるよう支援施策の充実を図った。

平成 24 から平成 25 年度にかけて、医療と福祉が円滑に連携し、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの構築を目的に、「医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)の地域ケアシステム整備事業」を展開。

高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にあることから、大阪府障がい者自立支援協議会の部会として『重症心身障がい児(者)地域ケアシステム検討部会』を創設。重症心身障がい児者の支援のあり方について福祉・医療・学識等の有識者による議論を行い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるための取り組むべき課題を下記の 3 点と整理した。

■ ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備

- ・当事者を中心としたネットワークを構築し、包括的に支援する機能を整備
- ・市町村域を超えた広域的な視野で情報を収集し、当事者にとって身近な場所で、必要な情報を提供する体制づくり

■ 医療と介護の連携強化

- ・福祉サービス事業所で実施される医療的ケアをバックアップする医療機関との連携強化
- ・医療と介護の互いの課題を共有と強固な地域ケアシステムを構築

■ 障がい福祉サービス等の充実強化

- ・医療的ケアに対応できる福祉サービス事業所の充足と地域生活の場を確保

あわせて平成 23 年度までに、二次医療圏域ごとに設置した拠点施設を『大阪府重症心身障がい児（者）地域生活支援センター』として大阪府独自に指定。医療と福祉が連携する地域ケアシステムの構築のため、市町村、保健所、子ども家庭センター（児童相談所）の行政機関が参画し、地域課題を検討する圏域会議を各センターにおいて実施した。また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に福祉サービスを提供できる事業所の拡充を目的として、居宅介護や短期入所事業所等の介護職員等に対して身体介護技術研修を行った。本研修は平成 24 年度の基本研修、平成 25 年度のスキルアップ研修と 2 か年で行い、重症心身障がい児者の特性理解や専門的な身体介護技術の取得を目指した。研修修了者が所属する事業所については、大阪府ホームページで公開している。

（3）平成 26 年度の取組

平成 26 年度から各課題の解決に向けて、前年度までに構築した地域ケアシステムを実践する「ケアコーディネート事業」及び医療型短期入所事業所の整備を促進する「医療型短期入所整備促進事業」を開始した。

「ケアコーディネート事業」は、大阪府内の二次医療圏域のうち、医療型障がい児入所施設が 2 施設あり、圏域内の保健所が大阪府所管となる南河内圏域においてモデル的に実施した。本事業の核として、重症心身障がい児者の支援に関わる医療・福祉・保健・教育などの関係機関が参画する二次医療圏域ケア連絡会議を設置。本会議体を中心に、重症心身障がい児者の実態調査、医療的ケアに取り組む事業所向けの相談会、福祉サービスの体験会を実施し、課題の抽出や福祉サービス事業所の充実・利用促進を図った。抽出された課題に対しては、二次医療圏域ケア連絡会議にて各機関の取り組むべき役割を確認した。

本事業については、平成 27 年度も政令市と南河内圏域を除いた大阪府内の二次医療圏域にて実施し、大阪府内において順次、地域ケアシステムの実践を進めていくこととした。その一方、南河内圏域における大阪府事業は平成 26 年度で終了し、平成 27 年度以降は市町村が中心となり二次医療圏域ケア連絡会議を継続の上、圏域内の情報共有や各課題の解決に取り組むこととした。

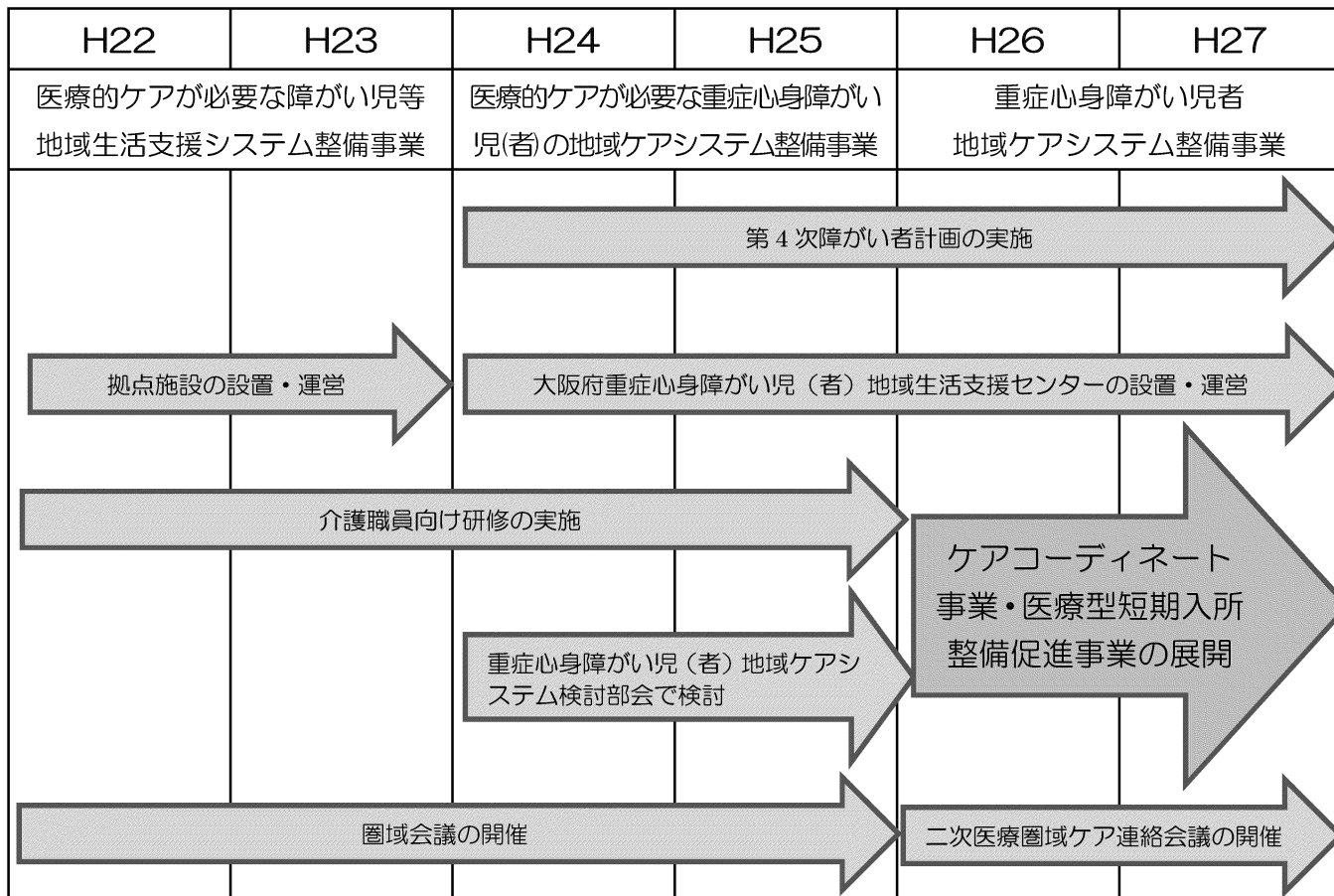
「医療型短期入所整備促進事業」は「障がい福祉サービス等の充実強化」を目的として、三島圏域・南河内圏域において実施した。人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れる短期入所事業所が府内には少なく、その整備促進を図るため、空床を活用して医療型短期入所事業を実施する病院に対し、大阪府から補助金を交付した。平成 26 年度は 3 病院が事業実施機関として大阪府から選定を受け、新たに医療型短期入所事業を開始した。

また、両事業の実施内容や医療的ケアに対応できる事業所等の情報を発信するため、重症心身障がい児者に係る大阪府事業を整理したホームページを作成した。

【平成 26 年度医療型短期入所整備促進事業 実施病院】

法人名及び病院名	住所	利用対象者
医療法人成和会 ほうせんか病院	茨木市永代町 9-6	18 歳以上
社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院	松原市南新町 3-3-28	15 歳未満
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの 3-7-1	15 歳以下

【平成 22 年から平成 27 年までの取組イメージ】



第2 大阪府における重症心身障がい児者の地域支援に係る課題

1 ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備

重症心身障がい児者の在宅生活において核となる支援者は、生後（入院後）から退院前後においては病院のメディカルソーシャルワーカー、乳幼児期においては保健所や保健センターの保健師、学齢期においては学校の教員、成人期以降は市町村職員や相談支援専門員と、支援される重症心身障がい児者の年齢によって変遷する。支援者が移り変わった場合においても継続した支援を実施するため、支援者間が相互理解の上、それぞれの情報を共有しながら、一貫した支援を行う体制の構築が必要となる。

2 医療と介護の連携強化

重症心身障がい児者の約半数は医療的ケアが必要と推測され、その生活の支援にあたっては医療と介護の連携が不可欠である。

これまで二次医療圏域で開催してきた圏域会議において、保健所・児童相談所・大阪府及び市町村障がい福祉主管課の間における連携体制の構築を実施する中で、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に係る課題解決のためには、医療や福祉サービスを実際に提供する支援機関との連携も必要であるとわかった。各関係者が地域における社会資源や課題等についての情報収集や議論等を通じて、関係機関が「顔の見える関係」をつくり、相互理解を深めながら連携を強化する必要がある。

3 障がい福祉サービス等の充実強化

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できるノウハウを有する福祉サービス事業所は数少ない。医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の状況やサービス提供事例について、サービス提供側の理解を深め、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できる福祉サービス事業所を増加させることが必要である。

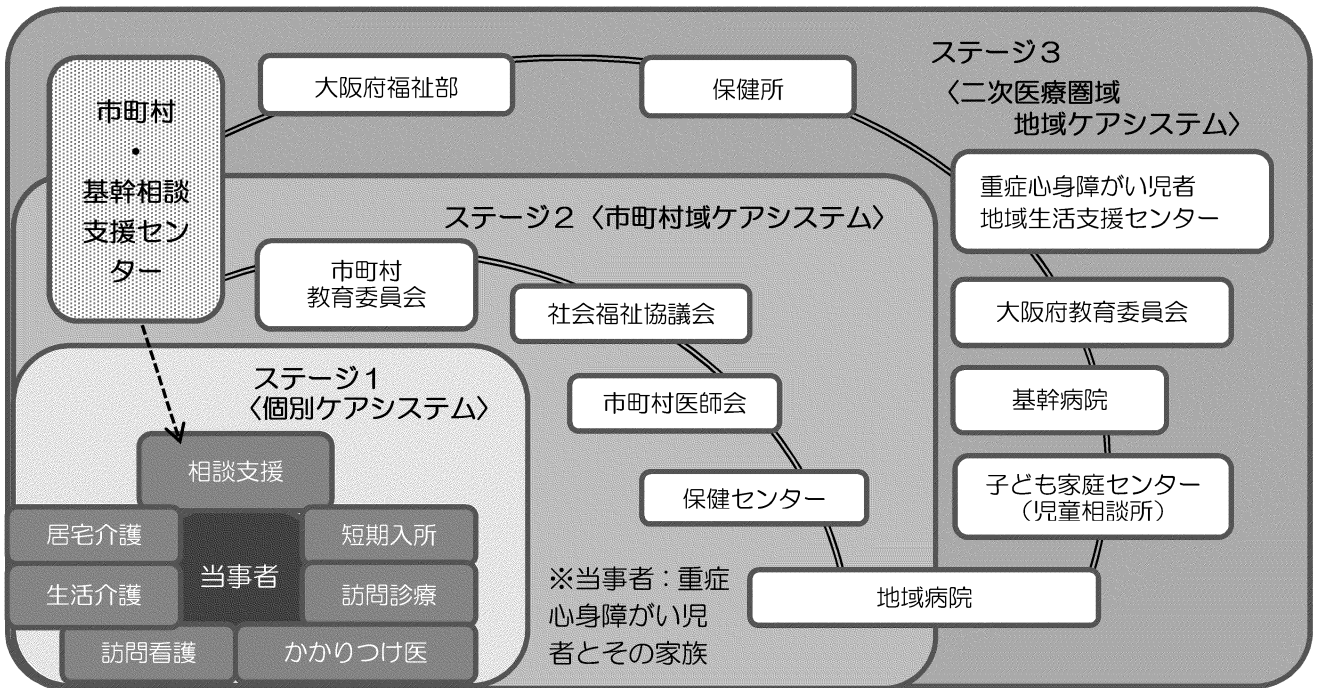
平成24年度における社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、喀痰吸引等の一部の医行為については、一定の要件の下、介護職員等も実施できるようになっている。しかしながら、喀痰吸引等の行為を実施する登録特定行為事業者は今後さらに必要であり、地域ごとに偏在している状況もみられる。そのため、制度周知を図り、喀痰吸引等の特定行為を実施する事業所の増加も求められている。

また、重症心身障がい児者へのアンケート結果等によると、最もニーズが高いサービスは短期入所事業所である。しかし、現在、大阪府内において高度な医療的ケアに対応できる医療型短期入所事業所が少ない状況にある。介護者の負担軽減等のため医療型短期入所事業所の整備促進が求められる。

上記の課題を解決するため、平成27年度においては重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業を展開し、重症心身障がい児者を支援する地域ケアシステムの実践を行った。

地域ケアシステムには、重症心身障がい児者の直接のサービス提供者により構成されるもの【個別ケアシステム】、市町村域を単位として構成されるもの【市町村域ケアシステム】、市町村域を越えて構成されるもの【二次医療圏域ケアシステム】の三層構造で実施される。各層において医療や福祉などの関係機関が連携し、重層的な支援体制を構築する。将来的な地域ケアシステムの完成形は、援護の実施者である市町村が重層構造の中心となって、支援を実施することを想定している。

【地域ケアシステムの完成イメージ図】



【地域ケアシステムの内容】

	実施主体	内容
個別ケアシステム	基幹相談支援センター等	サービスを提供する関係機関が支援方法などの情報共有を行う
市町村域ケアシステム	市町村	援護の実施者である市町村が、福祉サービスの支給決定やサービス等利用計画の策定などを実施するために、重症心身障がい児者とその家族の状況やニーズを把握する
二次医療圏域地域ケアシステム	大阪府 →市町村連合体	市町村域でのケアシステムが十分に機能するために、市町村域を超えて広域的に整備されている医療機関や保健所などの支援機関が専門的な立場から支援を行う

第3 平成27年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の取組

1 事業実施体制

『平成27年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業』については、大阪府が平成27年度に実施する『重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業』のうち『ケアコーディネート事業』の内容を対象とするものである。ケアコーディネート事業は、平成26年度に南河内圏域でモデル的に実施した内容を基本とし、大阪府の二次医療圏域を単位として、豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、泉州圏域の5圏域にて実施する。事業の実施にあたっては、二次医療圏域ケア連絡会議の運営や一部事業の企画・実施について、各法人が有する専門性を活用し、効率的な事業実施のため、大阪府が独自に設置している「重症心身障がい児者地域生活支援センター」の運営法人に対して委託を行った。

(1) 二次医療圏域ケア連絡会議の設置

重症心身障がい児者及びその家族への支援内容は多岐に渡るため、医療・福祉・保健・教育などの様々な支援者が連携する地域ケアシステムを構築の上、支援を実施される必要がある。

そのため医療、福祉、保健、教育などの関係機関が参画し、重症心身障がい児者に対する各機関の取組内容を決定・実践することを目的に、ケアコーディネート事業を実施する5つの二次医療圏域において、二次医療圏域ケア連絡会議を設置した。

設置にあたっては、昨年度まで実施した圏域会議の構成機関（市町村障がい福祉主管課・保健所・児童相談所）に加えて、直接、重症心身障がい児者を支援している市町村医師会、地域病院、訪問看護ステーション及び支援学校（主に肢体不自由児が就学する学校）からも参画を求めた。会議の参加者として、行政機関からは、保健所長、市町村障がい福祉主管課長、支援学校長の代表者を委員として委嘱し、市町村医師会等の支援機関からは、重症心身障がい児者の支援に携わっているものを委員として委嘱した。

各二次医療圏域において年間5回ずつ会議を開催。重症心身障がい児者と介護者の状況やニーズ及び地域の社会資源状況等を把握するため、平成27年度に大阪府が実施する取組内容等について検討・議論を行い、地域ケアシステムの運用のために必要な関係機関の役割分担の整理や、支援体制の構築、情報発信などを行った。また、本会議体をスーパーバイザーとして位置づけ、構成機関及び各委員がそれぞれの専門分野において重症心身障がい児者のスーパーバイズを行うこととした。

【二次医療圏域ケア連絡会議の構成機関】

	豊能圏域	三島圏域	北河内圏域	中河内圏域	泉州圏域
大阪府福祉部	障がい福祉室地域生活支援課・障がい福祉室生活基盤推進課				
保健所	池田保健所 吹田保健所 豊中市保健所	茨木保健所 高槻市保健所 高槻市子ども保健課	寝屋川保健所 守口保健所 四條畷保健所 枚方市保健所	八尾保健所 東大阪市保健所	和泉保健所 岸和田保健所 泉佐野保健所
児童相談所	池田子ども家庭センター	吹田子ども家庭センター	中央子ども家庭センター	東大阪子ども家庭センター	岸和田子ども家庭センター
市町村 (障がい福祉主管課) (※基幹相談支援センターも随時参加)	豊中市 池田市 吹田市 箕面市 豊能町 能勢町	高槻市(※) 茨木市(※) 摂津市 島本町 ※高槻市・茨木市は児童福祉主管課も参加	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市	八尾市 柏原市 東大阪市	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町
市町村医師会	豊中市医師会 池田市医師会 箕面市医師会 吹田市医師会	高槻市医師会 茨木市医師会 摂津市医師会	枚方市医師会 守口市医師会 交野市医師会 大東・四條畷医師会 寝屋川市医師会 門真市医師会	布施医師会 枚岡医師会 河内医師会 八尾市医師会 柏原市医師会	岸和田市医師会 泉大津市医師会 貝塚市医師会 泉佐野泉南医師会 和泉市医師会 高石市医師会
地域病院	市立豊中病院 坂本病院 皐月病院	高槻病院 ほうせんか病院	関西医科大学附属滝井病院 関西医科大学香里病院 市立ひらかた病院	東大阪市立総合病院 八尾市立病院	新仁会病院 和泉市立病院 市立岸和田市民病院 泉大津市立病院 市立貝塚病院
大阪府訪問看護ステーション協会	訪問看護ステーションC I L 豊中	大阪医科大学訪問看護ステーション	訪問看護ステーションみなみ	ふれあい訪問看護ステーション	大阪府済生会泉南訪問看護ステーション
支援学校	箕面支援学校	茨木支援学校	交野支援学校	東大阪支援学校	岸和田支援学校
重症心身障がい児者地域生活支援センター	ローズコミュニティ緑地	愛仁会リハビリテーション病院	枚方総合発達医療センター	東大阪市療育センター	くまとり弥栄園

※各構成機関の正式名称等は参考資料に記載

(2) 二次医療圏域ケア連絡会議の開催状況

二次医療圏域ケア連絡会議の立ち上げにあたっては、各委員に対して開催目的や概要について事前に説明を行った。市町村、保健所、児童相談所については、前年度に開催した圏域会議の場を活用して説明を実施。新たに参加する医師会、地域病院、訪問看護ステーション、支援学校の委員に

については、まず各委員の所属組織に対して、事業目的等を説明し、委員の推薦を依頼した。その後、推薦委員に対して事業内容や目指すべき姿について説明を行い、目的意識の共有を図った。

第1回会議では、参加委員の認識の共有のため、『自己紹介』と前年度までの大阪府の取組を説明した。『自己紹介』については、会議に参画する委員の相互理解を深めるため、十分に時間を確保し、各委員が重症心身障がい児者に対して実施している支援内容について具体的な紹介を求めた。

第2回会議では、「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」（以下、「実態調査」という）と「障がい福祉サービス体験会」（以下、「体験会」という）を議題とした。「実態調査」については、大阪府より調査項目案に対して、各委員の専門知識に基づく意見をいただき、第3回会議において確定する運びとなった。「体験会」については、委託法人が企画した提示した実施案について意見をいただいた。また、各委員が地域ケアシステムをより深く理解するため、重症心身障がい児者支援における基幹病院の役割や現状について、基幹病院の医師からの講演を行った。

第3回会議では、「実態調査」と「医療的ケア実施相談会」（以下、「相談会」という）を議題とした。「実態調査」については、第2回会議で議論された各委員の委員を取りまとめ、調査項目案を確定した。「相談会」については委託法人が企画した実施案について意見をうかがった。また、各委員が重症心身障がい児者の理解を深めるため、重症心身障がい児の在宅生活について、重症心身障がい児者の介護者から現状や希望についての聞き取りを行った。

第4回会議では「実態調査」結果と「社会資源調査」を議題とした。「実態調査」結果については速報値の報告と今後の集計内容について議論を行った。「社会資源調査」については、大阪府より調査項目案に対して、各委員の専門知識に基づく意見をいただき、第5回会議において確定する運びとなった。

第5回会議では、「社会資源調査」については、照会した各委員の委員を取りまとめ、修正した調査項目案を確定した。「実態調査」については、調査結果に基づく議論を行い、課題の抽出を実施した。また、今年度、抽出された課題整理と解決策を検討するため、大阪府と市町村が連携して来年度も二次医療圏域ケア連絡会議を継続することとした。

【二次医療圏域ケア連絡会議の開催状況】

	開催月	主な内容（予定）
第1回	6・7月	『自己紹介』・「平成26年度重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業」について報告
第2回	8・9月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」項目（案）の議論・「障がい福祉サービス等体験会」の確定・基幹病院医師の講演
第3回	10・11月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」項目の確定・「医療的ケア実施相談会」の確定・介護者からの聞き取り
第4回	12・1月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」結果（速報値）の報告及び集計方法の議論・「社会資源調査」項目（案）の議論
第5回	2月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」結果に基づく議論・「社会資源調査」項目の確定・来年度の実施体制の確定

2 地域ケアシステムの実践～重症心身障がい児支援体制構築等に対する間接的支援

(1) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」及び「障がい福祉サービス等体験会」の内容

大阪府では平成 22 年度からの圏域会議における情報交換や「大阪府重度障がい者介護手当」受給者アンケート等を通じて、重症心身障がい児者の実態把握に努めてきた。その結果、重症心身障がい児者数や必要とするサービスなどを把握し、平成 26 年度から最も高いニーズである短期入所事業所の整備促進のため、『医療型短期入所整備促進事業』を実施してきた。

しかしながら、重症心身障がい児者及び介護者の状況やニーズ等については個別性が高く、更なる状況を把握する必要があると考えられるため、「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」と「障がい福祉サービス等体験会」を実施した。各取組の実施にあたっては、大阪府ホームページにて告知するとともに、二次医療圏域ケア連絡会議の委員から対象者への直接の声かけ、支援学校でのチラシ配布、当事者団体等からの情報発信等により広く周知されるように努めた。

ア 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の内容

個別性が高い重症心身障がい児者の実態を把握するため、政令市を除く大阪府内の重症心身障がい児者に対し、「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」を実施。二次医療圏域ケア連絡会議にて調査内容の検討を行い、調査項目は「ご本人の状況」、「ご家族の状況」、「医療のこと」、「障がい福祉サービスのこと」、「教育のこと」、「情報収集のこと」の 6 項目 41 問とした。

イ 「障がい福祉サービス等体験会」の内容

福祉サービス事業所を十分に利用したことがない重症心身障がい児者に対して、福祉サービス利用のきっかけをつくり、サービス利用の促進等を目的に開催。各二次医療圏域の委託法人による福祉サービスの利用体験と、介護者の交流会を実施し、重症心身障がい児者と介護者のニーズや課題を直接的に把握できる内容とした。

(2) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の実施概要

ア 調査方法 質問紙による郵送調査

※個人情報保護及び取扱いの観点から、調査資料の発送は市町村、調査の回答先・結果集約・費用負担は大阪府と役割を分担して実施

イ 調査対象 大阪府内（政令市除く）の重症心身障がい児者

ウ 調査期間 平成 26 年 7 月～8 月：（南河内圏域）

平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月：（豊能・三島・北河内・中河内・泉州圏域）

エ 調査対象者及び回答状況

圏域	調査対象人数	回収数	有効回収率
豊能圏域	981	371	37.8%
三島圏域	719	308	42.8%
北河内圏域	1,157	478	41.3%
中河内圏域	759	297	39.1%
南河内圏域	516	256	49.3%
泉州圏域	878	375	42.7%
全体	5,010	2,085	41.6%

(3)「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の結果

ア 「ご本人の状況」

年齢については、18歳以下が約30%、19歳～39歳と40歳以上がそれぞれ約35%、介護保険制度の対象となる65歳以上は4.1%だった。

身体障がいの状況として、8割以上のものに肢体不自由の障がいがある。

医療的ケアの状況は、6割以上のものが医療的ケアを必要している。なお、服薬管理のみを必要とするものを除いた場合、医療的ケアが必要なものは46.7%である。

【年齢の状況】

		全体	6才未満	6～12歳	13～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上	無回答
全体	回答数(人)	2,085	117	244	228	745	647	85	19
	割合(%)	100.0	5.6	11.7	10.9	35.7	31.0	4.1	0.9
在宅	回答数(人)	1,591	108	236	217	623	366	32	9
	割合(%)	100.0	6.8	14.8	13.6	39.2	23.0	2.0	0.6
施設等	回答数(人)	464	8	8	10	116	264	53	5
	割合(%)	100.0	1.7	1.7	2.2	25.0	56.9	11.4	1.1

【身体障がいの状況】

		全体	肢体不自由	内部障害	音声・言語 咀嚼機能	視覚障害	平衡機能 聴覚・	無回答
全体	回答数(人)	2,085	1,768	204	378	237	209	68
	割合(%)	100.0	84.8	9.8	18.1	11.4	10.0	3.3
在宅	回答数(人)	1,591	1,376	165	238	162	150	35
	割合(%)	100.0	86.5	10.4	15.0	10.2	9.4	2.2
施設等	回答数(人)	464	372	36	134	74	56	26
	割合(%)	100.0	80.2	7.8	28.9	15.9	12.1	5.6

【医療的ケアの状況】

		全体	※服薬管理のみ「必要」なものを除く					
			必要	不要	無回答	必要	不要	無回答
全体	回答数(人)	2,085	1,286	694	105	973	1,007	105
	割合(%)	100.0	61.7	33.3	5.0	46.7	48.3	5.0
在宅	回答数(人)	1,591	941	594	56	714	821	56
	割合(%)	100.0	59.1	37.3	3.5	44.9	51.6	3.5
施設等	回答数(人)	464	325	94	45	248	171	45
	割合(%)	100.0	70.0	20.3	9.7	53.4	36.9	9.7

イ 「ご家族の状況」

家族における主な介護者は母親が全体の80%以上を占めており、介護の中心を母親が担っている様子が伺える。その他の介護者としては、父親が50%近い数字となっており、重症心身障がい児者は両親で介護している状況にある。

主な介護者の睡眠状態を確認したところ、約30%が、「あまり取れていない」・「ほとんど取れていない」と回答し、睡眠時間については6時間未満の介護者は24%である。

介護の負担感については、医療的ケアの有無を問わず60%以上が介護負担を感じている。医療的ケア（※）が必要な場合、感じている介護負担が「非常に大きい」、「大きい」と回答した割合が高く、介護者の負担が非常に大きいことがうかがえる。

※服薬管理のみ必要な場合は、医療的ケアが不要として集計

【介護者の状況】

		全体	父	母	祖父母	兄・姉	弟・妹	その他	無回答
主な介護者	回答数（人）	1,516	58	1,226	2	30	18	10	172
	割合（%）	100.0	3.8	80.9	0.1	2.0	1.2	0.7	11.3
その他の介護者	回答数（人）	1,516	683	79	84	149	99	20	674
	割合（%）	100.0	45.1	5.2	5.5	9.8	6.5	1.3	44.5

【主な介護者の睡眠状態】

	全体	ほとんど取れていない	あまり取れていない	おおむね取れている	十分に取れている	無回答
回答数（人）	1,591	62	411	783	239	96
割合（%）	100.0	3.9	25.8	49.2	15.0	6.0

【主な介護者の睡眠時間】

	全体	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	無回答
回答数（人）	1,414	25	314	715	265	95
割合（%）	100.0	1.8	22.2	50.6	18.7	6.7

【介護負担の程度】

	全体	負担が非常に大きい	負担が大きい	負担がある	負担はあまりない	介護負担はない	無回答
医療的ケア必要	714	129	194	253	99	17	22
	100.0	18.1	27.2	35.4	13.9	2.4	3.1
医療的ケア不要	821	56	154	325	194	39	53
	100.0	6.8	18.8	39.6	23.6	4.8	6.5

※「医療的ケアが必要」：服薬管理のみ必要な場合、「医療的ケアが不要」として扱った

ウ 「医療のこと」

利用している医療機関は、和泉市（泉州圏域）の「大阪府立母子保健総合医療センター」が最も多く、次いで大阪市（大阪市圏域）の「南大阪小児リハビリテーション病院（大阪発達総合療育センター）」、吹田市（豊能圏域）の「大阪大学医学部附属病院」となっており、医療機関は二次医療圏域を越えて利用されている。また、緊急時に利用できる医療機関をもたない割合が、年齢の上昇とともに増加する傾向にある。

歯科診療の状況については、80%以上は必要があれば歯科を受診できる状態である。

【利用している医療機関】

病院名	件数	利用状況	
		よく利用する	緊急時に利用できる
大阪府立母子保健総合医療センター	232	124	90
南大阪小児リハビリテーション病院(大阪発達総合療育センター)	214	82	13
大阪大学医学部附属病院	133	66	56
大阪医科大学附属病院	119	53	64
森之宮病院	114	44	9
大阪市立総合医療センター	109	42	64
大阪大学歯学部附属病院	104	33	16
高槻病院	66	38	55
関西医科大学附属枚方病院	60	30	33
吹田市民病院	42	19	28
枚方総合発達医療センター	39	8	7
国立循環器病研究センター	34	10	22
安原こどもクリニック	31	12	2
ポバース記念病院	29	12	2
市立豊中病院	28	11	18
箕面市立病院	28	15	20
淀川キリスト教病院	25	14	19
近畿大学医学部附属病院	24	12	8
小松病院	23	12	7
大阪赤十字病院附属大手前整肢学園	23	8	2
近畿大学	23	14	7
関西医科大学附属滝井病院	22	12	14
大阪府立急性期・総合医療センター	21	7	2
四天王寺和らぎ苑	18	7	1
星ヶ丘医療センター	18	4	9
泉大津市立病院	18	13	9
東大阪市療育センター	18	7	0
PL病院	17	10	1
岸和田市民病院	17	8	7
阪南中央病院	17	16	0
済生会吹田病院	16	11	9
東大阪市立総合病院	16	8	14
市立ひらかた病院	15	9	14
刀根山病院	15	7	9
北野病院	15	10	10

【緊急時に利用できる医療機関】

		全体	ある	ない	無回答
全体	回答数(人)	1,829	898	674	257
	割合(%)	100.0	49.1	36.9	14.1
6歳未満	回答数(人)	101	77	20	4
	割合(%)	100.0	76.2	19.8	4.0
6～12歳	回答数(人)	217	167	45	5
	割合(%)	100.0	77.0	20.7	2.3
13～18歳	回答数(人)	206	125	69	12
	割合(%)	100.0	60.7	33.5	5.8
19～39歳	回答数(人)	649	309	255	85
	割合(%)	100.0	47.6	39.3	13.1
40～64歳	回答数(人)	563	194	246	123
	割合(%)	100.0	34.5	43.7	21.8
65歳以上	回答数(人)	76	22	32	22
	割合(%)	100.0	28.9	42.1	28.9

【歯科診療の状況】

	全体	定期的を受診	治療があれば 受診	受診できない	受診の 必要なし	その他	無回答
回答数(人)	1,414	835	459	44	85	127	171
割合(%)	100.0	59.1	32.5	3.1	6.0	9.0	12.1

エ 「障がい福祉サービスのこと」

重症心身障がい児者が利用している福祉サービスとしては、短期入所が最も多く、移動支援、生活介護の順となっている。

短期入所・移動支援・放課後デイサービスにおける利用者の課題として、「急な利用ができない」、「希望日に利用できない」、「利用回数が少ない」ことが挙げられ、利用者が希望どおりにサービスを利用できない状況にあると推測される。

短期入所を利用しない(できない)理由として、事業所が少ないことや医療的ケアに対応できないことが、挙げられている。

居宅介護の利用状況としては、入浴や更衣などの日常生活の介護が中心であり、居宅介護では医療的ケアに関する行為が、あまり提供されていない状況がみられる。

また、医療、介護、生活などに関する悩みの相談相手については、数パーセントの割合で「相談相手がいらない」との回答があった。

【利用しているサービス】

	全体	短期入所	移動支援	生活介護	居宅介護	放課後 デイ	日中一時	自立訓練	訪問入浴	児童発達 支援
回答数(人)	1591	568	536	468	428	312	226	157	93	81
割合(%)	100.0	35.7	33.7	29.4	26.9	19.6	14.2	9.9	5.8	5.1

【短期入所の課題】

	全体	利用希望日に 利用できない	急な利用が できない	サービス事業所 が少ない	利用回数・日時が 少ない	事業所までの 移動
回答数(人)	579	211	189	136	114	72
割合(%)	100.0	36.4	32.6	23.5	19.7	12.4

【移動支援の課題】

	全体	急な利用が できない	利用希望日に利用で きない	事業者との 調整	利用回数・日時が少な い
回答数(人)	606	95	77	66	65
割合(%)	100.0	15.7	12.7	10.9	10.7

【放課後デイサービスの課題】

	全体	急な利用が できない	利用回数・日 時が少ない	利用希望日に 利用できない	サービス事業 所が少ない	利用者負担額	医療的ケアに 対応できない
回答数(人)	314	60	48	44	41	41	32
割合(%)	100.0	19.1	15.3	14.0	13.1	13.1	10.2

【短期入所を利用しない理由】

	全体	必要がない	介護者に 抵抗がある	本人に 抵抗がある	事業所が 近くにない	医療的ケアに対 応できない
回答数(人)	786	198	177	160	143	122
割合(%)	100.0	25.2	22.5	20.4	18.2	15.5

【居宅介護の利用内容】

	全体	入浴	更衣	排せつ	通院	食事	家事援助	医療的ケ アの実施	医療的ケ アの補助	その他
回答数(人)	478	334	192	190	157	128	50	39	22	56
割合(%)	100.0	69.9	40.2	39.7	32.8	26.8	10.5	8.2	4.6	11.7

オ 「教育のこと」

通学の問題点として、「家族が送迎できない場合に代わりがない」・「支援学校のバスに乗れない」の2点が主に挙げられている。

【通学の問題点】

	全体	送迎できない場合、 代わりがない	支援学校のバスに 乗れない	介護タクシー等 通学の交通費	移動中の医療的ケ ア場所の確保
回答数(人)	1,829	314	175	27	23
割合(%)	100.0	17.2	9.6	1.5	1.3

カ 「情報収集のこと」

情報収集源は、介護者同士の口コミが最も多く、次いで市町村の広報誌等であった。

【情報の入手先】

	全体	介護者同士の 口コミ	府や市町村 の広報やホ ームページ	府や市町村 に問い合わせ る	府や市町村 のパンフレ ット	団体等のパ ンフレット	基幹相談支 援センター 等から聞く
回答数(人)	2085	666	593	390	331	202	168
割合(%)	100.0	31.9	28.4	18.7	15.9	9.7	8.1

キ その他

(ア) 圏域ごとの分析

調査対象である重症心身障がい児者の状態像については、圏域間による特徴的な差異をみられなかった。サービス利用状況についても、全体としては圏域間の差異は少ないが、「24 時間対応可能な訪問看護ステーションの状況」については圏域ごとのバラつきがあり、「歯科の通院にかかる時間」については泉州圏域において「1 時間以上」の回答が他圏域に比べ多かった。

【24 時間対応可能な訪問看護ステーションの状況】

		全体	ある	ない	無回答
全体	回答数(人)	377	151	152	74
	割合(%)	100.0	40.1	40.3	19.6
豊能圏域	回答数(人)	74	21	40	13
	割合(%)	100.0	28.4	54.1	17.6
三島圏域	回答数(人)	48	27	11	10
	割合(%)	100.0	56.3	22.9	20.8
北河内圏域	回答数(人)	79	29	39	11
	割合(%)	100.0	36.7	49.4	13.9
中河内圏域	回答数(人)	66	20	29	17
	割合(%)	100.0	30.3	43.9	25.8
南河内圏域	回答数(人)	42	22	9	11
	割合(%)	100.0	52.4	21.4	26.2
泉州圏域	回答数(人)	68	32	24	12
	割合(%)	100.0	47.1	35.3	17.6

【歯科の通院にかかる時間】

		全体	15分以内	30分以内	1時間以内	1時間以上	無回答
全体	回答数(人)	1015	268	339	233	154	21
	割合(%)	100.0	26.4	33.4	23.0	15.2	2.1
豊能圏域	回答数(人)	250	70	104	41	28	7
	割合(%)	100.0	28.0	41.6	16.4	11.2	2.8
三島圏域	回答数(人)	170	33	66	52	18	1
	割合(%)	100.0	19.4	38.8	30.6	10.6	0.6
北河内圏域	回答数(人)	266	73	96	60	33	4
	割合(%)	100.0	27.4	36.1	22.6	12.4	1.5
中河内圏域	回答数(人)	148	44	35	45	20	4
	割合(%)	100.0	29.7	23.6	30.4	13.5	2.7
泉州圏域	回答数(人)	181	48	38	35	55	5
	割合(%)	100.0	26.5	21.0	19.3	30.4	2.8

(イ) まとめ

重症心身障がい児者の実態調査アンケートの実施の結果、重症心身障がい児者や介護者の実態について、今後の課題検討に活用できる結果が得られた。

事前に想定されたように、重症心身障がい児者の介護者の負担は重く、介護者の7割以上が「介護負担」を感じており、うち3割以上が「介護負担が大きい」と感じているところである。特に医療的ケアが必要な介護者の場合、8割以上が「介護負担」を感じているところである。介護負担を感じる内容としては、6割の以上の介護者が移動や入浴に関する負担を感じており、今後の検討課題の一つである。

二次医療圏域ごとの回答内容をみたところ、各圏域とも概ね似たような傾向となっており、今後の施策の検討は大阪府全域で検討を進めていく必要がある。

なお、福祉サービスの利用状況の一部項目については調査票が複雑であるため、回答率が低い設問もあった。この点については、今後、更なる調査が必要である。

現段階は、アンケートの結果を整理したところである。今後、年齢別や医療的ケア別の観点から詳細な分析を進めて、重症心身障がい児者を取り巻く課題解決に向けた取組が必要となる。

(4) 「障がい福祉サービス等体験会」の実施状況及び成果

ア 実施状況

この体験会は福祉サービスを利用できていない重症心身障がい児者が、福祉サービスを体験的に利用することで、福祉サービスの利用促進、介護者の負担軽減、重症心身障がい児者に係る課題の聞き取りを目的として二次医療圏域ごとに実施。重症心身障がい児者と介護者を対象者として、それぞれに体験メニュー等を実施した。

障がい児者に対しては、各委託先法人の施設やノウハウを活用して、音楽療法・スヌーズレン体験・ミスト浴、リハビリを実施した。家族以外から支援を受けることで、重症心身障がい児者と介

護者が福祉サービスの利用のイメージを持ち、福祉サービスの利用のきっかけを作った。

重症心身障がい児者の介護者向けのメニューとしては、介護者同士で支えあえる関係を作れるよう介護者交流会を設定し、お互いの不安や悩みなどを話す時間を設けた。交流会には「重症心身障がい児者の先輩お母さん」もピアカウンセラー的な立場で参加し、自身の支援経験を踏まえて、介護者の不安や悩みに対するアドバイスも行い、介護者の精神的な負担軽減を図った。

【障がい福祉サービス等体験会の実施状況】

圏域	開催日	対象者	内容	参加者数		
				全体	障がい児	障がい者
豊能圏域	8月30日	重症心身障がい児者とその家族等	サービスの体験（スヌーズレン・音楽療法・感覚活動）、介護者交流会	6名	4人	0人
三島圏域	10月25日		サービスの紹介・体験（ボールプール・リハビリ）、介護者交流会	37名	12名	6名
北河内圏域	8月8日		サービス体験（スヌーズレン・ミスト浴）、介護者交流会、看護師等によるケアの相談	7名	3名	2名
泉州圏域	8月29日		サービスの体験（音楽療法）、介護者交流会	8名	5名	1名

※中河内圏域については、参加予定者の都合により中止

【障がい福祉サービス体験会（音楽療法）】（泉州圏域）



【障がい福祉サービス体験会（介護者交流会）】（三島圏域）



ア 実施成果

体験会に参加した多くの重症心身障がい児者にとって、体験会の内容は初めて経験することが多かった。終了後のアンケート回答では「子どもが楽しそうに見えた」「慣れない感覚に子どもは戸惑っていたが、それも良い経験と思う」などの肯定的な意見が中心だった。介護者の交流会については、「同じような立場の方と話せてよかった」「先輩の意見を聞いて良かった」との意見が多数を占めた。

今後の福祉サービス利用についても、「これから福祉サービスを利用したい」との意見が9割近くを占めていたが、その一方で「医療的ケアがあるために福祉サービスを利用できない」という声も多くあり、医療的ケアに対応できるサービス事業所の拡充が課題である。

なお、昨年度、同様のイベントを実施した南河内圏域では、体験会開催後、短期入所の利用者数が前年同月と比べ2倍以上となる月もあり、福祉サービスの利用が促進された成果がある。

3 重症心身障がい児者を支援する人材育成～医療的ケア実施相談会

(1) 実施内容

医療的ケア必要な重症心身障がい児者へのサービス提供を実施する福祉サービス事業所は少なく、その増加を目的として、医療的ケア実施相談会を各二次医療圏域で開催した。相談会の参加対象者は福祉サービス事業所と訪問看護ステーションとし、開催案内を各事業所に郵送することで体験会の周知を図った。

医療的ケア実施相談会は、大阪府からの講義、支援事例の紹介、福祉器具の展示の三つから構成した。

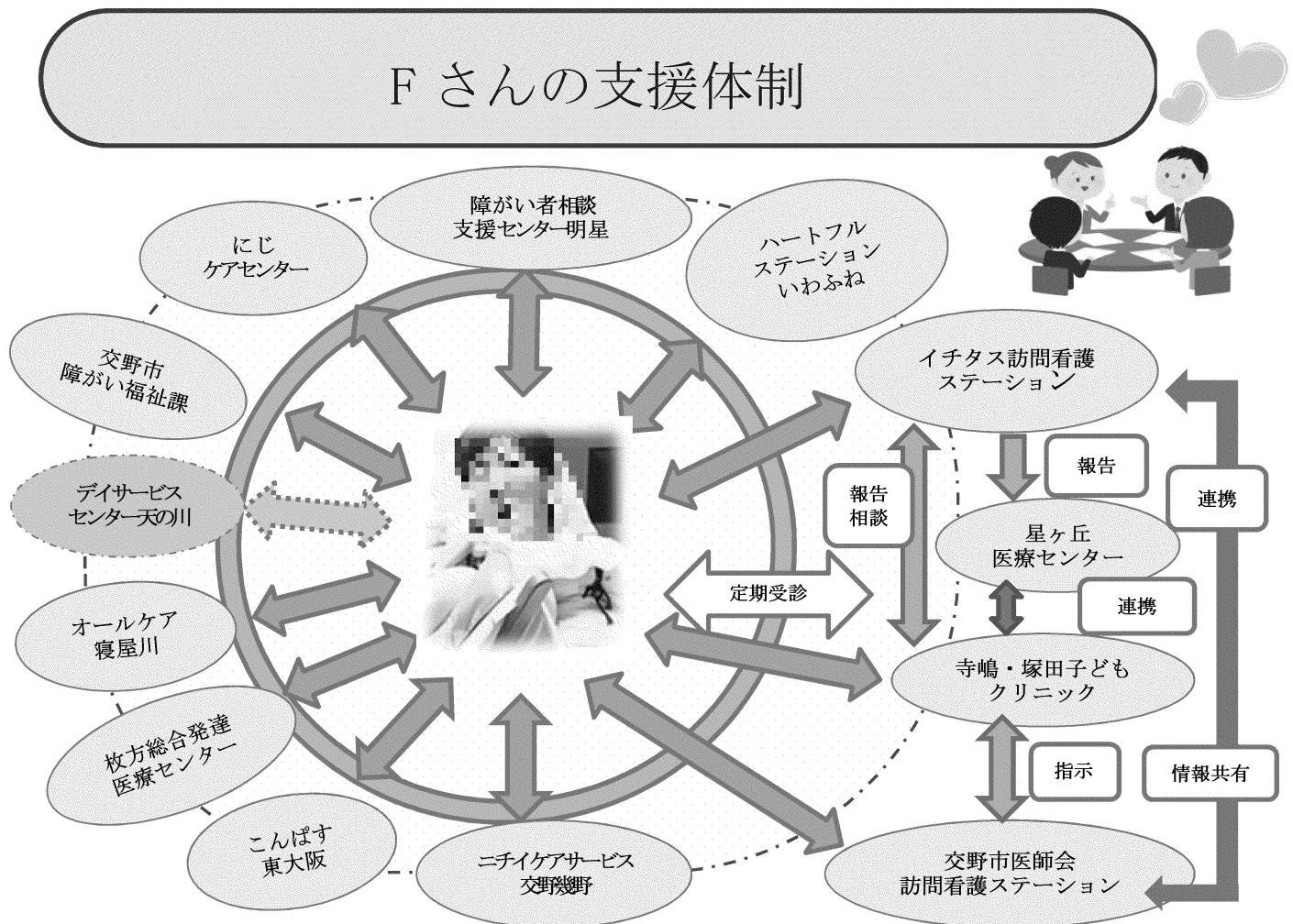
大阪府からは重症心身障がい児者への福祉サービスの提供ができる介護職員の養成を目指して、

「在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト」等を活用して、重症心身障がい児者の理解を深めるための講義を実施した。あわせて、喀痰吸引等が実施できる事業所の増加を図るため、喀痰吸引等の制度の周知、事務手続き等の説明を行った。

支援事例の紹介については、参加者が医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対する支援イメージを持ち、サービス提供を開始できるようにするため、医療と福祉が連携して支援するケースについて各支援者からの実践報告を行った。当事者家族、訪問看護、居宅介護、生活介護、相談支援、市町村等が、支援の内容や課題、事業所連携体制状況、ニーズ等について、それぞれの立場から説明し、在宅で生活する重症心身障がい児者への支援への必要性を訴え、福祉サービス事業所が充実するよう啓発を行った。

あわせて、人工呼吸器、吸引器、車椅子などの医療・福祉機器を展示し、各機器の製造業者からの説明を実施することで、医療・福祉機器の理解を深め、参加者の資質向上を図った。

【医療的ケア実施相談会】（北河内圏域 支援事例紹介資料 1）



【医療的ケア実施相談会】（北河内圏域 支援事例紹介資料 2）

Fさんの週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
8:00		小児科訪問診療 (寺嶋塚田こども クリニック)月1回					
9:00	生活介護 (オールケア寝屋 川)	生活介護 (枚方総合発達 医療センター)	訪問リハビリ (イチタス)	生活介護 (オールケア寝屋 川)	居宅介護 (こんぱす東大 阪)	脳外科訪問診療 (やまぐちクリニッ ク)月1回	
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
	訪問看護 (交野市医師会) 隔週	居宅介護 (こんぱす東大 阪)	居宅介護 (にじケアセンタ ー)	訪問歯科 (原歯科)3ヶ月 に1回	居宅介護 (ニチイケアセン ター幾野)	枚方総合発達医療センター短期入所 1~2ヶ月に一泊 言語療法(自費)週一回 不定期通院 星ヶ丘医療センター小児科 2ヶ月に一回 星ヶ丘医療センター泌尿器科 6ヶ月に一回 大阪病院消化器外科 5ヶ月に一回(胃ろう交換) 阪大歯学部顎口腔機能治療部 6ヶ月に一回	

【医療的ケア実施相談会開催状況】

圏域	開催日	対象者	内容	参加人数
豊能圏域	1月16日(土)	障がい福祉サービス事業所 と訪問看護ステーション事 業所の職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・講義Ⅰ「重症心身障がい児者の現状と福祉サービス等に求めること」 ・講義Ⅱ「喀痰吸引等の制度」 ・実践報告「医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者へのチーム支援」 ・医療・福祉機器の展示 ・モデル人形を活用した喀痰吸引体験(豊能・三島・中河内圏域のみ) 	35名
三島圏域	1月30日(土)			50名
北河内圏域	11月28日(土)			56名
中河内圏域	1月17日(日)			21名
泉州圏域	1月30日(土)			73名

【医療的ケア実施相談会】（泉州圏域 講義）



【医療的ケア実施相談会】（泉州圏域 医療福祉機器展示）



【医療的ケア実施相談会】（泉州圏域 実践報告）



（2）まとめ

受講者アンケートでは8割以上のものが満足と回答している。受講者の声として、「サービス提供の参考となった」「多くの事業所で支える必要性があることもわかり、考えさせられた。」「一事業所として関わっている者として、本人様を中心として全体を見ることができ、自分たちの各個人の課題もみつかった」「今後のサービス提供を検討したい」「制度の疑問が解決した」などの意見があった。

4 その他、地域ケアシステムを実践するための取組

（1）支援者への情報提供

障害者総合支援法上、重症心身障がい児者の援護の実施者は市町村であるが、各市町村における重症心身障がい児者数は少なく、それぞれの個別性も高いため、市町村では支援のノウハウが蓄積されにくい状況にある。

また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の福祉サービス事業所の利用は市町村域内で完結せず、他市町村の福祉サービス事業所を利用することも多い。事業所の情報はWAMNETや市町村のホームページ等で公開されているものの、他市に所在する事業所については、支援に必要な夜間・深夜の対応や入浴設備などの情報を十分には把握できていない状況にある。

そのため、重症心身障がい児者の支援者向けに、重症心身障がい児者の概況、事業所情報、支援機関情報を掲載した支援者向けの「重症心身障がい児者支援マニュアル」を二次医療圏域ごとに作成し、各支援機関において情報共有を図った。

重症心身障がい児者の概況については、今年度実施したアンケート結果を元に、重症心身障がい児者の状況やニーズを記載し、人事異動等により重症心身障がい児者の支援に初めて携わる支援者の理解を深める内容とした。

事業所情報については、各二次医療圏域における福祉サービス事業所を、訪問系サービス（居宅介護等）・日中活動系（生活介護等）・児童対象サービス（放課後デイサービス等）・短期入所及び共同生活援助の4つに区分した上で、事業所の情報を調査し、結果を集約した内容とした。情報収集項目としては、サービス提供時間、入浴サービス提供の有無、送迎サービスの有無、重症心身障がい児者の受け入れ実績等の変動が少ないものを中心とし、事業所の空き情報等の日々、変動する情報については収集しないこととした。なお、収集した情報をホームページで公表した場合、特定の事業所に問い合わせ等が集中する恐れがあるため、収集した情報の発信先を市町村や相談支援事業所の支援機関に限定すると二次医療圏域ケア連絡会議にて整理の上、調査を実施した。

支援機関情報は、各圏域における日常的な相談窓口として、障がい福祉、児童福祉、医療、教育、税、年金などの分野ごとに市町村や保健所等の行政機関の情報を記載した。それに加え、救急医療情報センターや小児救急電話相談など緊急時の相談窓口を記載している。

(2) 重症心身障がい児者への情報提供

重症心身障がい児者が受け取る支援については、介護者間の口コミが一番の情報源となっている。口コミは情報の伝達速度が早いものの、不正確な情報が発信されてしまった場合、その情報の訂正は難しいため、重症心身障がい児者に対して正確な情報発信が求められている。

そのため、重症心身障がい児に対する情報入手の支援として「ガイドブック」を作成する。「ガイドブック」には正確な情報を得られる行政機関等へと誘導するため、福祉サービスや手当、トラブル等に関する相談窓口を記載の上、重症心身障がい児者のいる世帯への発信を予定している。

(3) 情報提供の課題

「重症心身障がい児者支援マニュアル」や「ガイドブック」に記載する情報については、定期的な更新が必要となる。特に「重症心身障がい児者支援マニュアル」に記載する事業所情報については、随時、発生する事業所の新設や廃止を速やかに反映することが求められる。その更新頻度や更新主体については、来年度も継続される予定の二次医療圏域ケア連絡会議で検討する必要がある。

(4) 関係機関との連携

重症心身障がい児者への支援は、医療や保健などの分野との連携することが必要である。重症心身障がい児者の現状や必要な支援について、各分野の関係者が理解を深めていくために、下記の関係団体が開催する会議等で大阪府の取組内容等について発信を行った。

開催日	主催	内容
平成27年6月28日	医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム実行委員会	医療と福祉の連携強化のためのシンポジウムステージⅡ
平成27年7月25日	一般社団法人 大阪府看護協会	小児フィジカルアセスメント研修
平成27年10月31日	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会	訪問看護実務研修会<初級編>
平成27年10月31日	ショートステイ連絡協議会世話人会	第5回ショートステイ連絡協議会
平成27年12月5日 平成28年2月27日	一般社団法人 大阪府医師会	小児の在宅医療研修会
平成28年1月17日	大阪小児在宅医療を考える会世話人会	第6回大阪小児在宅医療を考える会

第4 重症心身障がい児者施策の課題と今後の展開

1 重症心身障がい児者施策の課題

(1) 広域的支援の必要性

重症心身障がい児者について、大阪府では重症心身障がい児者を、重度の身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）と重度の知的障がい（療育手帳A）が重複している者と定義し、一般には重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した者とされていることから、重症心身障がい児者に係る施策は障がい福祉行政の中に位置づけられている。障害者総合支援法上、基本的に障がい児者の支援は援護の実施者である市町村が責務を有するものである。

しかしながら、重症心身障がい児者の約半数は医療的ケアが必要であり、重症心身障がい児者を医療面で支援する保健所や病院は市町村域を越え広域的に設置されることになっている。また、日々の医療的ケアを支える訪問看護ステーションや福祉サービス事業所のうち、重症心身障がい児者に対応できる事業所は市町村域では少なく、市町村域を越えた事業所の利用も多い。さらに各市町村における重症心身障がい児者数は身体障害者手帳を有する者のうち数パーセントに過ぎないため、支援のノウハウの蓄積が難しく、限られた財源・人員で実施される市町村施策の優先順位は低くなりがちである。

これらのことから、重症心身障がい児者の支援については市町村単独で実施することは難しく、広域的で専門性を有する機関の役割を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要がある。

(2) 必要とされるサービス

重症心身障がい児者の支援に係る課題は多岐に渡っているが、事業の実施を通じて、「移動」、「入浴」、「事業所の不足」の3点が特に大きな課題として考えられる。

そのうち「移動」と「入浴」に関するサービスについては、障害者総合支援法の第77条にて定められた市町村地域生活支援事業において、「移動支援事業」が必須事業として、「訪問入浴サービス」が任意事業として定められている。しかしながら、移動支援事業については、実施要綱において「各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること」と定められており、各市町村によって実施内容が大きく異なっている。「訪問入浴サービス」については任意事業であると位置づけられているため、未実施の市町村が11市町村ある。実施されている場合であっても、移動支援事業同様、市町村によるサービス内容のバラつきが大きい。

重症心身障がい児者に対応できる事業所が不足する原因としては、重症心身障がい児者に対応できる人材が不足していることが大きい。喀痰吸引等の特定行為が実施可能な介護職員は民間の登録研修機関において養成され、徐々に数は増えているところであるが、今後も介護職員の養成については継続的な取り組みが必要である。その一方、重症心身障がい児者に対応することを目的とした訪問看護師の養成は実施されてない。在宅で生活する重症心身障がい児者の生活を訪問看護師がコーディネートすることも多く、重症心身障がい児者に対応できる訪問看護師の養成は急務である。

また、実態調査結果等から短期入所サービスのニーズは高いことが読み取れるが、現在、医療型短期入所事業所が整備されていない圏域がある。介護者の負担軽減のため、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できる医療型短期入所の整備促進を引き続き継続していく必要がある。

(3) 医療と介護の連携強化

重症心身障がい児者の支援にあたっては、医療と福祉の他職種が連携して支援することが必要である。平成 27 年度は二次医療圏域ケア連絡会議において、広域的な機関を中心に相互理解を進めてきたところである。

今後は市町村域などのケアシステムの枠組みにおいても、医療の支援者が福祉制度について、福祉の支援者が医療制度について、それぞれの理解を深め、強固な連携のもとで支援を実施することが求められる。

2 来年度以降の取組

(1) 二次医療圏域ケア連絡会議の継続

平成 27 年度までに大阪府内の 6 圏域にて、重症心身障がい児者を重層的に支援する地域ケアシステムの実践に取り組んだ。重症心身障がい児者の支援者となる病院、保健所、児童相談所などの機関は市町村域を越え広域的に整備・設置されていること、また重症心身障がい児者に対応できる福祉サービス事業所や訪問看護ステーションの数は少ないことから、重症心身障がい児者は市町村域を越えた枠組みでサービスの提供を受けている現状にある。

そのため、平成 28 年以降も様々な関係機関が連携する広域的な支援体制を維持・強化するため、二次医療圏域ケア連絡会議の継続によって地域ケアシステムを実践し、課題解決に向けた取り組みが必要である。あわせて、本会議体において、実態調査結果等の平成 27 年度事業結果を更に分析・検討し、重症心身障がい児者支援に必要な施策や課題について、継続的に検討していく必要がある。

これまで、二次医療圏域ケア連絡会議は広域自治体である大阪府が市町村を先導する形で設置・運営してきた。しかし、障害者総合支援法上、障がい者の支援は市町村の責務と規定されているため、将来的な二次医療圏域ケア連絡会議の運営体制については、市町村の連合体による運営が望ましいと考えられる。

その一方、重症心身障がい児者の数・地域生活支援事業等の市町村単独事業・医療や福祉サービス事業所などの重症心身障がい児者への支援環境は市町村ごとで大きく異なっている。また、重症心身障がい児者は障がい児者全体に占める割合は少なく、これまで重症心身障がい児者は施策の谷間に置かれていたことから、市町村における支援のノウハウの蓄積が十分ではない。そのため、市町村のみで二次医療圏域ケア連絡会議の継続的な運営も難しく、来年度の会議の運営については、大阪府と市町村が連携して実施し、課題の分析や情報提供などによりコーディネート機能の強化を図る予定である。

(2) 重症心身障がい児者を支援する人材育成の継続

今年度を実施した実態調査結果によると、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者のうち、訪問看護を利用しているのは 30.6%に留まり、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者の半数以上が訪問看護を利用していない状況にある。

重症心身障がい児者に必要な医療的ケアは、原則として医療職(医師・看護師等)と家族だけが実施できる行為であり、訪問看護の利用率が低い現状においては、半数以上の障がい児者の医療的ケアは、家族のみで実施され、家族の負担が多大なものであると推測される。また、訪問看護が利用できないため、容態が急変しやすい重症心身障がい児者の体調管理を行えず、体調の悪化を招くケ

ースもある。

訪問看護の利用率が低い背景には、重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護ステーションが少ないことがある。平成 27 年度一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会に登録した訪問看護ステーションのうち、小児を受入可能な訪問看護ステーションは約 30%に留まっている。原因の一つとして、重症心身障がい児者の訪問看護には、医療技術だけではなく、重症心身障がい児者の特性の理解や連携する福祉制度の理解が不可欠であることが挙げられる。重症心身障がい児者が訪問看護を利用できるよう、支援に必要な知識を有する訪問看護師の育成が求められている。

そのため、平成 28 年度より、在宅重症心身障がい児者支援者育成研修の実施を予定している。本研修では、平成 26 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業により作成された「在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト」や平成 27 年度までの本事業の結果等に基づき、訪問看護師等に重症心身障がい児者の特性や福祉サービスなどに関する知識を習得させる。その後、重症心身障がい児者の支援体験の研修を行うことで、重症心身障がい児者への支援ノウハウを身に付け、重症心身障がい児者へ対応可能な訪問看護師等の養成及び訪問看護ステーションの増加を図っていく。

また、研修実施と連携して、今年度を実施した医療的ケア実施相談会や障がい福祉サービスの結果を踏まえて、事業者や介護者向けへのイベントを検討していく。

(3) 基盤整備の継続・拡充

重症心身障がい児者を支える福祉サービス基盤整備のうち、広域自治体である大阪府が主体的に取り組むべき役割として医療型短期入所事業所の整備促進が挙げられる。

平成 26 年度より、大阪府では『医療型短期入所整備促進事業』を創設し、平成 27 年度においては政令市を除く大阪府内の市町村において展開し、平成 28 年 2 月において 6 病院で実施している。本事業の実施にあたっては、先行して事業を実施している大阪市と連携し、担当部局間の情報共有に加え、実施病院間の意見交換会へ参加を行っている。

平成 28 年度については、政令市についても新たに本事業の対象とし、大阪府知事重点事業として大阪府全域において重症心身障がい児者が利用できる医療型短期入所事業所の整備を促進していく。

【平成 27 年度医療型短期入所整備促進事業 実施病院】

法人名及び病院名	住所	利用対象者
宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション 淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院	大阪市東淀川区東中島 6-9-3	18 歳未満
医療法人成和会 ほうせんか病院	茨木市西福井 2-9-36	18 歳以上
医療法人和敬会 寝屋川南病院	寝屋川市高柳 1-1-17	18 歳以上
社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院	松原市南新町 3-3-28	15 歳未満
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの 3-7-1	15 歳以下
社会医療法人生長会 阪南市民病院	阪南市下出 17	18 歳以上

(4) その他

重症心身障がい児者の在宅生活の推進とさらなる応援を目的として、平成 28 年度より『重度障がい者在宅生活応援制度』を創設。重度障がい者と同居している介護者へ給付金を支給する。本給付金については、大阪市及び堺市の政令市についても対象とし、オール大阪として重症心身障がい児者への支援を実施していく。

第5. 参考資料

参考資料 1 重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査（アンケート）調査票

重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査（アンケート）回答協力をお願い

この度のアンケートは、地域における重症心身障がい児者とその介護者の方々の地域生活の状況等をお聞きすることで、みなさまの生活実態を把握し、安心して生活を送るために必要な支援体制作りを実践することを目的とするものです。

平成27年10月1日現在、身体障害者手帳1級または2級と療育手帳Aの両方の手帳をお持ちの方を対象に、このアンケートを送付させていただいておりますので、お忙しいところお手数をおかけしますが、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

みなさまへのアンケートの送付にあたりましては、お住まいの市町のご協力を得て行っております。お答えいただいた内容は、情報の管理に万全を期した上で、必要な支援内容や、各関係機関の連携体制構築やサービス基盤の充実など地域生活支援のための基礎資料として活用し、上記にお示しした目的以外には使用いたしません。

また、個人情報を除くアンケートの回答内容の分析結果については、大阪府のホームページにて公表する予定としています。

アンケートの実施目的をご理解いただき、回答することにご協力いただける場合は、次のページからのアンケートにご回答ください。

平成27年11月

大阪府・〇〇市（※二次医療圏内の各市町村を記載）

■ご記入について

- ・回答につきましては平成27年10月1日現在の内容でご記入ください。
- ・アンケートの記載方法は質問ごとに記載しています。選択肢がある場合は、あてはまる番号に○をつけてください。回答欄が（ ）の場合は、数値・文章でご記入ください。
- ・ご家族以外の方（医師・看護師・ヘルパー・相談支援専門員・ケアマネージャー・ご親族・ご友人など）が、ご記入することも可能です。

■アンケートの返信について

- ・ご記入いただきましたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、可能な限り11月30日（月）までに投函していただきますようお願いいたします。

■本調査についてのお問い合わせは

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課地域サービス支援グループ

電話（06）6941-0351（内線：2452）

FAX（06）6944-2237

I. ご本人の状況について

※これ以降、このアンケートでは重症心身障がい児者の方を「ご本人」と呼びます。

問1：ご本人の年齢・性別を記入してください。

年齢：平成27年10月1日現在で（ ）歳 性別：（男・女）

問2：ご本人の居住場所と居住地の市町村名を記入してください。

●居住場所：ご本人の居住場所を選んであてはまるもの1つに○をつけてください

（ご自宅 ・ 施設 ・ 病院）

※短期入所(ショートステイ)利用の場合：「ご自宅」、療養介護を利用の場合：「施設」として下さい

●居住地：平成27年10月1日現在のご本人の居住地の市町村は

（市・町・村）

※施設（療養介護事業所を含む）を利用している場合、施設所在地の市町村名をご記入ください

問3：身体障害者手帳の等級を記入してください。

身体障害者手帳の等級についてあてはまるもの1つに○をつけてください

① 1級 ② 2級

問4：身体障がいの内容について記入してください。

●身体障害者手帳に記載の「障害名」について、あてはまるものすべてに○をつけてください

- ① 肢体不自由（上肢） ② 肢体不自由（下肢）
③ 肢体不自由（体幹） ④ 肢体不自由（脳原性運動機能障害）
⑤ 内部障害 ⑥ 音声・言語・そしゃく機能障害
⑦ 視覚障害 ⑧ 聴覚障害、平衡機能障害

●障がいの原因となった傷病名や診断名がわかっていればご記入ください

（ ）

問5：コミュニケーションの状況について、記入してください。

●言語などの理解について、あてはまるもの1つに○をつけてください

- ①日々の簡単な言葉が理解できない ②日々の簡単な言葉は理解できる
③色や数が少し分かる ④文字・数字が少し分かる ⑤簡単な計算ができる

●意思表示について、あてはまるもの全てに○をつけてください

- ①あまり分からない ②表情で示す ③しぐさで示す ④単語で示す ⑤文章で示す

○下の問 6・問 7 は、補装具を利用されている場合、補装具を利用した状態についてご回答ください。

問 6：移動機能についてご記入ください。

ご本人の身体状況(移動機能)について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください

- ① 全面介助が必要で、自分で寝返りはできない
- ② 全面介助が必要だが、自分で寝返りはできる
- ③ 座る姿勢を自分で保つことができる
- ④ 室内を伝い歩きや這って移動することができる
- ⑤ 平坦な場所であれば、物につかまらず歩いて移動することができる
- ⑥ 室外でも介助なく歩行移動ができる(移動機能に障がいはない)

問 7：ご本人の移動方法や外出についてご記入ください。

●ご本人の外出の頻度(通院を除く)について、この半年間の状況を平均して、あてはまるもの 1 つに○をつけてください

- ① ほぼ毎日、外出している
- ② 3日に1回、外出している
- ③ 週に1回、外出している
- ④ 月に1～3回、外出している
- ⑤ 2～3か月に1回、外出している
- ⑥ ほとんど、外出はしていない

●ご本人の移動介助について、あてはまるものすべてに○をつけてください

- ① ご本人だけで、外出することができる(移動に介助は不要)
- ② ご本人と家族だけで、外出することができる(ヘルパーの同行は不要)
- ③ ご本人とヘルパーだけで、外出することができる(家族の同行は不要)
- ④ 家族とヘルパーの両方の介助があれば、外出することができる
- ⑤ その他()

●ご本人が外出するときに困ることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください

- ① 車による移動が必要だが、送迎などのサービスがない
- ② 車による移動が必要だが、タクシーなどの費用が高額
- ③ 家族が介助できない時に、支援してくれるサービスがない
- ④ その他()

問 8：入浴について、ご記入ください。

- ご自宅での入浴状況について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください
 - ①ご本人だけで入浴できる ②家族の協力があれば入浴できる
 - ③家族がいなくても、訪問看護師やヘルパーの協力があれば入浴できる
 - ④家族がいるときに、訪問看護師やヘルパーと家族が協力すれば入浴できる
 - ⑤訪問入浴サービスを使えば入浴できる ⑥自宅での入浴は難しい状況
- 入浴頻度（通所施設などの入浴も含む）について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください
 - ①ほぼ毎日 ②週に 2～3 回程度 ③週に 1 回程度 ④月に 1～3 回程度
 - ⑤その他（)

問 9：ご本人に必要な医療的ケアについてご記入ください。

※このアンケートにおける「医療的ケア」とは、以下の 14 項目とします

- ①人工呼吸器の管理 ②気管切開部の管理 ③吸引 ④吸入 ⑤在宅酸素 ⑥在宅中心静脈栄養
- ⑦経管栄養 ⑧人工透析（腹膜透析を含む） ⑨自己注射 ⑩ストマ管理
- ⑪導尿（膀胱留置カテーテルを含む） ⑫排便管理（浣腸、排便など） ⑬スキンケア（褥瘡予防など）
- ⑭服薬管理

- ご本人は医療的ケアが必要ですか？
（ 必要 ・ 不要 ） →「不要」の方は問 10 へ進んでください
- ご本人に必要な医療的ケアについてあてはまるものすべてに○をつけてください
 - ①人工呼吸器の管理 ②気管切開部の管理 ③吸引 ④吸入 ⑤在宅酸素
 - ⑥在宅中心静脈栄養 ⑦経管栄養 ⑧人工透析（腹膜透析を含む） ⑨自己注射
 - ⑩ストマ管理 ⑪導尿（膀胱留置カテーテルを含む） ⑫排便管理（浣腸、排便など）
 - ⑬スキンケア（褥瘡予防など） ⑭服薬管理 ⑮その他（)

問 10：ご本人の平日の日中の居場所についてご記入ください。

- ご本人の平日の日中の居場所についてあてはまるもの 1 つに○をつけてください
 - ①保育園 ②幼稚園 ③認定こども園 ④小学校 ⑤中学校 ⑥高等学校
 - ⑦支援学校の小学部 ⑧支援学校の中学部 ⑨支援学校の高等部
 - ⑩自宅 ⑪通所施設 ⑫病院 ⑬入所施設 ⑭その他（)

ご本人が施設等へ入所されている場合、7 ページの問 16 Ⅲ. 医療のことについてへ進んでください

Ⅱ. ご家族の状況について

問 11：ご本人の同居家族と、介護をされている親族・友人についてご記入ください。

ご本人の介護を主にされている方 1 人に「☆」、介護の協力をされている方に「○」をつけてください

(例)	ご本人から みた続柄	介護を されている方 (☆は1つのみ ○は複数も可)	医療的ケア を実施され ている方に ○を付けて ください	ご本人と同居か、 別居かについて、 該当するものに ○をつけてくだ さい	年 齢	子育て・介護等の必要性 ----- 幼少のための子育て や、高齢、病弱、障が いなどの理由で介護等 が必要な方は「要」に ○をつけてください
		(例) 父・姉・ 友人など				
}	母	☆	○	同居・別居	43 歳	要 ・ 不要
	弟			同居・別居	2 歳	要 ・ 不要
				同居・別居	歳	要 ・ 不要
				同居・別居	歳	要 ・ 不要
				同居・別居	歳	要 ・ 不要
				同居・別居	歳	要 ・ 不要
				同居・別居	歳	要 ・ 不要
				同居・別居	歳	要 ・ 不要

問 12：ご本人を主に介護されている方(問 11 で「☆」がついた方)の状況についてご記入ください。

● 普段、十分な睡眠時間を取ることはできていますか？

あてはまるもの 1 つに○をつけてください

- ① 十分にとれている ② おおむね取れている
③ あまり取れていない ④ ほとんど取れていない

● 普段の就寝時間と起床時間をご記入ください

普段 () 時ごろに就寝し、() 時ごろに起床する

● 普段、睡眠中に介護のために起きる回数について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください

- ① 0回 ② 1回～2回 ③ 3回～5回 ④ 6回以上

● 健康状態について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください

- ① 日常生活に支障はない状態 ② 日常生活に支障がある状態

※引き続き、ご本人を主に介護されている方の普段の状況についてご記入ください。

●平日、介護から離れる時間はありますか？あてはまるもの1つに○をつけてください

- ① ある
- ② ない

●平日、介護から離れる時間が「ある」方は、どのような時かご記入ください

(例) ご本人が学校に通っている時)

●介護負担を5段階で示すとすれば、どの程度に感じていますか？あてはまるもの1つに○をつけてください

- ① 介護負担は感じていない
- ② 介護負担はあまり感じていない
- ③ 介護負担を感じている
- ④ 介護負担が大きいと感じている
- ⑤ 介護負担が非常に大きいと感じている

問 13：主に介護をされている方が、ご本人の介護をできない場合の対応についてご記入ください。

●冠婚葬祭や介護者のけがや病気などの理由で、ご本人の介護が急にできない状況になった場合の対応について、あてはまるもの全てに○をつけてください

(※実際に予約等がとれるかではなく利用の可能性があるものを選んでください)

- ①短期入所（ショートステイ）に登録しているので、利用するつもりになっている
- ②病院に一時的に入院できるので、利用するつもりになっている
- ③デイサービスを利用するつもりになっている
- ④友人や親戚に、介護をお願いするつもりになっている
- ⑤利用できるサービスがない
- ⑥その他 ()

問 14：ご本人の介護について、不安や負担に感じていることをご記入ください。

●ご家族で介護をされている中で不安や負担に感じていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。複数の選択肢を選択された場合は、下の【不安や負担に感じている順】に、最も不安に感じていることから順に、選択肢の番号を記入してください

- ① ご本人の成長により、入浴や移動が困難になる
- ② 介護を代わりにしてくれる家族がいない、介護を人に委ねられない
- ③ 経済的な負担が大きい
- ④ 介護のことを相談できる相手がない
- ⑤ 障がい福祉サービスなどの情報がどこで聞けるのかわからない
- ⑥ 短期入所（ショートステイ）やデイサービスなど、ご本人を介護してくれる事業所が見つからない
- ⑦ その他 1 ()
- ⑧ その他 2 ()

【不安や負担に感じている順】

〈最も不安なこと〉

() → () → () → () → () → () → ()

問 15：介護をされている中で、お困りのことや必要だと思われるサービスがあればご記入ください。

【お困りのこと】

- (例) ・急な病状悪化やけいれんがあるため、常に目を離せない
- ・介護をするため、兄弟姉妹と関わる時間が取れない

【必要だと思われるサービス】

- (例) ・医療や障がい福祉サービスの利用等など、生活に必要な情報を提供してくれるサービス
- ・入院時にヘルパーが付き添いできるサービス

Ⅲ. 医療のことについて

問 16：ご本人が利用されている医療機関についてご記入ください。

よく利用する医療機関（2つまで）に「◎」をつけてください

緊急時に利用できる医療機関
全てに○をつけて下さい

	医療機関名	診療科目	利用方法	往診・通院の頻度	緊急時 利用
			○をつけてください		
(例)	◎ ●●病院	呼吸器内科・小児科	往診・ 通院 ・入院	2 月 週に 1回	○
			往診・通院・入院	月に 回	
			往診・通院・入院	月に 回	
			往診・通院・入院	月に 回	
			往診・通院・入院	月に 回	
			往診・通院・入院	月に 回	

医療的ケアのうち、①人工呼吸器の管理、③吸引、④吸入、⑤在宅酸素、⑦経管栄養、⑪導尿（膀胱留置カテーテルを含む）が必要な方を介護している方は、問 17 に進んでください。
それ以外の方は 8 ページの問 18 に進んでください。

問 17：①人工呼吸器の管理、③吸引、④吸入、⑤在宅酸素、⑦経管栄養、⑪導尿（膀胱留置カテーテルを含む）が必要な方を介護されている方は、それぞれの介護の内容についてご記入ください。

①人工呼吸器の管理

●介護をする中で負担に感じることにあてはまるものすべてに○をつけてください

- ①昼夜を問わずアラームがなる
- ②本人から離れることができないため、介護者の外出が困難になる
- ③人工呼吸器の装着者に対応をしてくれる福祉サービスの事業所がない
- ④本人が外出する時の準備や調整に苦勞する
- ⑤機器の故障に対する不安がある
- ⑥消耗品の管理、購入の負担が重い
- ⑦停電時の電源確保に対する不安
- ⑧その他（ ）

●わかる範囲で使用している人工呼吸器の機種をご記入ください

機種名（ ）

③吸引

●普段、喀痰吸引をどの時間帯に行うかについてあてはまるもの1つに○をつけてください

①昼も夜も実施 ②日中のみ ③夜間のみ ④その他 ()

●普段、喀痰吸引の頻度についてご記入ください

() 時間に () 回程度、喀痰吸引を行っている

④吸入

●普段、吸入をどの時間帯に行うかについてあてはまるもの1つに○をつけてください

①昼も夜も実施 ②日中のみ ③夜間のみ ④その他 ()

●普段、吸入の頻度についてご記入ください

() 時間に () 回程度、吸入を行っている

⑤在宅酸素

●普段、在宅酸素をどの時間帯に行うかについてあてはまるもの1つに○をつけてください

①一日中 ②日中のみ ③夜間のみ ④その他 ()

⑦経管栄養

●経管栄養を行う部位または方法についてあてはまるもの1つに○をつけてください

①経鼻 ②胃ろう ③腸ろう ④その他 ()

⑪導尿 (膀胱留置カテーテルを含む)

●普段、導尿をどの時間帯に行うかについてあてはまるもの1つに○をつけてください

①昼も夜も実施 ②日中のみ ③夜間のみ ④その他 ()

問 18 : ご家族が医療的ケアを実施している場合に、ご記入ください。

●医療的ケアの指導を誰から受けましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください

①病院の医師 ②病院の看護師 ③かかりつけ医や訪問診療の医師

④訪問看護師 ⑤保健師 ⑥その他 ()

問 21：訪問看護・訪問リハビリの利用状況についてご記入ください。

●訪問看護や訪問リハビリを利用していますか？

①複数の事業所を利用している ②1つの事業所を利用している

③利用していない ※「利用していない」方は4つ下の質問にお進みください

●訪問看護や訪問リハビリの頻度についてご記入ください

※複数の事業所を利用されている場合は合計の回数をご回答ください

訪問看護師は1週間に（ ）回、訪問している

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は1週間に（ ）回、訪問している

●利用されている訪問看護事業所の中で、夜間の急変時や早朝など24時間対応体制で利用できる事業所はありますか？ (①ある ・ ②ない)

●訪問看護の利用を始めたきっかけにあてはまるもの1つに○をつけてください

①医療機関からの紹介 ②保健所の保健師からの紹介

③市役所（町村役場）の保健センターや障がい福祉課等からの紹介

④訪問診療の医師からの紹介 ⑤自分で訪問看護事業所を探した

⑥「大阪府重症心身障害児・者を支える会」や「大阪府肢体不自由児者父母の会連合会」などの当事者団体からの紹介

⑦相談支援事業所からの紹介 ⑧その他（ ）

●訪問看護・訪問リハビリを利用していない方にお聞きします。訪問看護を利用しない理由について、あてはまるもの1つに○をつけてください

①訪問看護の必要がない ②費用負担が大きい ③訪問看護が何か知らない

④訪問看護を実施する医療機関・事業所が近くにない

⑤その他（ ）

●上の質問で、③または④を選ばれた方にお聞きします。訪問看護の紹介があった場合、訪問看護を利用したいと思いますか

①利用したい ②主治医と相談して決めたい ③利用したくない

④その他（ ）

問 22：訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ等の在宅医療について、「もっとこうなったらいいのにな」と思うことなどがあれば、ご記入ください。

- (例)・訪問看護の利用料が高いため、助成してほしい
- ・訪問看護を、2 時間ぐらい利用したい

問 23：口腔ケア（歯みがき等）の状況について、ご記入ください。

- 歯みがきなどの口腔ケアの頻度について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください
 - ① 定期的に歯みがきなどの口腔ケアを行っている
 - ⇒（ ）日に（ ）回、歯みがき等を行っている
 - ② その他（ ）
- 歯科医から診察を受けていますか、あてはまるもの全てに○をつけて下さい。
 - ①歯科医から定期的に診察を受けている（①往診・②通院）
 - ②虫歯等の場合には、歯科医で診察を受けている
 - ③診察してくれる歯科医がないため、診察を受けられていない
 - ④特に診察を受ける必要がないため、診察を受けていない
 - ⑤その他（ ）
- 歯科医へ通院されている場合、通院にかかる時間を教えてください
 - ①15 分以内で通院できる
 - ②30 分以内で通院できる
 - ③1 時間以内で通院できる
 - ④1 時間以上かかる

問 26：サービスの利用状況と利用する上での課題についてご記入ください。

※サービス内容は下記の17種類のサービスとします。

(各サービスの説明は、別紙参考資料をご参照ください)

現在、利用しているサービス		利用したいが利用できないサービス	
サービスの種類の番号をご記入ください (①～⑰)	利用する中で課題に感じることを(ア)～(ス)から選んで記入してください。「(ス) その他」は内容をご記入ください	サービスの種類の番号をご記入ください (①～⑰)	利用できない理由を(ア)～(ス)から選んで記入してください。「(ス) その他」は内容をご記入ください
(例) ①	(イ)、(カ)	⑥	(ウ)、(コ)、(サ)、 (ス) 利用方法がわからない

【サービスの種類】各サービスの内容については、別紙をご覧ください。

- ①居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ） ②行動援護 ③同行援護 ④生活介護
 ⑤自立訓練（機能訓練・生活訓練） ⑥就労移行支援・就労継続支援
 ⑦短期入所（ショートステイ） ⑧療養介護 ⑨施設入所支援 ⑩共同生活援助（グループホーム）
 ⑪移動支援（ガイドヘルプ） ⑫地域活動支援センター ⑬日中一時支援 ⑭訪問入浴
 ⑮放課後等デイサービス ⑯児童発達支援（旧 通園施設等） ⑰保育所等訪問支援

【理由の選択肢一覧】

- (ア) サービス提供や内容に関する情報がない (イ) サービスの事業所が少ない
 (ウ) 医療的ケアに対応できる事業所がない (エ) サービス利用の手続きが大変
 (オ) 事業者との日時などの調整が大変 (カ) 利用できる回数や日時が少ない
 (キ) 利用者負担の金額が大きい
 (ク) サービスの内容や利用方法について相談できる相手がいない
 (ケ) 事業所までの移動手段がない、自家用車での移動が大変
 (コ) 利用したい日に予約がとれない (サ) 急な利用時に対応してもらえない
 (シ) 待機者が多く、順番が回ってこない (ス) その他

問 27：短期入所（ショートステイ）サービスの利用状況について、ご記入ください。

●短期入所（ショートステイ）を利用していますか？

①利用している ②利用していない※「利用していない」方は2つ下の質問にお進みください

●短期入所を利用している頻度についてご記入ください【実際の頻度をご記入ください】

（ ）月に（ ）回、（ ）泊ぐらい利用している

●短期入所を利用したい頻度についてご記入ください【希望する頻度をご記入ください】

※利用したくない場合、空欄で結構です

（ ）月に（ ）回、（ ）泊ぐらい利用したい

●短期入所を利用していない方にお聞きします。短期入所を利用していない理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください

①短期入所（ショートステイ）の必要がない

②短期入所（ショートステイ）が何か知らない

③ご本人が短期入所（ショートステイ）の利用に抵抗がある

④介護者が短期入所（ショートステイ）の利用に抵抗がある

⑤短期入所（ショートステイ）では、日中活動が十分に提供されない

⑥短期入所（ショートステイ）を実施する事業所が近くにない

⑦送迎がないため、利用できない

⑧医療的ケアがあるため、短期入所（ショートステイ）の受入が難しい

⑨事業所と利用条件が合わないため（※「その他」欄に具体的にご記入ください）

⑩その他 （ ）

●上の質問で③～⑩を選ばれた方にお聞きします。上の課題が解消された場合、短期入所を利用したいと思いますか

①利用したい

②利用するつもりはない

問 28：短期入所について、「こうなれば、いいのになあ」などのご意見があれば、ご自由にお書きください

問 29：短期的な入院の状況について、ご記入ください。

●リハビリや検査などを目的として、短期的に入院することがありますか？（障がい者病棟への短期的な入院を含む）

①入院することがある ②入院しない※「入院していない」方は2つ下の質問にお進み下さい

●短期的な入院をしている頻度についてご記入ください【実際の頻度をご記入ください】

（ ）月に（ ）回、（ ）泊ぐらい利用している

●短期的な入院を利用したい頻度についてご記入ください【希望する頻度をご記入ください】

※利用したくない場合、空欄で結構です

（ ）月に（ ）回、（ ）泊ぐらい利用したい

●短期的な入院を行っていない方にお聞きします。その理由について、あてはまるもの全てに○をつけてください

①短期的な入院の必要がない

②短期的な入院が何か知らない

③ご本人が短期的な入院に抵抗がある

④介護者が短期的な入院に抵抗がある

⑤短期的な入院を実施する病院が近くにない

⑥送迎がないため、利用できない

⑦病院と利用条件が合わないため（※「その他」欄に具体的にご記入ください）

⑧その他 （ ）

●上の質問で③～⑧を選ばれた方にお聞きします。上の課題が解消された場合、短期的に入院することがあると思いますか

①必要があれば、入院したい

②入院するつもりはない

問 30：短期的な入院について、「こうなれば、いいのになあ」などのご意見があれば、ご自由にお書きください

問 31：居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）の利用状況についてご記入ください。

●居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）を利用していますか？

①利用している ②利用していない

●居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）の利用頻度についてご記入ください

一週間に（ ）回、1回あたり約（ ）時間の利用をしている

●居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）のヘルパーから提供されているサービスについて、

あてはまるものすべてに○を付けてください

①入浴介助 ②排せつの介助 ③食事の介助 ④掃除・洗濯などの家事

⑤病院への通院介助 ⑥更衣（着替え）の介助

⑦医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）の実施

⑧往診医や訪問看護師が実施する医療的ケアの補助

⑨その他（ ）

問 32：福祉サービス、相談系サービス、外出のサービスについて、「こうなればいいのにな」と思うことがあれば、ご記入ください。

(例) ・医療的ケアに対応できる事業所が増えればいい

・相談支援事業所が少ないので、増やしてほしい

問 33：ご本人の介護を行う中で、さまざまな悩み事の相談する方についてご記入ください。

それぞれの相談内容について、「相談する方」に当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※特に悩まなかった内容については、「その他の相談相手」の欄に、「×」をご記入ください。

	専門病院の医師	往診医師・かかりつけ医	訪問看護師・理学療法士等	保健所の保健師	病院の相談員	市町村職員（窓口担当者や保健師等）	学校の先生	通園・通所事業所職員・ヘルパー	相談支援専門員	家族や親戚	（相談相手を）記入ください その他の相談相手	相談できる人がいない
(例) ご本人の健康や体調変化が気になるとき	①	2	③	4	5	6	7	8	9	10	友人 ケアマネージャー	11
ご本人の健康や体調変化が気になるとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
福祉サービスや手当等の利用を考えたとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
介護で疲れたときなど、とにかく話を聞いてほしいとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
支援学校と地域の小・中・高等学校と、どちらに進学するか悩んでいる（いた）とき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
介護者が病気などで、ご本人への介護が継続できなくなったとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
在宅医療（訪問診療・訪問看護）を利用したいとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
ご本人の将来のこと（将来の暮らしのこと）で相談したいとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11
ご本人の介護負担が大きく、家族の生活（きょうだいの世話・親の介護等）に困ったとき	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11

問 34：ご本人の介護を行う上で、どこに相談すればいいのかわからない悩み事があれば、ご記入ください。

(例)介護の金銭的負担が大きく、生活が困窮してきている

V. 教育のことについて

問 35：ご本人の義務教育のことについてご記入ください。

※就学されていない方は将来の希望を、就学後や卒業後の方は就学の状況を、ご記入ください。

- 小・中学校での教育について、通学か訪問教育か、あてはまる箇所に○をつけてください

	小学校（小学部）	中学校（中学部）
通学		
自宅への訪問教育		
その他		

- 小・中学校はどの学校に通っていましたか？あてはまる箇所に○をつけてください

	小学校（小学部）	中学校（中学部）
地域の公立学校		
地域の公立学校の支援学級		
支援学校（旧 養護学校）		
私立の学校		
その他		

問 36：ご本人の高等学校段階の教育についてご記入ください。

※就学されていない方は将来の希望を、就学後や卒業後の方は就学の状況を、ご記入ください。

- 高等学校はどの学校に通っていましたか？あてはまるもの1つに○をつけてください

- ①公立の高等学校 ②支援学校（旧 養護学校）の高等部への通学
③支援学校（旧 養護学校）からの訪問教育
④私立の高等学校 ⑤公立の通信制の高等学校 ⑥私立の通信制の高等学校
⑦進学していない ⑧その他（ ）

【大阪府知事重点事業】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業 ～障がい福祉サービス等体験会のお知らせ～

大阪府では、重度の身体障がいと重度の知的障がいが重複している「重症心身障がい児者」の方々が地域で安心して生活を送るために、必要な体制の整備を進めています。

今回、北河内圏域の重症心身障がい児者の方を対象に、障がい福祉サービス体験会を開催します!!

【18歳未満の方】リハビリ体験会 平成27年8月8日（土）午前の部	【18歳以上の方】生活介護事業体験会 平成27年8月8日（土）午後の部
午前の部 受付 9:30～ 体験会 10:00～12:00 費用 無料	午後の部 受付 13:00～ 体験会 13:30～15:30 費用 無料
対象 北河内圏域にお住いの重症心身障がい児者とその家族の方 北河内圏域：枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・四條畷市・大東市・交野市	
募集人数 10名	募集人数 10名（内ミスト浴体験は3名のみ）
締め切り：7月31日（金）※先着順・定員になり次第締め切ります。	
内容 ①当センターの事業紹介 ②リハビリ体験会（スヌーズレン等） ③介護の悩み相談会&交流会 ～皮膚・排泄ケア認定看護師・理学療法士・作業療法士・相談員などがご質問にお答えします～ ④病棟見学（希望者）	内容 ①当センターの事業紹介 ②生活介護事業紹介（個別支援計画等） ③介護の悩み相談会&交流会 ④ミスト浴体験（希望者3名）（先着順） 病棟見学（希望者）
会場 枚方総合発達医療センター 枚方市津田東町2-1-1	
申込 枚方総合発達医療センター宛にお電話またはファックスでお申し込みください。	

（会場へのアクセス）

国道1号線「枚方バイパス」を京都方面へ国道307号線「池之宮北交差点」を右折し津田方面へ、JR学研都市線を越えて約1.5km道路右側。又は第二京阪高速道路ご利用の場合、門真方面からは『枚方学研IC』を降り、国道307号線を左折し約500m左側。京都方面からは「枚方東IC」を降り、国道307号線を右折し約500m左側。



【問い合わせ・申込み先】

社会福祉法人 枚方療育園
枚方総合発達医療センター 担当：
住所：〒573-0122
枚方市津田東町2-1-1
TEL：072-858-0373
FAX：072-858-9521
※FAXをご利用の方は裏面の
申込用紙をご利用ください

FAXでお申込みの方は、こちらにお願いします。

FAX 072-858-0373

枚方総合発達医療センター

障がい福祉サービス等体験会 担当： 宛

(ご希望の日程に○をつけてください)	平成27年8月8日(土) 午前の部(受付 9:30~)
	リハビリ体験会
	平成27年8月8日(土) 午後の部(受付 13:00~)
	生活介護事業体験会
お名前	(保護者)
	(ご本人) (年齢)
ご住所	枚方市 ・ 寝屋川市 ・ 守口市 ・ 門真市 四條畷市 ・ 大東市 ・ 交野市 (○を付けてください)
ご連絡先	連絡のつく電話番号 () -
参加される方に○をつけて下さい 母 ・ 父 ・ ご本人 ・ きょうだい(年齢 才) ・ その他()	
必要な医療的ケアの内容についてご記入ください	
講師へのご質問等ご記入ください	

締め切り：7月31日(金) 先着順・定員になり次第締め切ります。

○この体験会は【大阪府知事重点事業】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業として大阪府から委託を受けて行われています。

○皆様からご提供いただいた個人情報は、あらかじめ明示・収集した目的の範囲内で利用します。皆様の承諾なく第三者へ情報開示または提供することは一切ありません。

平成27年度大阪府重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業 ケアコーディネート事業
大阪府主催（事業受託者：北河内圏域拠点施設 枚方総合発達医療センター）

医療的ケア実施相談会

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受け入れについてご検討されている事業所を対象に、北河内圏域における重症心身障がい児者の現状とニーズ、喀痰吸引等の制度の説明、在宅生活を円滑にするための福祉機器の展示と、当事者家族を医療、福祉など多様な機関で支えているチームからの実践報告会を実施します。

北河内圏域で障がい福祉サービスや訪問看護等に携わっておられる方にぜひご参加いただきたく、ご案内させていただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

◆日 時：平成27年11月28日（土） 10時～16時（受付9時30分～）

◆費 用：無料

◆場 所：枚方総合発達医療センター 本館1階多目的ホール/本館2階大会議室

※会場へは出来るだけ公共交通機関をご利用下さい

◆対 象：北河内圏域の障がい福祉サービス事業所と訪問看護ステーション事業所の職員

※事業所単位で申し込んでください。

◆募集人数：100名（先着順）※1事業所3名以内の申し込みでお願いします。）

◆募集期間：平成27年10月29日（木）～11月13日（金）

※定員に達し次第、締め切ります。

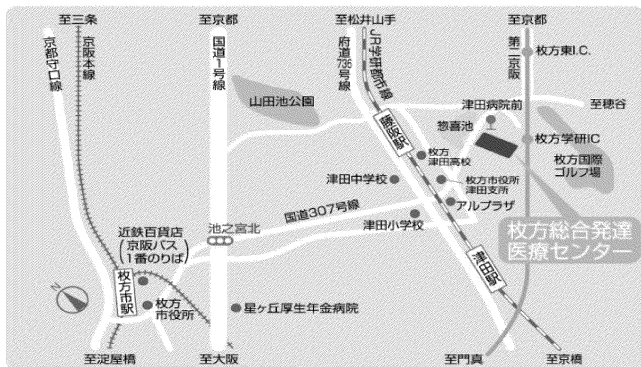
★開催内容★

午前の部 10:00～12:30

- ・講義Ⅰ「重症心身障がい児者の現状と福祉サービス等に求めること」（大阪府）
- ・講義Ⅱ「喀痰吸引等の制度」（大阪府）
- ・展示・デモ「医療・福祉用具」（呼吸器、医療材料、車いす、座位保持装置、吸引吸入器など）

午後の部 13:30～16:00

- ・講義Ⅲ「北河内圏域の重症心身障がい児者の現状と課題」（大阪府）
- ・実践報告「医療的ケアを必要とする重症心身障がい者へのチーム支援」
チームメンバー（予定）：訪問看護、居宅介護、生活介護、相談支援事業所
基幹相談支援センター、市町村、当事者のご家族
- ・パネルディスカッション「実践報告を受けて」



交通のご案内

国道1号線「枚方バイパス」を京都方面へ国道307号線「池之宮北交差点」を右折し津田方面へ、JR学研都市線を越えて約1.5km道路右側。又は第二京阪高速道路ご利用の場合、門真方面からは「枚方学研IC」を降り、国道307号線を左折し約500m左側。京都方面からは「枚方東IC」を降り、国道307号線を右折し約500m左側。

主要交通機関

京阪電車枚方市駅南口から、京阪バス1番のりば穂谷行、穂谷外大行、又は大阪国際大学前行に乗車、津田病院前で下車。100m程後戻り、道路左側。

【問い合わせ・申込み先】

枚方総合発達医療センター 担当：

電話：072-858-0373

FAX：072-858-9521

※裏面の申込用紙を利用して、FAXにて申込みください。



【医療的ケア実施相談会 申込書】

※事業所単位で申し込んでください。(1事業所3名以内の申込みでお願いします)

FAX 072-858-9521

(枚方総合発達医療センター 担当：あて)

申込み日： 月 日

事業所名称 及び問い合わせ先	事業所名称						
	事務所所在地	〒 —					
	電話番号&FAX	TEL () —		Fax () —			
	サービス種別 (※該当サービス 等に全て○を付 けてください)		居宅介護		重度訪問介護		同行援護
			行動援護		移動支援		生活介護
			放課後等デイ		児童発達支援		就労継続支援
			自立訓練		日中一時支援		短期入所
			療養介護		施設入所支援		共同生活援助
		計画相談支援		相談支援		障がい児相談支援	
		その他 ()					
参加者	ふりがな						
	氏名						
	ふりがな						
	氏名						
	ふりがな						
	氏名						

展示してほしい福祉機器がありましたらご記入ください。

(※ご希望の福祉機器のすべてを展示することはできませんのでご了承ください)

※募集締め切り後、参加が確定された方へ当センターより「参加決定通知書」をFAXにて送信します。

必ずFAX番号のご記入をお願いします。

この相談会は【大阪府知事重点事業】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業として行われています。
大阪府では、重度の身体障がいと重度の知的障がい重複している「重症心身障がい児者」とそのご家族が地域で安心して暮らすために必要な地域ケアシステムの体制の整備を進めています。

平成 28 年 2 月 22 日（月）までに、下記あてに F A X にて送信をお願いします

送信先	大阪府福祉部 障がい福祉室地域生活支援課 地域サービス支援グループ あて 【FAX 番号】 0 6 - 6 9 4 4 - 2 2 3 7
-----	--

障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（訪問系）

法人名			
事業所名			
事業所電話番号		事業所 FAX 番号	
回答者	【職】	【氏名】	

※該当するものに○をつけてください（回答は全て平成 28 年 1 月 1 日時点の状況）

問 1 事業所種別（あててはまるものすべてに○をつけてください）

1. 居宅介護	2. 重度訪問介護	3. 同行援護
4. 行動援護	5. 移動支援	

問 2 現在支援する利用者に、重症心身障がい児者はいらっしゃいますか？いらっしゃる場合、年齢区分ごとの内訳についても記載してください。

※重症心身障がい児者…重度の身体障がい（身体障害者手帳 1・2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A）の両方を有する障がい児者（※児者：乳幼児から高齢者まですべての年齢の方を指す）

1. いる	2. いない
-------	--------

↓ 「1.いる」場合、サービス提供人数をご記入ください

↓ 「2.いない」場合、どちらかに○をつけてください

平成 28 年 1 月 1 日現在	
サービス提供者数（ ）名	

【内訳】 0 歳～就学前（ ）名	
就学後～18 歳未満（ ）名	
18 歳以上～40 歳未満（ ）名	
40 歳以上～65 歳未満（ ）名	
65 歳以上（ ）名	

1. 過去に重症心身障がい児者へのサービスを提供していたが、現在はしていない
2. これまで一度も重症心身障がい児者へのサービス提供は行っていない

※介護保険サービス利用人数は計上しないで下さい。

問3 問2で「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、重症心身障がい児者から利用希望があれば受け入れる予定はありますか？

1. 受け入れる予定はある 2. 受け入れる予定はない



「2.受け入れる予定はない」場合、その理由をご記入ください

問4 現在の利用者のうち、就学前の重症心身障がい児で医療的ケアが必要な方はおられますか？

※医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、吸引、酸素療法、胃ろう、経管栄養、中心静脈栄養、導尿、腹膜還流)

1. いる 2. いない



「2.いない」場合、どちらかに○をつけてください

1. 過去に医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児へのサービスを提供したことがある

2. これまで一度も医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児へのサービス提供は行っていない

問5 問4で、「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児を受け入れるため、医療的ケアが実施できる職員を採用する等の計画はありますか？

1. ある 2. ない



「1.ある」場合、受け入れる予定の医療的ケアすべてに○をつけてください

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 人工呼吸器 | 2. 気管切開 | 3. 吸引 |
| 4. 酸素療法 | 5. 胃ろう | 6. 経管栄養 |
| 7. 中心静脈栄養 | 8. 導尿 | 9. 腹膜還流 |

問6 問5で「ない」と回答された事業所にお伺いします。

医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児の受け入れについて、具体的なケースの相談があれば、受け入れを検討されますか？

1. できる 2. できない

問7 事業所のサービス提供時間についてご記入ください

事業種別	曜日	時間	要相談日時	休業日	備考
【記入例】 居宅介護	月～土	9:00～17:00	日祝と夜間は要相談	年末年始(12/30～1/4) 夏季(8/13～16)	
居宅介護					
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護					
移動支援					

問8 介護保険サービスの指定を受けていますか？あてはまる事業種別すべてに○をつけてください

1. 訪問介護	2. 予防訪問介護
3. 訪問入浴介護	4. 予防訪問入浴介護
5. 夜間対応型訪問介護	6. 定期巡回・随時対応型訪問看護介護
7. 小規模多機能型居宅介護	8. 看護小規模多機能型居宅介護

問9 重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、どのような制度や支援策が必要だと思われますか？

質問は以上です。ありがとうございました。

平成 28 年 2 月 22 日（月）までに、下記あてに F A X にて送信をお願いします

送信先	大阪府福祉部 障がい福祉室地域生活支援課 地域サービス支援グループ あて 【FAX 番号】 0 6 - 6 9 4 4 - 2 2 3 7
-----	--

障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（日中活動系）

法人名			
事業所名			
事業所電話番号		事業所 FAX 番号	
回答者	【職】	【氏名】	

※該当するものに○をつけてください（回答は全て平成 28 年 1 月 1 日時点の状況）

問 1 事業所種別（あててはまるものすべてに○をつけてください）

1. 生活介護	2. 就労継続支援	3. 就労移行支援
4. 自立訓練	5. 日中一時支援	6. 地域活動支援センター

問 2 現在支援する利用者に、重症心身障がい児者はいらっしゃいますか？いらっしゃる場合、年齢区分ごとの内訳についても記載してください。

※重症心身障がい児者…重度の身体障がい（身体障害者手帳 1・2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A）の両方を有する障がい児者（※児者：乳幼児から高齢者まですべての年齢の方を指す）

1. いる	2. いない
-------	--------

↓ 「1.いる」場合、サービス人数をご記入ください

平成 28 年 1 月 1 日現在	
サービス提供者数（ ）名	

【内訳】 0 歳～就学前（ ）名	
就学後～18 歳未満（ ）名	
18 歳以上～40 歳未満（ ）名	
40 歳以上～65 歳未満（ ）名	
65 歳以上（ ）名	

↓ 「2.いない」場合、どちらかに○をつけてください

1. 過去に重症心身障がい児者へのサービスを提供していたが、現在はしていない
2. これまで一度も重症心身障がい児者へのサービス提供は行っていない

※介護保険サービス利用人数は計上しないで下さい。

問3 問2で「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、重症心身障がい児者から利用希望があれば受け入れる予定はありますか？

1. 受け入れる予定はある 2. 受け入れる予定はない



「2.受け入れる予定はない」場合、その理由をご記入ください

《問4～問6は日中一時支援、地域活動支援センターの事業所のみお答えください》

問4 現在の利用者のうち、就学前の重症心身障がい児で医療的ケアが必要な方はおられますか？

※医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、吸引、酸素療法、胃ろう、経管栄養、中心静脈栄養、導尿、腹膜還流)

1. いる 2. いない



「2.いない」場合、どちらかに○をつけてください

1. 過去に医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児へのサービスを提供したことがある
2. これまで一度も医療的ケアが就学前の重症心身障がい児へのサービス提供は行っていない

問5 問4で、「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児を受け入れるため、医療的ケアが実施できる職員を採用する等の計画はありますか？

1. ある 2. ない



「1.ある」場合、あてはまる医療的ケアすべてに○をつけてください

1. 人工呼吸器 2. 気管切開 3. 吸引
4. 酸素療法 5. 胃ろう 6. 経管栄養
7. 中心静脈栄養 8. 導尿 9. 腹膜還流

問6 問5で「ない」と回答された事業所にお伺いします。

医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児の受け入れについて、具体的なケースの相談があれば、受け入れを検討されますか？

1. できる 2. できない

問7 入浴設備はありますか？

1. ある 2. ない



「1.ある」場合、あてはまるものすべてに○をつけてください

1. 特殊浴槽や機械浴を設置
2. 浴槽があり、入浴が可能
3. 簡易なシャワーがある

問 8 作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）によるリハビリメニューはありますか？

作業療法士（OT）	1. ある	2. ない
理学療法士（PT）	1. ある	2. ない
言語聴覚士（ST）	1. ある	2. ない

問 9 看護師の配置状況について事業種別ごとにご記入ください

事業種別	配置有無	配置有無が「1. 有」の場合、ご記入ください			
		曜日	時間	配置人数	備考
【記入例】生活介護	1. 有 2. 無	月～木	10:00～14:30	1名	
生活介護	1. 有 2. 無			名	
就労継続支援	1. 有 2. 無			名	
就労移行支援	1. 有 2. 無			名	
自立訓練	1. 有 2. 無			名	
日中一時支援	1. 有 2. 無			名	
地域活動支援センター	1. 有 2. 無			名	

問 10 送迎の状況について事業種別ごとにご記入ください

事業種別	送迎の有無	送迎可能な範囲（送迎の有無が「1.有」の場合、ご記入ください）
【記入例】生活介護	1. 有 2. 無	東大阪市、八尾市、柏原市
生活介護	1. 有 2. 無	
就労継続支援	1. 有 2. 無	
就労移行支援	1. 有 2. 無	
自立訓練	1. 有 2. 無	
日中一時支援	1. 有 2. 無	
地域活動支援センター	1. 有 2. 無	

問 11 重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、どのような制度や支援策が必要だと思われ
ますか？

質問は以上です。ありがとうございました。

平成 28 年 2 月 22 日（月）までに、下記あてに F A X にて送信をお願いします

送信先	大阪府福祉部 障がい福祉室地域生活支援課 地域サービス支援グループ あて 【FAX 番号】 0 6 - 6 9 4 4 - 2 2 3 7
-----	--

児童福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（児童対象サービス）

法人名			
事業所名			
事業所電話番号		事業所 FAX 番号	
回答者	【職】	【氏名】	

※該当するものに○をつけてください（回答は全て平成 28 年 1 月 1 日時点の状況）

問 1 事業所種別（あててはまるものすべてに○をつけてください）

1. 放課後等デイサービス	2. 児童発達支援（医療型）	3. 児童発達支援（福祉型）
---------------	----------------	----------------

問 2 現在支援する利用者に、重症心身障がい児はいらっしゃいますか？いらっしゃる場合、年齢区分ごとの内訳についても記載してください。

※重症心身障がい児者…重度の身体障がい（身体障害者手帳 1・2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A）の両方を有する障がい児者（※児者：乳幼児から高齢者まですべての年齢の方を指す）

1. いる	2. いない
-------	--------

↓ 「1.いる」場合、
サービス人数をご記入ください

平成 28 年 1 月 1 日現在
サービス提供者数（ ）名
うち、0 歳から就学前（ ）名
就学後から 18 歳未満（ ）名

↓ 「2.いない」場合、
どちらかに○をつけてください

1. 過去に重症心身障がい児へのサービスを提供していたが、現在はしていない
2. これまで一度も重症心身障がい児へのサービス提供は行っていない

問 3 問 2 で「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、重症心身障がい児から利用希望があれば受け入れる予定はありますか？

1. 受け入れる予定はある	2. 受け入れる予定はない
---------------	---------------

↓ 「2.受け入れる予定はない」場合、その理由をご記入ください

--

《問4～6は児童発達支援サービスを提供する事業所のみお答えください》

問4 現在の利用者のうち、就学前の重症心身障がい児で医療的ケアが必要な方はおられますか？

※医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、吸引、酸素療法、胃ろう、経管栄養、中心静脈栄養、導尿、腹膜還流

1. いる	2. いない
-------	--------



「2. いない」場合、どちらかに○をつけてください

- | | |
|---|---|
| 1. 過去に医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児へのサービスを提供したことがある | 2. これまで一度も医療的ケアが就学前の重症心身障がい児へのサービス提供は行っていない |
|---|---|

問5 問4で、「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児を受け入れるため、医療的ケアが実施できる職員を採用する等の計画はありますか？

1. ある	2. ない
-------	-------



「1. ある」場合、あてはまる医療的ケアすべてに○をつけてください

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 人工呼吸器 | 2. 気管切開 | 3. 吸引 |
| 4. 酸素療法 | 5. 胃ろう | 6. 経管栄養 |
| 7. 中心静脈栄養 | 8. 導尿 | 9. 腹膜還流 |

問6 問5で「ない」と回答された事業所にお伺いします。

医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児の受け入れについて、具体的なケースの相談があれば、受け入れを検討されますか？

1. できる	2. できない
--------	---------

問7 入浴設備はありますか？

1. ある	2. ない
-------	-------



「1. ある」場合、あてはまるものすべてに○をつけてください

- | |
|----------------|
| 1. 特殊浴槽や機械浴を設置 |
| 2. 浴槽があり、入浴が可能 |
| 3. 簡易なシャワーがある |

問8 作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）によるリハビリメニューはありますか？

作業療法士（OT）	1. ある	2. ない
理学療法士（PT）	1. ある	2. ない
言語聴覚士（ST）	1. ある	2. ない

問 9 看護師の配置状況について事業種別にご記入ください

事業種別	配置有無	配置有無が「1. 有」の場合、ご記入ください			
		曜日	時間	配置人数	備考
【記入例】 放課後等デイサービス	1. 有 2. 無	月～木	10:00～14:30	1名	
放課後等デイサービス	1. 有 2. 無			名	
児童発達支援	1. 有 2. 無			名	

問 10 送迎の状況について事業種別にご記入ください

事業種別	送迎の有無	送迎可能な範囲（送迎の有無が「1.有」の場合、ご記入ください）
【記入例】 放課後等デイサービス	1. 有 2. 無	東大阪市、八尾市、柏原市
放課後等デイサービス	1. 有 2. 無	
児童発達支援	1. 有 2. 無	

問 11 重症心身障がい児の地域生活を支えるために、どのような制度や支援策が必要だと思いますか？

質問は以上です。ありがとうございました。

平成 28 年 2 月 22 日（月）までに、下記あてに F A X にて送信をお願いします

送信先	大阪府福祉部 障がい福祉室地域生活支援課 地域サービス支援グループ あて 【FAX 番号】 0 6 - 6 9 4 4 - 2 2 3 7
-----	--

障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票（短期入所・共同生活援助）

法人名			
事業所名			
事業所電話番号		事業所 FAX 番号	
回答者	【職】	【氏名】	

※該当するものに○をつけてください（回答は全て平成 28 年 1 月 1 日時点の状況）

問 1 事業所種別（あててはまるものすべてに○をつけてください）

1. 短期入所	2. 共同生活援助
---------	-----------

問 2 現在支援する利用者に、重症心身障がい児者はおられますか？いらっしゃる場合、年齢区分ごとの内訳についても記載してください。

※重症心身障がい児者…重度の身体障がい（身体障害者手帳 1・2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A）を有する障がい児者（※児者：乳幼児から高齢者まですべての年齢の方を指す）

1. いる	2. いない
-------	--------

↓ 「1.いる」場合、サービス人数をご記入ください

平成 28 年 1 月 1 日現在	
利用者登録（	）名

【内訳】 0 歳～就学前（	）名
就学後～18 歳未満（	）名
18 歳以上～40 歳未満（	）名
40 歳以上～65 歳未満（	）名
65 歳以上（	）名

↓ 「2.いない」場合、どちらかに○をつけてください

1. 過去に重症心身障がい児者へのサービスを提供していたが、現在はしていない
2. これまで一度も重症心身障がい児者へのサービス提供は行っていない

※介護保険サービス利用人数は計上しないで下さい。

問3 問2で「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、重症心身障がい児者から利用希望があれば受け入れる予定はありますか？

1. 受け入れる予定はある 2. 受け入れる予定はない



「2.受け入れる予定はない」場合、その理由をご記入ください

《問4～6は短期入所事業所のみお答えください》

問4 現在の利用者のうち、就学前の重症心身障がい児で医療的ケアが必要な方はおられますか？

※医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、吸引、酸素療法、胃ろう、経管栄養、中心静脈栄養、導尿、腹膜還流)

1. いる 2. いない



「2.いない」場合、どちらかに○をつけてください

1. 過去に医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児へのサービスを提供したことがある

2. これまで一度も医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児へのサービス提供は行っていない

問5 問4で、「いない」と回答された事業所にお伺いします。

今後、医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児を受け入れるため、医療的ケアが実施できる職員を採用する等の計画はありますか？

1. ある 2. ない



「1.ある」場合、あてはまる医療的ケアすべてに○をつけてください

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 人工呼吸器 | 2. 気管切開 | 3. 吸引 |
| 4. 酸素療法 | 5. 胃ろう | 6. 経管栄養 |
| 7. 中心静脈栄養 | 8. 導尿 | 9. 腹膜還流 |

問6 問5で「ない」と回答された事業所にお伺いします。

医療的ケアが必要な就学前の重症心身障がい児の受け入れについて、具体的なケースの相談があれば、受け入れを検討されますか？

1. できる 2. できない

問7 入浴設備はありますか？

1. ある 2. ない



「1.ある」場合、あてはまるものすべてに○をつけてください

1. 特殊浴槽や機械浴を設置

2. 浴槽があり、入浴が可能

3. 簡易なシャワーがある

問 8 作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）によるリハビリメニューはありますか？

作業療法士（OT）	1. ある	2. ない
理学療法士（PT）	1. ある	2. ない
言語聴覚士（ST）	1. ある	2. ない

問 9 看護師の配置状況についてご記入ください

事業所別	配置有無	配置有無が「1. 有」の場合、配置状況をご記入ください
【記入例】 短期入所	1. 有 2. 無	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業として配置はしていないが、併設している入所施設からの応援がある。 ・夜間対応してくれる医療機関と連携しており、緊急時には対応してもらえる。
短期入所	1. 有 2. 無	
共同生活援助	1. 有 2. 無	

問 10 生活支援員の配置状況についてご記入ください

事業所別	配置有無	配置有無が「1. 有」の場合、配置状況をご記入ください
【記入例】 短期入所	1. 有 2. 無	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に基準を上回る職員の配置をしている。 ・夜間の緊急時には、近隣の共同生活援助事業所から、駆けつけるなどの対応がある。
短期入所	1. 有 2. 無	
共同生活援助	1. 有 2. 無	

問 11 送迎の状況についてご記入ください（共同生活援助の場合は、日中等への送迎）

事業種別	送迎の有無	送迎可能な範囲（送迎の有無が「1.有」の場合、ご記入ください）
【記入例】 短期入所	1. 有 2. 無	東大阪市、八尾市、柏原市
短期入所	1. 有 2. 無	
共同生活援助	1. 有 2. 無	

問 12 短期入所の場合、入所中の発熱等体調不良時における専門病院との連携はどうしていますか？

--

問 13 重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、どのような制度や支援策が必要だと思われますか？

--

質問は以上です。ありがとうございました。

平成27年度重症心身障がい児者支援マニュアル
（北河内圏域版）

平成28年3月

平成27年度 大阪府重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業
ケアコーディネート事業 北河内二次医療圏域ケア連絡会議

目 次

第1章 重症心身障がい児者とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 大阪府における重症心身障がい児者の状況・・・・・・・・	1
第2章 大阪府の取り組みについて・・・・・・・・・・・・	3
第1 平成26年度までの大阪府の取組・・・・・・・・・・	3
第2 大阪府における重症心身障がい児者の地域支援に係る課題・・・・・・・・	9
第3 平成27年度の大阪府の取り組み・・・・・・・・・・	11
(厚生労働省「平成27年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」)	
第4 重症心身障がい児者施策の課題と今後の展開・・・・・・・・	35
第3章 北河内二次医療圏域における支援のあるべき姿について・・・・・・・・	38
第4章 北河内二次医療圏域社会資源について・・・・・・・・	41

第1章 重症心身障がい児者とは

「重症心身障がい児者」の定義は全国的に統一されていませんが、大阪府では、重度の身体障がい（身体障がい者手帳1・2級）と重度の知的障がい（療育手帳A）が重複する障がい児者を「重症心身障がい児者」と定義しています。

第1 大阪府における重症心身障がい児者の状況

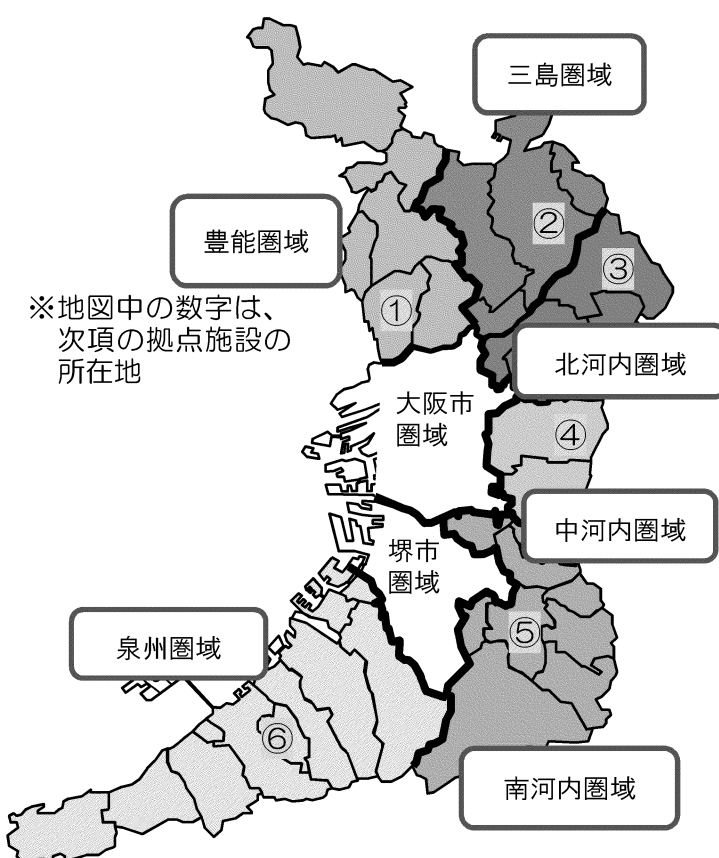
大阪府内における重症心身障がい児者数を調査したところ、平成27年7月1日時点において、8,284人となっており、3年前の調査と比べ368人増加しています。年齢別の割合として、18歳未満が約30%、18歳から40歳までが約40%、40歳以上は約30%となっています。

【二次医療圏域ごとの重症心身障がい児者数】

※平成27年7月1日時点

圏域	重症心身障がい児者数
豊能圏域	1,013名
三島圏域	714名
北河内圏域	1,111名
中河内圏域	762名
南河内圏域	535名
泉州圏域	854名
政令市 (大阪市・堺市)	3,295名
大阪府合計	8,284名

【大阪府の二次医療圏域】



（参考）平成22年に大阪府が実施した調査では、重症心身障がい児者の障がいの原因となった主病名については、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）数914名のうち、障害児（17歳以下）は、「脳性まひ」が70名（17.2%）と最も多く、次いで「新生児疾患（HIE・PVL・IVH・核黄疸）」が48名（12.2%）、「染色体異常症」が46名（11.6%）、「先天性脳奇形」33名（8.4%）となっています。また、障がい者（18歳以上）については、「脳性まひ」が202名（39.1%）と障がい児と同様に最も多く、「West症候群、他のてんかん」が46名（8.9%）、「その他の脳病変」が31名（6.1%）、「髄膜炎・脳炎・脳症」と「新生児疾患（HIE・PVL・IVH・核黄疸）」がそれぞれ28名（5.4%）となっています。

（参考：「医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等の地域生活支援方針に係る調査研究事業報告書」（平成23年3月：大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 重症心身障がい児（者）等の地域生活支援方針調査検討会）

※重症心身障害児者の定義が大阪府の定義よりも少し狭くなっていますが、全国重症心身障害児（者）を守る会ホームページにも説明がありますのでご覧ください。(URL : <http://www.normanet.ne.jp/>)

《社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 ホームページより転載》

重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と呼ぶことに定めています。これは、医学的診断名ではありません。児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)です。

その判定基準は、国は明確に示していませんが、現在では、大島の分類という方法により判定するのが一般的です。重症心身障害児(者)の数は、日本ではおよそ 43,000 人いると推定されています。

障害の原因

重症心身障害の発生原因は様々です。現在広く用いられている原因分類には、生理的要因、病理的要因、心理・社会的要因の三つに分別する考え方があります。また、出生前の原因(胎内感染症・脳奇形・染色体異常等)、出生時・新生児期の原因(分娩異常・低酸素・極小未熟児・重症仮死産等)、周生期以後の原因(脳炎などの中枢神経感染症・てんかんなどの症候性障害)に分類することもあります。

重症心身障害児の発生数は、医学・医療の進歩充実により、減少するよりもむしろ増加しているといわれています。その理由として、超低出生体重児や重症仮死産などで、かつては救えなかったいのちが救命できるようになったことが大きな要因と考えられております。

幼児期の溺水事故や交通事故の後遺症に起因するものも多くなっております。

特徴（障害状態像）

姿勢	殆ど寝たままで自力では起き上がれない状態が多い
移動	自力では困難、寝返りも困難、座位での移動、車いすなど
排泄	全介助（知らせることができない（70%）・始末不可（76%）
食事	自力ではできない（スプーンで介助）。誤嚥（食物が気管に入ってしまうこと）を起こし易い。食形態＝きざみ食、流動食が多い。
変形・拘縮	手、足が変形または拘縮、側彎や胸郭の変形を伴う人が多い。
筋緊張	極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない。
コミュニケーション	言語による理解・意思伝達が困難。表現力は弱い、笑顔で応える。
健康	肺炎・気管支炎を起こしやすく、70%以上の方がてんかん発作を持つため、いつも健康が脅かされている。たんの吸引が必要な人が多い。

超重症児（者）

常に医学的管理下に置かなければ、呼吸をすることも栄養を摂ることも困難な障害状態にある人をいいます。在宅でも生活しています。

☆呼吸管理：レスピレーター(人工呼吸器) 装着、気管内挿管(気管に酸素を送る管を入れる)、気管切開(カニューレ設置)などの呼吸管理を要する。

☆食事機能：中心静脈栄養(口から栄養摂取できない場合に、静脈などから点滴投与する)、経管・経口による栄養補給を要する

第2章 大阪府の取り組みについて

第1 平成26年度までの大阪府の取組

1. 平成22年度から平成23年度の取組

大阪府における重症心身障がい児者施策は、平成22年度より開始しました。平成22年度から平成23年度においては、障がい児並びに家族が安心して地域生活を送れる環境の整備を目的として、「医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業」を医療基盤が整備される二次医療圏を単位として展開しました。平成22年度には北河内圏域・南河内圏域において、平成23年度は豊能圏域・三島圏域・中河内圏域・泉州圏域において、重症心身障がい児支援の拠点施設を設置し、各圏域内の市町村が参加する圏域会議と介護職員等へ介護技術の研修を実施しました。拠点施設の選定にあたっては、各圏域において重症心身障がい児支援の経験を有する重症心身障がい児施設や病院などを対象としました。

【各圏域の拠点施設】

	圏域	法人名	拠点名 (所在市町名)	実施事業種別 (H27年時点)
①	豊能圏域	社会福祉法人 愛和会	ローズコミュニティ・緑地 (豊中市)	居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所・相談支援・就労移行支援・特別養護老人ホーム等
②	三島圏域	社会医療法人 愛仁会	愛仁会リハビリテーション 病院 (高槻市)	病院(障害者施設等入院基本料算定)・訪問看護・訪問リハビリ等
③	北河内圏域	社会福祉法人 枚方療育園	枚方総合発達医療センター (枚方市)	生活介護・短期入所・療養介護・医療型障がい児入所支援等
④	中河内圏域	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	東大阪市療育センター (東大阪市)	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等
⑤	南河内圏域	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	四天王寺和らぎ苑 (富田林市)	生活介護・短期入所・療養介護・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型障がい児入所支援等
⑥	泉州圏域	社会福祉法人 弥栄福祉会	くまとり弥栄園 (熊取町)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・生活介護・短期入所・施設入所支援等

※番号は1ページ地図中の番号と対応

(2) 平成24年度から平成25年度の取組

平成24年度に策定した第4次大阪府障がい者計画において、大阪府は施策の谷間にあった分野への支援の充実を最重点施策として位置づけ、重症心身障がい児者についても地域で安心して生活を送ることができるよう支援施策の充実を図りました。

平成24年度から平成25年度にかけて、医療と福祉が円滑に連携し、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの構築を目的に、「医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)の地域ケアシステム整備事業」を展開しました。

高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にあることから、大阪府障がい者自立支援協議会の部会として『重症心身障がい児(者)地域ケアシステム検討部会』を

創設。重症心身障がい児者の支援のあり方について福祉・医療・保健・教育・学識等の有識者による議論を行い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるための取り組むべき課題を下記の3点と整理しました。

- ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備
 - ・ 当事者を中心としたネットワークを構築し、包括的に支援する機能を整備
 - ・ 市町村域を超えた広域的な視野で情報を収集し、当事者にとって身近な場所で、必要な情報を提供する体制づくり
- 医療と介護の連携強化
 - ・ 福祉サービス事業所で実施される医療的ケアをバックアップする医療機関との連携強化
 - ・ 医療と介護の互いの課題を共有と強固な地域ケアシステムを構築
- 障がい福祉サービス等の充実強化
 - ・ 医療的ケアに対応できる福祉サービス事業所の充足と地域生活の場を確保

あわせて平成23年度までに、二次医療圏域ごとに設置した拠点施設を『大阪府重症心身障がい児(者)地域生活支援センター』として大阪府独自に指定しました。医療と福祉が連携する地域ケアシステムの構築のため、市町村、保健所、子ども家庭センター(児童相談所)の行政機関が参画し、地域課題を検討する圏域会議を各センターにおいて実施しました。また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に介護サービスを提供できる福祉事業所の拡充を目的として、居宅介護や短期入所事業所等の介護職員等に対して身体介護技術研修を行いました。本研修は平成24年度の基本研修、平成25年度のスキルアップ研修と2か年で行い、重症心身障がい児者の特性理解や専門的な身体介護技術の取得を目指しました。研修修了者が所属する事業所については、大阪府ホームページで公開しています。

(URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikiseikatsu/shogai-chiki/h24iteki-kensyu.html>)

(3) 平成26年度の取組

平成26年度から各課題の解決に向けて、前年度までに構築した地域ケアシステムを実践する「ケアコーディネート事業」及び医療型短期入所事業所の整備を促進する「医療型短期入所整備促進事業」を開始しました。

「ケアコーディネート事業」は、大阪府内の二次医療圏域のうち、医療型障がい児入所施設が2施設あり、圏域内の保健所が大阪府所管である南河内圏域においてモデル的に実施しました。本事業の核として、重症心身障がい児者の支援に関わる医療・福祉・保健・教育などの関係機関が参画する二次医療圏域ケア連絡会議を設置しました。本会議体を中心に、重症心身障がい児者の実態調査、医療的ケアに取り組む事業所向けの相談会、当事者向けの福祉サービス体験会を実施し、課題の抽出や福祉サービス事業所の充実・利用促進を図りました。抽出された課題に対しては、二次医療圏域ケア連絡会議にて各機関の取り組むべき役割を確認しました。

本事業については、平成27年度も政令市と南河内圏域を除く大阪府内の5か所の二次医療圏域にて実施し、大阪府内において順次、地域ケアシステムの実践を進めていくこととしました。

その一方、南河内圏域における大阪府事業は平成26年度で終了し、平成27年度以降は市町村が中心となり、二次医療圏域ケア連絡会議を継続の上、圏域内の情報共有や各課題の解決に取り組むこととしました。

「医療型短期入所整備促進事業（※）」は「障がい福祉サービス等の充実強化」を目的として、三島圏域・南河内圏域において実施しました。人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れる短期入所事業所が府内には少なく、その整備促進を図るため、空床を活用して医療型短期入所事業を実施する病院に対し、大阪府から補助金を交付しました。

平成 26 年度は 3 病院が事業実施機関として大阪府から選定を受け、新たに医療型短期入所整備促進事業を開始しました。

(※) 医療型短期入所整備促進事業について

利用目的は、介護者のレスパイトのほか、冠婚葬祭、ご兄弟の行事、介護者の入院などで、介護者の介護負担の軽減、利用者の心身機能の維持を図ります。

利用にあたっては、利用登録が必要となり、利用者の心身状態を把握するために事前調査票の記入や事前診察を行っています。

利用日数は、利用者の希望や医療機関側の受入れ体制により設定しますが、1泊2日から1週間程度です。

(1) 実施機関（平成28年2月1日現在）

主たる対象者が異なるなど病院ごとに実施方法が異なりますので、ご注意ください。

- ・宗教法人 在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院 ホスピス・こどもホスピス病院

大阪市東淀川区東中島 6-9-3

Tel.0120-364-489（代表）

※主な利用対象者：18歳未満

- ・医療法人成和会 ほうせんか病院(外部サイト)

茨木市西福井 2-9-36

Tel.072-641-7088（代表）

※主な利用対象者：18歳以上

- ・医療法人和敬会 寝屋川南病院

寝屋川市高柳 1-1-17

Tel.072-827-1001（代表）

※主な利用対象者：18歳以上

- ・社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院

松原市南新町 3-3-28

Tel.072-333-2100（代表）

※主な利用対象者：15歳未満

- ・地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

羽曳野市はびきの 3-7-1

Tel.072-957-2121（代表）

※主な利用対象者：15歳以下

- ・社会医療法人生長会 阪南市民病院(外部サイト)

阪南市下出 17

Tel.072-471-3321（代表）

※主な利用対象者：18歳以上

(2) 対象となる方

○次のいずれにも該当する方

超重症児者・準超重症児者に該当される方

市町村において短期入所の支給決定を受けている方

大阪府内（政令市除く）にお住まいの方

(3) 制度の概要

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児の方が利用できるショートステイ（障がい福祉サービス）を医療機関において行っています。

利用目的は、介護者のレスパイトのほか、冠婚葬祭、子どもさんの行事、介護者の手術などで、利用者の心身機能の維持、家族の介護負担の軽減を図ります。

(4) 利用にあたっての留意事項

- 利用にあたっては、利用登録が必要です。
利用者の状態を把握するために事前調査票の記入のお願い、事前診察を行います。
- 病棟ベットに空きがある際の受入れになります。
- 利用日数は、1泊2日～1週間程度です。
初回の利用は1泊2日とするなど、医療機関により利用方法が異なります。
- 利用予定日に病状が悪化した場合や感染症に罹患した場合などは、保険診療に切り替える場合や、利用をお断りする場合があります。

(5) 利用までの流れ

※実施機関によって、利用方法が異なります。
詳細は実施機関にお問い合わせの上、ご確認ください。

利 用 相 談	<input type="checkbox"/> 相談窓口を利用相談 ※まずは、お電話での利用相談でサービス内容、利用手順等をご確認ください。
利用登録の申込み	<input type="checkbox"/> 事前診察の予約、利用登録書類の記入等
市町村に支給決定の相談	<input type="checkbox"/> 市町村に支給決定相談、支給決定の手続き ※お住まいの市町村の障がい福祉担当部署にご相談いただき、短期入所の支給決定を受けていただく必要があります。
事前診察・病棟見学等	<input type="checkbox"/> 事前診察の受診（外来診療） <input type="checkbox"/> 必要書類の記入・提出 登録申込書、事前調査票（問診票）、かかりつけ医調査票等
利 用 登 録 完 了	<input type="checkbox"/> 看護師面談、病棟見学 <input type="checkbox"/> 利用契約の締結
利 用 日 の 予 約	<input type="checkbox"/> 利用予定日の調整・予約
短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ) の 利 用	<input type="checkbox"/> 利用当日

(URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/shisetsufukushi/iryuu-tankinyusyo/index.html>)

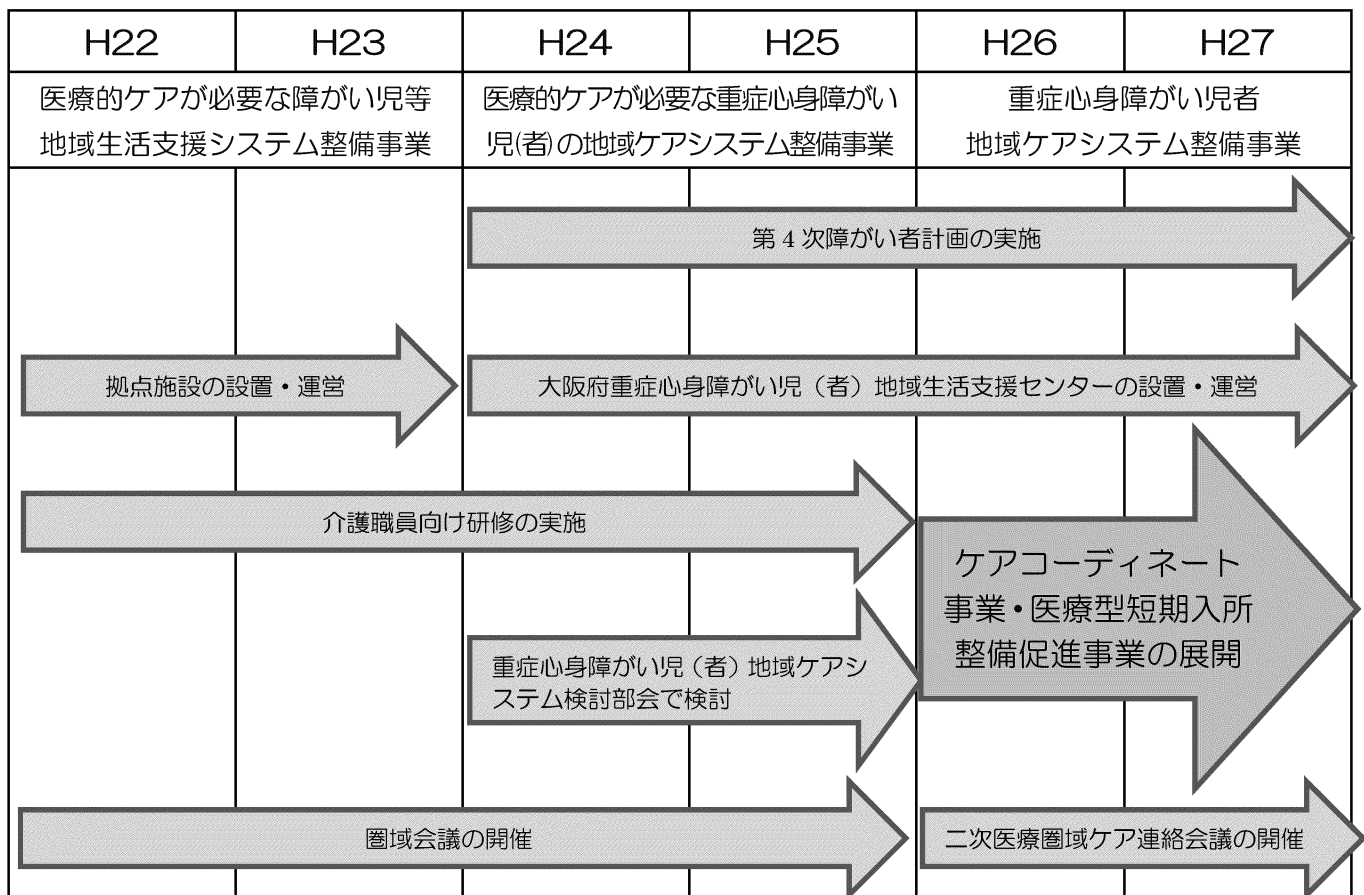
◇大阪市内においても下記の医療機関においてショートステイ事業を実施しています。(平成 28 年 3 月現在)

- ・宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション
淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院 ※主な利用対象者：18 歳未満
大阪市東淀川区東中島 6-9-3 電話：0120-364-489
- ・社会医療法人大道会 ボバース記念病院 ※主な利用対象者：18 歳以上
大阪市城東区東中浜 1-6-5 電話：06-6962-3131
- ・社会福祉法人石井記念愛染園 附属愛染橋病院 ※主な利用対象者：18 歳未満
大阪市浪速区日本橋 5-16-15 電話：06-6634-8901
- ・大阪市立住吉市民病院 ※主な利用対象者：18 歳未満
大阪市住之江区東加賀屋 1-2-16 電話：06-6681-1000

また、両事業の実施内容や医療的ケアに対応できる事業所等の情報を発信するため、重症心身障がい児者に係る大阪府事業を整理したホームページを作成しました。

(URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/tiiki-keasisutemu.html>)

【平成 22 年度から平成 27 年度までの取組イメージ】



第2 大阪府における重症心身障がい児者の地域支援に係る課題

1 ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備

重症心身障がい児者の在宅生活において核となる支援者は、生後（入院後）から退院前後においては病院のMSW（メディカルソーシャルワーカー）、乳幼児期においては保健所や保健センターの保健師、学齢期においては学校の教員、成人期以降は市町村職員や相談支援専門員と、支援される重症心身障がい児者の年齢によって変遷します。支援機関が移り変わった場合においても継続した支援を実施するため、支援者間が相互理解の上、それぞれの情報を共有しながら、一貫した支援を行う体制の構築が必要となります。

2 医療と介護の連携強化

重症心身障がい児者の約半数は医療的ケアが必要と推測され、その生活の支援にあたっては医療と介護の連携が不可欠です。

これまで二次医療圏域で開催してきました圏域会議において、保健所・子ども家庭センター（児童相談所）・大阪府及び市町村障がい福祉主管課の間における連携体制の構築を実施してきましたが、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に係る課題解決のためには、医療や福祉サービスを実際に提供する支援機関の参加も必要でした。それらの関係者が地域における社会資源や課題等についての情報収集や議論等を通じて、関係機関が「顔の見える関係」をつくり、相互理解を深めながら連携を強化する必要があります。

3 障がい福祉サービス等の充実強化

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できるノウハウを有する福祉サービス事業所は少ない。医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の状況やサービス提供事例について、サービス提供側に理解を求め、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できる福祉サービス事業所を増加させることが必要です。

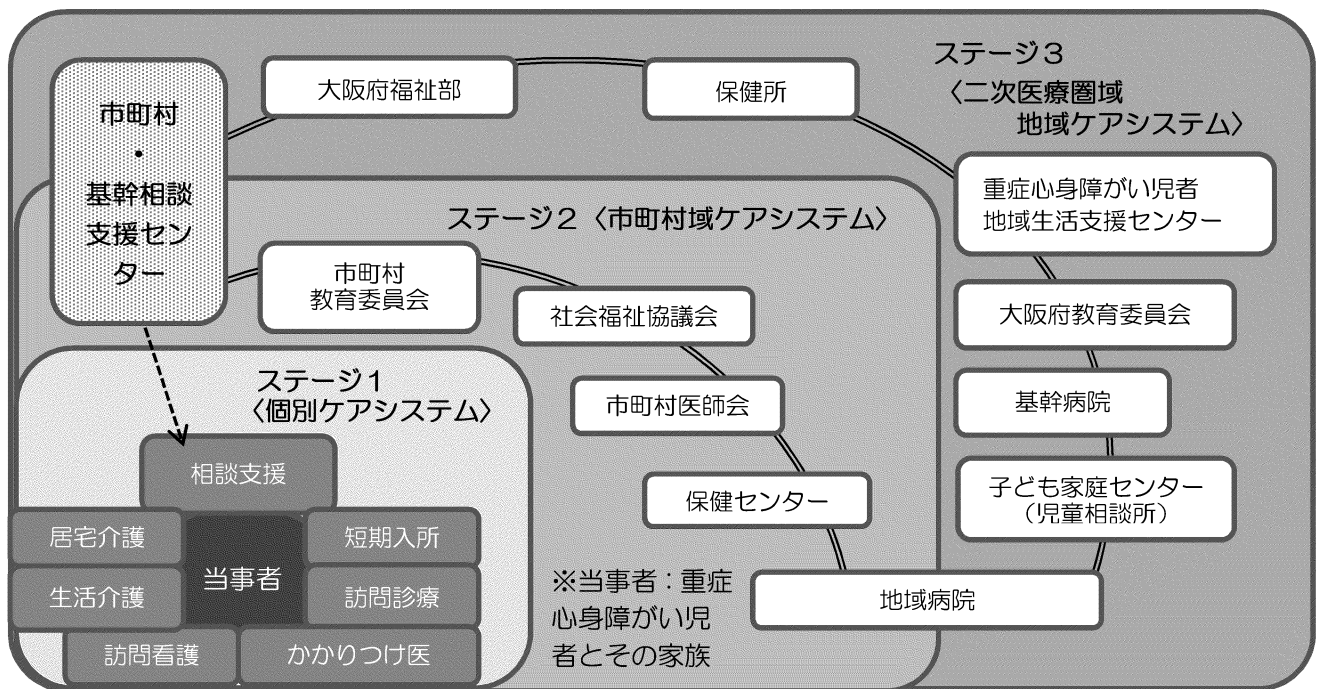
平成24年度における社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、喀痰吸引等の一部の医行為については、一定の要件の下、介護職員等も実施できるようになっています。しかしながら、喀痰吸引等の行為を実施する登録特定行為事業者は今後さらに必要であり、地域ごとに偏在している状況もみられます。そのため、制度周知を図り、登録特定行為喀痰吸引等を実施する事業所の増加も求められています。

また、重症心身障がい児者へのアンケート結果等によると、最も高いサービスのニーズは短期入所事業所です。しかし、現在、大阪府内において高度な医療的ケアに対応できる医療型短期入所事業所が少ない状況にあります。介護者の負担軽減等のため医療型短期入所事業所の整備促進が求められます。

上記の課題を解決するため、平成27年度においては重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業を展開し、重症心身障がい児者を支援する地域ケアシステムの実践を行いました。

地域ケアシステムには、重症心身障がい児者の直接のサービス提供者により構成されるもの【個別ケアシステム】、市町村域を単位として構成されるもの【市町村域ケアシステム】、市町村域を越えて構成されるもの【二次医療圏域ケアシステム】の三層構造で重層的に実施されます。各層において医療や福祉などの関係機関が連携する支援体制を構築します。将来的な地域ケアシステムの完成形は、援護の実施者である市町村が重層構造の中心となって、支援を実施することを想定しています。

【地域ケアシステムの完成イメージ図】



【地域ケアシステムの内容】

	実施主体	内容
個別ケアシステム	基幹相談支援センター等	サービスを提供する関係機関が支援方法などの情報共有を行う
市町村域ケアシステム	市町村	援護の実施者である市町村が、福祉サービスの支給決定やサービス等利用計画の策定などを実施するために、重症心身障がい児者とその家族の状況やニーズを把握する
二次医療圏域地域ケアシステム	大阪府 →市町村連合体	市町村域でのケアシステムが十分に機能するために、市町村域を超えて広域的に整備されている医療機関や保健所などの支援機関が専門的な立場から支援を行う

第3 厚生労働省の「平成27年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」の取組

1 事業実施体制

『平成27年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業』については、大阪府が平成27年度に実施する『重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業』のうち『ケアコーディネート事業』の内容を対象とするものです。ケアコーディネート事業は、平成26年度に南河内圏域でモデル的に実施した内容を基本とし、大阪府の二次医療圏域を単位として、豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、泉州圏域の5圏域にて実施します。事業の実施にあたっては、二次医療圏域ケア連絡会議の運営や一部事業の企画・実施について、各法人が有する専門性の活用や事務の円滑化のため、大阪府が独自に設置している「重症心身障がい児者地域生活支援センター」の運営法人に対して委託を行いました。

(1) 二次医療圏域ケア連絡会議の設置

重症心身障がい児者及びその家族への支援内容は多岐に渡るため、医療・福祉・保健・教育などの様々な支援者が連携する地域ケアシステムを構築の上、支援を実施される必要があります。

そのため医療、福祉、保健、教育などの関係機関が参画し、重症心身障がい児者に対する各機関の取組内容を決定・実践することを目的に、ケアコーディネート事業を実施する5つの二次医療圏域において、二次医療圏域ケア連絡会議を設置しました。

設置にあたっては、昨年度まで実施した圏域会議の構成機関（市町村障がい福祉主管課・保健所・児童相談所）に加えて、直接、重症心身障がい児者を支援している市町村医師会、地域病院、訪問看護ステーション及び支援学校（主に肢体不自由児が就学する学校）からも参画を求めました。会議の参加者について、行政機関からは、保健所長、市町村障がい福祉主管課長、支援学校長の代表者を委員として選定し、市町村医師会等の支援機関からは、重症心身障がい児者の支援に携わっているものを委員として選定しました。

各二次医療圏域において年間5回ずつ会議を開催。重症心身障がい児者と介護者の状況やニーズ及び地域の社会資源状況等を把握するため、平成27年度に大阪府が実施する取組内容等について検討・議論を行い、地域ケアシステムの運用のために必要な関係機関の役割分担の整理や、支援体制の構築、情報発信などを行いました。また、本会議体をスーパーバイザーとして位置づけ、構成機関及び各委員がそれぞれの専門分野において重症心身障がい児者のスーパーバイズを行うこととしました。

【二次医療圏域ケア連絡会議の構成機関】

	豊能圏域	三島圏域	北河内圏域	中河内圏域	泉州圏域
大阪府福祉部	障がい福祉室地域生活支援課・障がい福祉室生活基盤推進課				
保健所	池田保健所 吹田保健所 豊中市保健所	茨木保健所 高槻市保健所 高槻市子ども保健課	寝屋川保健所 守口保健所 四條畷保健所 枚方市保健所	八尾保健所 東大阪市保健所	和泉保健所 岸和田保健所 泉佐野保健所
児童相談所	池田子ども家庭センター	吹田子ども家庭センター	中央子ども家庭センター	東大阪子ども家庭センター	岸和田子ども家庭センター
市町村 (障がい福祉 主管課) (※基幹相談 支援センター も随時参加)	豊中市 池田市 吹田市 箕面市 豊能町 能勢町	高槻市(※) 茨木市(※) 摂津市 島本町 ※高槻市・茨木市は 児童福祉主管課も参 加	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市	八尾市 柏原市 東大阪市	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町
市町村医師会	豊中市医師会 池田市医師会 箕面市医師会 吹田市医師会	高槻市医師会 茨木市医師会 摂津市医師会	枚方市医師会 守口市医師会 交野市医師会 大東・四條畷医 師会 寝屋川市医師会 門真市医師会	布施医師会 枚岡医師会 河内医師会 八尾市医師会 柏原市医師会	岸和田市医師会 泉大津市医師会 貝塚市医師会 泉佐野泉南医師 会 和泉市医師会 高石市医師会
地域病院	市立豊中病院 坂本病院 皐月病院	高槻病院 ほうせんか病院	関西医科大学附 属滝井病院 関西医科大学香 里病院 市立ひらかた病 院	東大阪市立総合 病院 八尾市立病院	新仁会病院 和泉市立病院 市立岸和田市民 病院 泉大津市立病院 市立貝塚病院
大阪府訪問看 護ステーショ ン協会	訪問看護ステー ションC I L 豊 中	大阪医科大学訪 問看護ステーシ ョン	訪問看護ステー ションみなみ	ふれあい訪問看 護ステーション	大阪府済生会泉 南訪問看護ステ ーション
支援学校	箕面支援学校	茨木支援学校	交野支援学校	東大阪支援学校	岸和田支援学校
重症心身障がい 児者地或生活支 援センター	ローズコミュニ ティ緑地	愛仁会リハビリ テーション病院	枚方総合発達医 療センター	東大阪市療育セ ンター	くまとり弥栄園

※各構成機関の正式名称等は参考資料に記載

(2) 二次医療圏域ケア連絡会議の開催状況

二次医療圏域ケア連絡会議の立ち上げにあたっては、各委員に対して開催目的や概要について事前に説明を行いました。市町村、保健所、児童相談所については、前年度に開催した圏域会議の場を活用して説明を実施しました。新たに参加する医師会、地域病院、訪問看護ステーション、支援学校の委員については、まず各委員の所属組織に対して、事業目的等を説明し、委員の推薦を依頼しました。その後、推薦委員に対して事業内容や目指すべき姿について説明を行い、目的意識の共有を図りました。

第1回会議では、参加委員の認識の共有のため、『自己紹介』と前年度までの大阪府の取組を説明しました。『自己紹介』については、会議に参画する委員の相互理解を深めるため、十分に時間を確保し、各委員が重症心身障がい児者に対して実施している支援内容について具体的な紹介を求めました。

第2回会議では、「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」（以下、「実態調査」という）と「障がい福祉サービス体験会」（以下、「体験会」という）を議題とした。「実態調査」については、大阪府より調査項目案に対して、各委員の専門知識に基づく意見をいただき、第3回会議において確定する運びとなりました。「体験会」については、委託法人が企画した提示した実施案について意見をいただきました。また、各委員が地域ケアシステムをより深く理解するため、重症心身障がい児者支援における基幹病院の役割や現状について、基幹病院の医師からの講演を行いました。

第3回会議では、「実態調査」と「医療的ケア実施相談会」（以下、「相談会」という）を議題としました。「実態調査」については、第2回会議で議論された各委員の委員を取りまとめ、調査項目案を確定しました。「相談会」については委託法人が企画した実施案について意見をうかがいました。また、各委員が重症心身障がい児者の理解を深めるため、重症心身障がい児の在宅生活について、重症心身障がい児者の介護者から現状や希望についての聞き取りを行いました。

第4回会議では「実態調査」結果と「社会資源調査」を議題とした。「実態調査」結果については速報値の報告と今後の集計内容について議論を行いました。「社会資源調査」については、大阪府より調査項目案に対して、各委員の専門知識に基づく意見をいただき、第5回会議において確定する運びとなりました。

第5回会議では、「社会資源調査」については、照会した各委員の委員を取りまとめ、修正した調査項目案を確定しました。「実態調査」については、調査結果に基づく議論を行い、課題の抽出を実施しました。また、今年度、抽出された課題整理と解決策を検討するため、大阪府と市町村が連携して来年度も二次医療圏域ケア連絡会議を継続することとしました。

【二次医療圏域ケア連絡会議の開催状況】

	開催月	主な内容（予定）
第1回	6・7月	『自己紹介』・「平成26年度重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業」について報告
第2回	8・9月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」項目（案）の議論・「障がい福祉サービス等体験会」の確定・基幹病院医師の講演
第3回	10・11月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」項目の確定・「医療的ケア実施相談会」の確定・介護者からの聞き取り
第4回	12・1月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」結果（速報値）の報告及び集計方法の議論・「社会資源調査」項目（案）の議論
第5回	2月	「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」結果に基づく議論・「社会資源調査」項目の確定・来年度の実施体制の確定

2 地域ケアシステムの実践～重症心身障がい児支援体制構築等に対する間接的支援

(1) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」及び「障がい福祉サービス等体験会」の内容

大阪府では平成22年度からの圏域会議における情報交換や「大阪府重度障がい者介護手当」受給者アンケート等を通じて、重症心身障がい児者の実態把握に努めてきました。その結果、重症心身障がい児者数や必要とするサービスなどを把握し、平成26年度から最も高いニーズである短期入所事業所の整備促進のため、『医療型短期入所整備促進事業』を実施してきました。

しかしながら、重症心身障がい児者及び介護者の状況やニーズ等については個別性が高く、更なる状況を把握する必要があると考えられるため、「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」と「障がい福祉サービス等体験会」を実施しました。各施策の実施にあたっては、大阪府ホームページにて告知するとともに、二次医療圏域ケア連絡会議の委員から対象者への直接の声かけ、支援学校でのチラシ配布、当事者団体等からの情報発信等により広く周知されるように努めました。

ア 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の内容

個別性が高い重症心身障がい児者の実態を把握するため、政令市を除く大阪府内の重症心身障がい児者に対し、「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」を実施。二次医療圏域ケア連絡会議にて調査内容の検討を行い、調査項目は「ご本人の状況」、「ご家族の状況」、「医療のこと」、「障がい福祉サービスのこと」、「教育のこと」、「情報収集のこと」の6項目41問としました。

イ 「障がい福祉サービス等体験会」の内容

福祉サービス事業所を十分に利用したことがない重症心身障がい児者に対して、福祉サービス利用のきっかけをつくり、サービス利用の促進等を目的に開催。各二次医療圏域の委託法人による福祉サービスの利用体験と、介護者の交流会を実施し、重症心身障がい児者と介護者のニーズや課題を直接的に把握できる内容としました。

(2) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の実施概要

ア 調査方法 質問紙による郵送調査

※個人情報保護及び取扱の観点から、調査資料の発送は市町村、調査の回答先・結果集約・費用負担は大阪府と役割を分担して実施

イ 調査対象 大阪府内（政令市除く）の重症心身障がい児者

ウ 調査期間 平成26年7月～8月：（南河内圏域）

平成27年12月～平成28年1月：（豊能・三島・北河内・中河内・泉州圏域）

エ 調査対象者及び回答状況

圏域	調査対象人数	回収数	有効回収率
豊能圏域	981	371	37.8%
三島圏域	719	308	42.8%
北河内圏域	1,157	478	41.3%
中河内圏域	759	297	39.1%
南河内圏域	516	256	49.3%
泉州圏域	878	375	42.7%
全体	5,010	2,085	41.6%

(3) 「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の結果

ア 「ご本人の状況」

年齢については、18歳以下が約30%、19歳～39歳と40歳以上がそれぞれ約35%、介護保険制度の対象となる65歳以上は4.1%でした。

身体障がいの状況として、8割以上のものに肢体不自由の障がいがあります。

医療的ケアの状況は、6割以上の方が医療的ケアを必要としています。なお、服薬管理のみを必要とする方を除いた場合、医療的ケアが必要な方は46.7%です。

【年齢の状況】

		全体	6才未満	6歳～12歳	13歳～18歳	19歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	無回答
		全体	回答数(人)	2,085	117	244	228	745	647
	割合(%)	100.0	5.6	11.7	10.9	35.7	31.0	4.1	0.9
在宅	回答数(人)	1,591	108	236	217	623	366	32	9
	割合(%)	100.0	6.8	14.8	13.6	39.2	23.0	2.0	0.6
施設等	回答数(人)	464	8	8	10	116	264	53	5
	割合(%)	100.0	1.7	1.7	2.2	25.0	56.9	11.4	1.1

【身体障がい状況】

		全体	肢体不自由	内部障害	音声・言語 咀嚼機能	視覚障害	聴覚・ 平衡機能	無回答
	割合(%)	100.0	84.8	9.8	18.1	11.4	10.0	3.3
在宅	回答数(人)	1,591	1,376	165	238	162	150	35
	割合(%)	100.0	86.5	10.4	15.0	10.2	9.4	2.2
施設等	回答数(人)	464	372	36	134	74	56	26
	割合(%)	100.0	80.2	7.8	28.9	15.9	12.1	5.6

【医療的ケア状況】

		全体	※服薬管理のみ「必要」なものを除く					
			必要	不要	無回答	必要	不要	無回答
全体	回答数(人)	2,085	1,286	694	105	973	1,007	105
	割合(%)	100.0	61.7	33.3	5.0	46.7	48.3	5.0
在宅	回答数(人)	1,591	941	594	56	714	821	56
	割合(%)	100.0	59.1	37.3	3.5	44.9	51.6	3.5
施設等	回答数(人)	464	325	94	45	248	171	45
	割合(%)	100.0	70.0	20.3	9.7	53.4	36.9	9.7

イ 「ご家族の状況」

家族における主な介護者は母親が全体の80%以上を占めており、介護の中心を母親が担っている様子が伺えます。その他の介護者としては、父親が50%近い数字となっており、重症心身障がい児者は両親で介護している状況にあります。

主な介護者の睡眠状態を確認したところ、約30%が、「あまり取れていない」・「ほとんど取れていない」と回答し、睡眠時間については6時間未満の介護者は24%です。

介護の負担感については、医療的ケアの有無を問わず60%以上が介護負担を感じています。医療的ケア(※)が必要な場合、感じている介護負担が「非常に大きい」、「大きい」と回答した割合が高く、介護者の負担が非常に大きいことがうかがえます。

※服薬管理のみ必要な場合は、医療的ケアが不要として集計

【介護者の状況】

		全体	父	母	祖父母	兄・姉	弟・妹	その他	無回答
	割合(%)	100.0	3.8	80.9	0.1	2.0	1.2	0.7	11.3
その他の介護者	回答数(人)	1,516	683	79	84	149	99	20	674
	割合(%)	100.0	45.1	5.2	5.5	9.8	6.5	1.3	44.5

【主な介護者の睡眠状態】

	全体	ほとんど取 れていない	あまり取れ ていない	おおむね取 れている	十分にとれ ている	無回答
回答数(人)	1,591	62	411	783	239	96
割合(%)	100.0	3.9	25.8	49.2	15.0	6.0

【主な介護者の睡眠時間】

	全体	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	無回答
回答数(人)	1,414	25	314	715	265	95
割合(%)	100.0	1.8	22.2	50.6	18.7	6.7

【介護負担の程度】

	全体	負担が非常 に大きい	負担が大き い	負担がある	負担はあま りない	介護負担は ない	無回答
医療的ケア必要	714	129	194	253	99	17	22
	100.0	18.1	27.2	35.4	13.9	2.4	3.1
医療的ケア不要	821	56	154	325	194	39	53
	100.0	6.8	18.8	39.6	23.6	4.8	6.5

※「医療的ケアが必要」：服薬管理のみ必要な場合、「医療的ケアが不要」として扱った

ウ 「医療のこと」

利用している医療機関は、和泉市（泉州圏域）の「大阪府立母子保健総合医療センター」が最も多く、次いで大阪市（大阪市圏域）の「南大阪小児リハビリテーション病院（大阪発達総合療育センター）」、吹田市（豊能圏域）の「大阪大学医学部附属病院」となっており、医療機関は二次医療圏域を越えて利用されています。また、緊急時に利用できる医療機関をもたない割合が、年齢の上昇とともに増加する傾向にあります。

歯科診療の状況については、80%以上は必要があれば歯科を受診できる状態です。

【利用している医療機関】

病院名	件数	利用状況	
		よく 利用する	緊急時に 利用できる
大阪府立母子保健総合医療センター	232	124	90
南大阪小児リハビリテーション病院(大阪発達総合療育センター)	214	82	13
大阪大学医学部附属病院	133	66	56
大阪医科大学附属病院	119	53	64
森之宮病院	114	44	9
大阪市立総合医療センター	109	42	64
大阪大学歯学部附属病院	104	33	16
高槻病院	66	38	55
関西医科大学附属枚方病院	60	30	33
吹田市民病院	42	19	28
枚方総合発達医療センター	39	8	7
国立循環器病研究センター	34	10	22
安原こどもクリニック	31	12	2
ポバース記念病院	29	12	2
市立豊中病院	28	11	18
箕面市立病院	28	15	20
淀川キリスト教病院	25	14	19
近畿大学医学部附属病院	24	12	8
小松病院	23	12	7
大阪赤十字病院附属大手前整肢学園	23	8	2
近畿大学	23	14	7
関西医科大学附属滝井病院	22	12	14
大阪府立急性期・総合医療センター	21	7	2
四天王寺和らぎ苑	18	7	1
星ヶ丘医療センター	18	4	9
泉大津市立病院	18	13	9
東大阪市療育センター	18	7	0
PL病院	17	10	1
岸和田市民病院	17	8	7
阪南中央病院	17	16	0
済生会吹田病院	16	11	9
東大阪市立総合病院	16	8	14
市立ひらかた病院	15	9	14
刀根山病院	15	7	9
北野病院	15	10	10

【緊急時に利用できる医療機関】

		全体	ある	ない	無回答
全体	回答数(人)	1,829	898	674	257
	割合(%)	100.0	49.1	36.9	14.1
6歳未満	回答数(人)	101	77	20	4
	割合(%)	100.0	76.2	19.8	4.0
6~12歳	回答数(人)	217	167	45	5
	割合(%)	100.0	77.0	20.7	2.3
13~18歳	回答数(人)	206	125	69	12
	割合(%)	100.0	60.7	33.5	5.8
19~39歳	回答数(人)	649	309	255	85
	割合(%)	100.0	47.6	39.3	13.1
40~64歳	回答数(人)	563	194	246	123
	割合(%)	100.0	34.5	43.7	21.8
65歳以上	回答数(人)	76	22	32	22
	割合(%)	100.0	28.9	42.1	28.9

【歯科診療の状況】

	全体	定期的を受診	治療があれば受診	受診できない	受診の必要なし	その他	無回答
回答数(人)	1,414	835	459	44	85	127	171
割合(%)	100.0	59.1	32.5	3.1	6.0	9.0	12.1

エ 「障がい福祉サービスのこと」

重症心身障がい児者が利用している福祉サービスとしては、短期入所が最も多く、移動支援、生活介護の順となっています。

短期入所・移動支援・放課後等デイサービスにおける利用者の課題として、「急な利用ができない」、「希望日に利用できない」、「利用回数が少ない」ことが挙げられ、利用者が希望どおりにサービスを利用できない状況にあると推測されます。

短期入所を利用しない(できない)理由として、事業所が少ないことや医療的ケアに対応できないことが、挙げられています。

居宅介護の利用状況としては、入浴や更衣などの日常生活の介護が中心であり、居宅介護では医療的ケアに関する行為が、あまり提供されていない状況がみられます。

また、医療、介護、生活などに関する悩みの相談相手については、数パーセントの割合で「相談相手がいない」との回答がありました。

【利用しているサービス】

	全体	短期入所	移動支援	生活介護	居宅介護	放課後 デイ	日中一時	自立訓練	訪問入浴	児童発達 支援
回答数(人)	1591	568	536	468	428	312	226	157	93	81
割合(%)	100.0	35.7	33.7	29.4	26.9	19.6	14.2	9.9	5.8	5.1

【短期入所の課題】

	全体	利用希望日に 利用できない	急な利用が できない	サービス事業所 が少ない	利用回数・日時が 少ない	事業所までの 移動
回答数(人)	579	211	189	136	114	72
割合(%)	100.0	36.4	32.6	23.5	19.7	12.4

【移動支援の課題】

	全体	急な利用が できない	利用希望日に利用で きない	事業者との 調整	利用回数・日時が少な い
回答数(人)	606	95	77	66	65
割合(%)	100.0	15.7	12.7	10.9	10.7

【放課後等デイサービスの課題】

	全体	急な利用が できない	利用回数・日 時が少ない	利用希望日に 利用できない	サービス事業 所が少ない	利用者負担額	医療的ケアに 対応できない
回答数(人)	314	60	48	44	41	41	32
割合(%)	100.0	19.1	15.3	14.0	13.1	13.1	10.2

【短期入所を利用しない理由】

	全体	必要がない	介護者に 抵抗がある	本人に 抵抗がある	事業所が 近くにない	医療的ケアに対 応できない
回答数(人)	786	198	177	160	143	122
割合(%)	100.0	25.2	22.5	20.4	18.2	15.5

【居宅介護の利用内容】

	全体	入浴	更衣	排せつ	通院	食事	家事援助	医療的ケ アの実施	医療的ケ アの補助	その他
回答数(人)	478	334	192	190	157	128	50	39	22	56
割合(%)	100.0	69.9	40.2	39.7	32.8	26.8	10.5	8.2	4.6	11.7

オ 「教育のこと」

通学の問題点として、「家族が送迎できない場合に代わりがない」・「支援学校のバスに乗れない」の2点が主に挙げられています。

【通学の問題点】

	全体	送迎できない場合、 代わりがない	支援学校のバスに 乗れない	介護タクシー等 通学の交通費	移動中の医療的ケ ア場所の確保
回答数(人)	1,829	314	175	27	23
割合(%)	100.0	17.2	9.6	1.5	1.3

カ 「情報収集のこと」

情報収集源は、介護者同士の口コミが最も多く、次いで市町村の広報誌等でした。

【情報の入手先】

	全体	介護者同士の 口コミ	府や市町村 の広報やホ ームページ	府や市町村 に問い合わせ る	府や市町村 のパンフレ ット	団体等のパ ンフレット	基幹相談支 援センター 等から聞く
回答数(人)	2085	666	593	390	331	202	168
割合(%)	100.0	31.9	28.4	18.7	15.9	9.7	8.1

キ その他

(ア) 圏域ごとの分析

調査対象である重症心身障がい児者の状態像については、圏域間による特徴的な差異をみられませんでした。サービス利用状況についても、全体としては圏域間の差異は少ないが、「24 時間対応可能な訪問看護ステーションの状況」については圏域ごとのバラつきがあり、「歯科の通院にかかる時間」については泉州圏域において「1 時間以上」の回答が他圏域に比べ多くなりました。

【24 時間対応可能な訪問看護ステーションの状況】

		全体	ある	ない	無回答
全体	回答数(人)	377	151	152	74
	割合(%)	100.0	40.1	40.3	19.6
豊能圏域	回答数(人)	74	21	40	13
	割合(%)	100.0	28.4	54.1	17.6
三島圏域	回答数(人)	48	27	11	10
	割合(%)	100.0	56.3	22.9	20.8
北河内圏域	回答数(人)	79	29	39	11
	割合(%)	100.0	36.7	49.4	13.9
中河内圏域	回答数(人)	66	20	29	17
	割合(%)	100.0	30.3	43.9	25.8
南河内圏域	回答数(人)	42	22	9	11
	割合(%)	100.0	52.4	21.4	26.2
泉州圏域	回答数(人)	68	32	24	12
	割合(%)	100.0	47.1	35.3	17.6

【歯科の通院にかかる時間】

		全体	15分以内	30分以内	1時間以内	1時間以上	無回答
全体	回答数(人)	1015	268	339	233	154	21
	割合(%)	100.0	26.4	33.4	23.0	15.2	2.1
豊能圏域	回答数(人)	250	70	104	41	28	7
	割合(%)	100.0	28.0	41.6	16.4	11.2	2.8
三島圏域	回答数(人)	170	33	66	52	18	1
	割合(%)	100.0	19.4	38.8	30.6	10.6	0.6
北河内圏域	回答数(人)	266	73	96	60	33	4
	割合(%)	100.0	27.4	36.1	22.6	12.4	1.5
中河内圏域	回答数(人)	148	44	35	45	20	4
	割合(%)	100.0	29.7	23.6	30.4	13.5	2.7
泉州圏域	回答数(人)	181	48	38	35	55	5
	割合(%)	100.0	26.5	21.0	19.3	30.4	2.8

(イ) まとめ

重症心身障がい児者の実態調査アンケートの実施の結果、重症心身障がい児者や介護者の実態について、今後の課題検討に活用できる結果が得られました。

事前に想定されましたように、重症心身障がい児者の介護者の負担は重く、介護者の7割以上が「介護負担」を感じており、うち3割以上が「介護負担が大きい」と感じているところです。特に医療的ケアが必要な介護者の場合、8割以上が「介護負担」を感じているところです。介護負担を感じる内容としては、6割の以上の介護者が移動や入浴に関する負担を感じており、今後の検討課題の一つです。

二次医療圏域ごとの回答内容をみたと、各圏域とも概ね似たような傾向となっており、今後の施策の検討は大阪府全域で検討を進めていく必要があります。

なお、福祉サービスの利用状況の一部項目については調査票が複雑であるため、回答率が低い設問もありました。この点については、今後、更なる調査が必要です。

現段階は、アンケートの結果を整理したところです。今後、年齢別や医療的ケア別の観点から詳細な分析を進めて、重症心身障がい児者を取り巻く課題解決に向けた取組が必要となります。

(参考)

「北河内二次医療圏域重症心身障がい児者及び介護者の実態調査（アンケート）」の調査結果

- ・対象市町 : 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
- ・調査対象数 : 1,157 件
- ・調査票回収数 : 478 件 (回収率 : 41.3%)

(1) 本人の状況

【年齢】

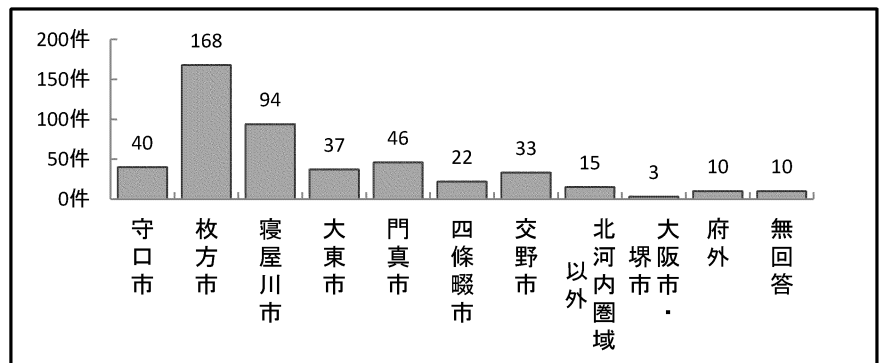
- 「18歳以下」が28%、「19～39歳」が36%、「40～64歳」が31%、「65歳以上」が4%。

【居住場所】

- 「自宅」が80%、「施設等」が18%。

【居住市町村】

- 「枚方市」が168件(35%)と最も多く、次いで「寝屋川市」が94件(20%)、「門真市」が46件(10%)



【身体障がいの内容】

- 身体障害者手帳に記載の障害名は、「肢体不自由（上肢）」「肢体不自由（下肢）」が約5割、「肢体不自由（体幹）」が4割あまり、「肢体不自由（脳原性運動機能障害）」が約3割、「音声・言語・そしゃく機能障害」が約2割。(※複数回答)

【コミュニケーションの状況】

- 言語などの理解の状況は、「日々の簡単な言葉は理解できる」が42%、「日々の簡単な言葉が理解できない」が36%。
- 意思表示の状況は、「表情で示す」が最も多く39%。(※複数回答)

【移動機能】

- 在宅の方の移動機能は、「全面介助が必要で、自分で寝返りはできない」が22%と最も多く、次いで「全面介助が必要だが、自分で寝返りはできる」が19%。

【移動方法・外出】

- 在宅の方の外出頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く65%。
- 在宅の方の移動介助の状況は、「本人と家族だけで外出することができる」が68%と最も多く、次いで「本人とヘルパーだけで、外出することができる」が40%。(※複数回答)
- 在宅の方が外出時に困ることは、「家族が介助できない時に、支援してくれるサービスがない」が27%と最も多く、次いで「車による移動が必要だが、タクシーなどの費用が高額」が25%。(※複数回答)

【入浴】

- 在宅の方の入浴状況は、「家族の協力があれば入浴できる」が55%と最も多い。「訪問入浴サービスを使えば入浴できる」は5%、「自宅での入浴は難しい状況」は7%。
- 在宅の方の入浴頻度は、「ほぼ毎日」が67%。また、医療的ケアが必要な在宅の方では64%、医療的ケアが不要な在宅の方では74%。

【医療的ケア】

- 医療的ケアが必要な割合は、在宅の方では61%、施設等の方では71%。
- 在宅の方に必要な医療的ケアは、「服薬管理」が80%と最も多く、次いで「排便管理（浣腸、摘便など）」が44%、「吸引」が28%、「吸入」が22%、「経管栄養」が21%。（※複数回答）

【日中の居場所】

- 在宅の方の日中の居場所は、「通所施設」が最も多く51%。

(2) 家族の状況（在宅の方）

【主な介護者】

- 「母親」が80%を占めている。
- 主な介護者の年齢は、「40歳以上64歳以下」が最も多く64%。高齢者（65歳以上）が主な介護者となっている割合は23%。

【介護の協力をしている人】

- 主な介護者を除いて、介護の協力をしている人は、ほとんどが「父親」。（※複数回答）

【医療的ケアを実施している人】

- 医療的ケアを実施している人は、「母親」が最も多く、「父親」は「母親」の半数程度にとどまる。（※複数回答）

【家族などの中に子育てや介護が必要な人がいるか】

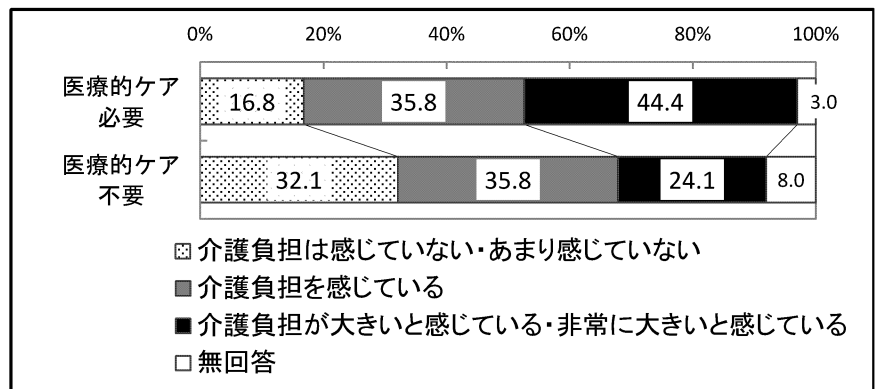
- 約2割の方に、家族などの中に子育てや介護が必要な人がいる（22%）。また、医療的ケアが必要な方のほうが、家族などの中に子育てや介護が必要な人がいる割合が高くなっている。（医ケア必要：26%、医ケア不要：16%）

【主な介護者の睡眠の状況】

- 医療的ケアが必要な方の介護者は、十分な睡眠が「取れていない」が32%。医療的ケアが不要な人の介護者（21%）の約1.5倍にのぼる。
- 医療的ケアが必要な方の介護者が睡眠中に起きる回数は、「3回以上」が19%。医療的ケアが不要な人の介護者（11%）の約1.7倍にのぼる。

【介護の負担の程度】

- 医療的ケアが必要な方の介護者の80%が、介護の負担を感じている。また44%は負担が大きいと感じている。
- 医療的ケアが不要な方の介護者でも、60%が介護の負担を感じている。



【介護が急にできない状況になった場合の対応】

- 介護が急にできない状況になった場合は、「短期入所を利用予定」が45%と最も多く、次いで「デイサービスを利用予定」が32%。（※複数回答）

【介護について不安や負担に感じること】

- 家族で介護をするなかで不安や負担に感じることは、「本人の成長により、入浴や移動が困難になる」が65%と最も多く、次いで「介護を代わりにしてくれる家族がいない、介護を人に委ねられない」が54%。（※複数回答）

(3) 医療機関・医療的ケア

【利用している医療機関】

- 利用している医療機関は、「関西医科大学附属枚方病院」が55件と最も多く、次いで「森之宮病院」が44件、「大阪市立総合医療センター」が37件。

順位	病院名	件数
1位	関西医科大学附属枚方病院	55
2位	森之宮病院	44
3位	大阪市立総合医療センター	37
4位	大阪発達総合療育センター	37
5位	枚方総合発達医療センター	27
6位	安原こどもクリニック	25
7位	小松病院	22
8位	関西医科大学附属滝井病院	20
9位	星ヶ丘医療センター	17
10位	大阪大学医学部附属病院	16

【緊急時に利用できる医療機関の有無】

- 医療的ケアが必要な在宅の方で、緊急時に利用できる医療機関がある割合は62%。
※豊能圏域63%、三島圏域77%、北河内圏域62%、中河内圏域62%
泉州圏域64%

【人工呼吸器の管理】

- 人工呼吸器の管理に不安を感じることは、「本人から離れることができないため、介護者の外出が困難になる」が74%と最も多く、次いで「本人が外出する時の準備や調整に苦労する」が56%。（※複数回答）

【吸引】

- 吸引の時間帯は、「昼も夜も実施」が54%。1回あたりの吸引頻度は、「1時間未満」が最も多い。

【吸入】

- 吸入の時間帯は、「昼も夜も実施」が27%。1回あたりの吸引頻度は、「12時間以上18時間未満」が最も多い。

【経管栄養】

- 経管栄養を行う部位または方法は、「胃ろう」が57%、「経鼻」が37%。

【医療的ケアの指導】

- 在宅の方の介護者は、医療的ケアの指導を主に「病院の医師」(69%)、「病院の看護師」(48%)から受けている。（※複数回答）

【訪問診療】

- 医療的ケアが必要な在宅の方で、訪問診療を利用している割合は11%、利用頻度は「1カ月に2~3回」が多い。
- 訪問診療をはじめたきっかけは、「医療機関から紹介」が最も多く、次いで「普段から家族でかかりつけ医として利用していた医療機関に頼んだ」(その他を除く)。

【訪問看護・訪問リハビリ】

- 医療的ケアが必要な在宅の方で、訪問看護・訪問リハビリを利用している割合は26%。
- 訪問看護師の1週間あたりの訪問回数は「1回」が多い。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1週間あたりの訪問回数は「1回」が多い。
- 訪問看護・訪問リハビリの利用者のうち、医療的ケアが必要な在宅の方で、24時間対応体制の訪問看護事業所がある割合は41%。
- 訪問看護の利用を始めたきっかけは、「医療機関から紹介」が最も多く、次いで「自分で訪問看護事業所を探した」。

【口腔ケア】

- 「定期的に歯みがきなどの口腔ケアを行っている」が77%。そのうちほとんどの人が口腔ケアを毎日おこなっている。
- 毎日口腔ケアをおこなっている方の1日あたりのケアの回数は、「1回より多い」が81%。「1回まで」が18%。
- 在宅の方の歯科の受診状況は、「歯科医から定期的に診察を受けている」が55%。（※複数回答）
- 在宅の方のほとんど（89%）が、通院で歯科を受診している。往診は10%

（4）障がい福祉サービス

【相談支援事業】

- 相談支援事業（相談系サービス）を利用したことがある方は48%。
- 相談支援事業（相談系サービス）を利用したことがない理由は、「サービスを知らない」が34%、「相談内容がない」が24%。

【サービス等利用計画】

- サービス等利用計画を作成している方は、セルフプランも含めて57%。
- サービス等利用計画を作成していない理由は、「サービス等利用計画」が何かわからない」が最も多い。

【現在、利用しているサービス】

- 在宅の方が現在、利用している障がい福祉サービスは、「移動支援」が最も多く、次いで「短期入所」、「生活介護」、「居宅介護・重度訪問介護」。（※複数回答）
- 利用者が多い4つのサービスについて、障がい福祉サービスを利用する中で課題に感じることは、「利用できる回数や日時が少ない」、「急な利用時に対応してもらえない」、「サービス事業所が少ない」、が上位の内容。（※複数回答）

利用しているサービス	サービスを利用する中で課題に感じること（その他を除く）	
	1位	2位
居宅介護・重度訪問介護	利用できる回数や日時が少ない 急な利用時に対応してもらえない	サービス事業所が少ない
生活介護	サービス事業所が少ない	利用できる回数や日時が少ない
短期入所	急な利用時に対応してもらえない	サービス事業所が少ない 利用したい日に予約がとれない
移動支援	急な利用時に対応してもらえない	利用できる回数や日時が少ない

【短期入所の利用状況（在宅の方）】

- 短期入所を利用している方は36%。
- 短期入所の利用頻度は「1カ月に1回」が38%と最も多く、次いで「1カ月に2回以上」が24%。また利用泊数は、「1泊以下」が最も多く35%
- 短期入所を利用していない理由は、「介護者が短期入所の利用に抵抗がある」が最も多い（「必要がない」を除く）。（※複数回答）

【短期的な入院の状況（在宅の方）】

- 短期的な入院をすることがある方は7%。
- 短期的な入院をする頻度は「7カ月以上に1回」が多い。また入院泊数は「7泊以上」が多い。

【居宅介護・重度訪問介護の利用状況（在宅の方）】

- 居宅介護・重度訪問介護を利用している方は32%。
- 居宅介護・重度訪問介護の1週間あたりの利用回数は「3回より多く7回まで」が多い。また1回あたりの利用時間は「1時間以上2時間未満」が多い。
- サービス内容は、「入浴介助」が69%と最も多く、次いで「更衣の介助」が41%、「排せつの介助」が40%。（※複数回答）

【相談相手】

- 健康や体調変化が気になるときの相談相手は「専門病院の医師」「往診医師・かかりつけ医」、福祉サービスや手当等の利用を考えたときの相談相手は「市町村職員」が多い。（※複数回答）
- とにかく話を聞いてほしいとき、本人の将来のこと、家族の生活に困ったときの相談相手は「家族や親戚」が最も多く、また「相談できる人がいない」が約6~7%ある。本人や家族のことについての不安を身内以外の第三者に相談する人が少ないことがうかがえる。（※複数回答）

（5）教育

【小・中・高校の状況】

- 小学校・中学校ともに「通学」が多く、「自宅への訪問教育」は非常に少ない。（※複数回答）
- 通学していた学校は、小学校・中学校ともに「支援学校（旧養護学校）」が最も多い。（※複数回答）
- 通学していた高校は、ほとんどが「支援学校（旧養護学校）の高等部」。

【通学の問題点】

- 通学する上での問題点は、「家族による送迎ができない場合に、代わりに送迎してくれる人がいない」が最も多く、次いで「支援学校（旧養護学校）の通学バスに乗れないため家族による送迎が必要」（その他を除く）。（※2つまで複数回答）

（6）情報収集

- 福祉サービス制度や手当制度などの情報の入手先は、「病院や学校で知り合った親仲間の話で聞く（介護者同士の口コミ）」が最も多く、次いで「市（町村）政だより・府政だよりなどの広報誌、市町村・府のホームページを見る」。行政よりも身近な人が情報源となっている状況がうかがえる。（※2つまで複数回答）

(4)「障がい福祉サービス等体験会」の実施状況及び成果

ア 実施状況

この体験会は福祉サービスを利用できていない重症心身障がい児者が、福祉サービスを体験的に利用することで、福祉サービスの利用促進、介護者の負担軽減、重症心身障がい児者に係る課題の聞き取りを目的として二次医療圏域ごとに実施。重症心身障がい児者と介護者を対象者として、それぞれに体験メニュー等を実施しました。

障がい児者に対しては、各委託先法人の施設やノウハウを活用して、音楽療法・スヌーズレン体験・ミスト浴、リハビリを実施した。家族以外から介護を受けることで、重症心身障がい児者と介護者が福祉サービスの利用のイメージを持ち、福祉サービスの利用のきっかけを作りました。

重症心身障がい児者の介護者向けのメニューとしては、介護者同士で支えあえる関係を作れるよう交流会を設定し、お互いの不安や悩みなどを話す時間を設けました。交流会には「重症心身障がい児者の先輩お母さん」もピアカウンセラー的な立場で参加し、自身の支援経験を踏まえて、介護者の不安や悩みに対するアドバイスも行い、介護者の精神的な負担軽減を図りました。

【障がい福祉サービス等体験会の実施状況】

圏域	開催日	対象者	内容	参加者数		
				全体	障がい児	障がい者
豊能圏域	8月30日	重症心身障がい児者とその家族等	サービスの体験（スヌーズレン、音楽療法、感覚活動）、介護者交流会	6名	4人	0人
三島圏域	10月25日		サービスの紹介・体験（ボールプール・リハビリ）、介護者交流会	37名	12名	6名
北河内圏域	8月8日		サービス体験（スヌーズレン・ミスト浴）、介護者交流会、看護師等によるケアの相談	7名	3名	2名
泉州圏域	8月29日		サービスの体験（音楽療法）、介護者交流会	8名	5名	1名

※中河内圏域については、参加予定者の都合により中止

ア 実施成果

体験会に参加した多くの重症心身障がい児者にとっては、体験会の内容は初めて経験することが多い。終了後のアンケート回答では「子どもが楽しそうに見えた」「慣れない感覚に子どもは戸惑っていたが、それも良い経験と思う」などの肯定的な意見が中心でした。介護者の交流会については、「同じような立場の方と話せてよかった」「先輩の意見を聞いて良かった」との意見が多数を占めました。

福祉サービス利用についても、「これから福祉サービスを利用したい」との意見が9割近くを占めていましたが、その一方で「医療的ケアがあるために福祉サービスを利用できない」という声も多くあり、医療的ケアに対応できるサービス事業所の拡充は課題です。

なお、昨年度、同様のイベントを実施した南河内圏域では、体験会開催後、短期入所の利用者数が前年同月と比べ2倍以上となる月もあり、福祉サービスの利用が促進されている結果があります。

3 重症心身障がい児者を支援する人材育成～医療的ケア実施相談会

(1) 実施内容

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者へのサービス提供を実施する福祉サービス事業所は少なく、その増加を目的として、医療的ケア実施相談会を各二次医療圏域で開催しました。相談会の参加対象者は福祉サービス事業所と福祉サービス事業所と連携して支援する訪問看護ステーションとし、開催案内を各事業所に郵送することで体験会の周知を図りました。

医療的ケア実施相談会は、大阪府からの講義、支援事例の紹介、医療・福祉機器の展示の三つから構成されました。

大阪府からは重症心身障がい児者への福祉サービスの提供ができる介護職員の養成を目指して、「在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト」等を活用して、重症心身障がい児者の理解を深めるための講義を実施しました。あわせて、喀痰吸引等が実施できる事業所の増加を図るため、喀痰吸引等の制度の周知、事務手続き等の説明を行いました。

支援事例の紹介については、参加者が医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対する支援イメージを持ち、サービス提供を開始できるようにするため、医療と福祉が連携して支援するケースについて各支援者からの実践報告を行いました。当事者家族、訪問看護、居宅介護、生活介護、相談支援、市町村等が、支援の内容や課題、事業所連携体制状況、ニーズ等について、それぞれの立場から説明し、在宅で生活する重症心身障がい児者への支援への必要性を訴え、福祉サービス事業所が充実するよう啓発を行いました。

あわせて、人工呼吸器、吸引器、車椅子などの医療・福祉機器を展示し、各機器の製造業者からの説明を実施することで、医療・福祉機器の理解を深め、参加者の資質向上を図りました。

【医療的ケア実施相談会】（北河内圏域 支援事例紹介資料）

Fさんの週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日				
7:00											
8:00		小児科訪問診療 (寺嶋塚田こども クリニック)月1回									
9:00	生活介護 (オールケア寝屋 川)	生活介護 (枚方総合発達 医療センター)	訪問リハビリ (イチタス)	生活介護 (オールケア寝屋 川)	居宅介護 (こんぱす東大 阪)	脳外科訪問診療 (やまぐちクリニッ ク)月1回					
10:00											
11:00											
12:00											
13:00											
14:00								訪問看護 (イチタス)	居宅介護 (ニチイケアセン ター幾野)		
15:00											
16:00									居宅介護 (にじけアセンタ ー)	居宅介護 (ニチイケアセン ター幾野)	枚方総合発達医療センター短期入所 1~2ヶ月に一泊 言語療法(自費)週一回 不定期通院 星ヶ丘医療センター小児科 2ヶ月に一回 星ヶ丘医療センター泌尿器科 6ヶ月に一回 大阪病院消化器外科 5ヶ月に一回(胃ろう交換) 阪大歯学部顎口腔機能治療部 6ヶ月に一回
17:00								訪問看護 (交野市医師会) 隔週	居宅介護 (こんぱす東大 阪)	訪問歯科 (原歯科)3ヶ月 に1回	
18:00											
19:00											

【医療的ケア実施相談会開催状況】

圏域	開催日	対象者	内容	参加人数
豊能圏域	1月16日(土)	障がい福祉サービス事業所 と訪問看護ステーション事 業所の職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・講義Ⅰ「重症心身障がい児者の現状と福祉サービス等に求めること」 ・講義Ⅱ「喀痰吸引等の制度」 ・実践報告「医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者へのチーム支援」 ・医療・福祉機器の展示 ・モデル人形を活用した喀痰吸引体験(豊能・三島・中河内圏域のみ) 	35名
三島圏域	1月30日(土)			50名
北河内圏域	11月28日(土)			56名
中河内圏域	1月17日(日)			21名
泉州圏域	1月30日(土)			73名

(2) まとめ

受講者アンケートでは8割以上のものが満足と回答しています。受講者の声として、「サービス提供の参考となった」「多くの事業所で支える必要性があることもわかり、考えさせられた。」「一事業所として関わっている者として、本人様を中心として全体を見ることができ、自分たちの各個人の課題もみつかった」「今後のサービス提供を検討したい」「制度の疑問が解決した」などの意見がありました。

◀相談支援事業の概要は、「大阪府相談支援ハンドブック（大阪府障がい者自立支援協議会 ケアマネジメント推進部会）平成24年3月（平成26年11月改訂）」より転載▶

◇相談支援

(1) 相談支援制度とは

①基本相談支援

- 「基本相談支援」業務は、全ての相談支援業務（計画相談支援、地域相談支援及び障がい児相談支援）において共通するベースとなるものです。
- 地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、計画相談支援や地域相談支援等具体的支援の出発点ともなります。

②計画相談支援

- 計画相談支援は、市町村が指定する特定相談支援事業者が実施するもので、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」からなり、自らの生活について計画を立てることや、サービス等の利用調整が困難な障がい者に対して、ケアマネジメントプロセスに沿って本人の意思と同意のもとに計画を作成し、その計画に沿った支援を実施し、定期的な検証（モニタリング）の実施やそれに伴う計画の見直し等を行いながら継続的に支援する一連の業務をいいます。

■「サービス利用支援」とは

障がい者の心身の状況やその置かれている環境等を勘察し、利用する障がい福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいいます。

■「継続サービス利用支援」とは

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘察してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うことをいいます。

(2) 基幹相談支援センターとは

①地域の相談支援の拠点として、地域の実情に応じて、次の事業を行います。

- ・総合相談（身体・知的・精神）、専門相談の実施
- ・成年後見制度利用支援事業、障がい者虐待防止センター等虐待防止事業の実施
- ・地域の相談支援事業者への専門的指導・助言、人材育成のための研修の実施
- ・地域体制整備コーディネーターを配置の上、入所施設や精神科病院への働きかけ等の実施

②基幹相談支援センターは、自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）の事務局機能を果たすことが望ましいとされています。

(3) 相談支援とは

障がい者やその家族が、さまざまなサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、「望んでいることは何か」「何を支援すればよいか」「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政等とネットワークを構築しながら行う支援です。

(4) 相談支援専門員の役割

障がい者が地域で生活をしていると、さまざまな困難に直面します。

障がい者自身が利用できるサービスの情報を得て、自ら利用手続きを行い、適切にサービスを活用していくことは、さまざまなサービスが地域に広く散在していたり、必要なサービスが地域に不足しているといったこともあり、なかなか困難なことです。

相談支援専門員は障がい者に寄り添いながら、

- ・その人に適した障がい福祉サービスなどの情報を広く提供
- ・必要なニーズをアセスメントし、活用できるサービスについてわかりやすく説明
- ・本人が自立した地域生活を送るための総合的な支援計画（サービス等利用計画）を作成
- ・その計画に沿って複数のサービスを調整し、一体的・総合的なサービス提供を確保

するのが相談支援専門員の役割です。

身近な地域にいつでも、気軽に、どのような相談にも乗ってくれる相談窓口があることが、障がい者が地域で生活していくためには不可欠です。そして、ノーマライゼーションの実現に向け、障がいがあってもなくても、だれもが住み慣れた地域社会で普通に生活し活動できる社会を構築し、現在、地域で生活している障がい者が、そのまま地域で生活し続けることができるよう、また、これから施設や病院等から地域生活へと移行し、生活し続けることができるようにするためには、地域住民の障がいへの理解が欠かせません。相談支援の役割には、そういった地域への働きかけや啓発という役割も含まれています。

ポイント① ネットワークのコーディネーターとして

平成23年8月に改正された障害者基本法では、「地域における共生等」という項目が新設され、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」を前提としつつ、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保」され、「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」としています。

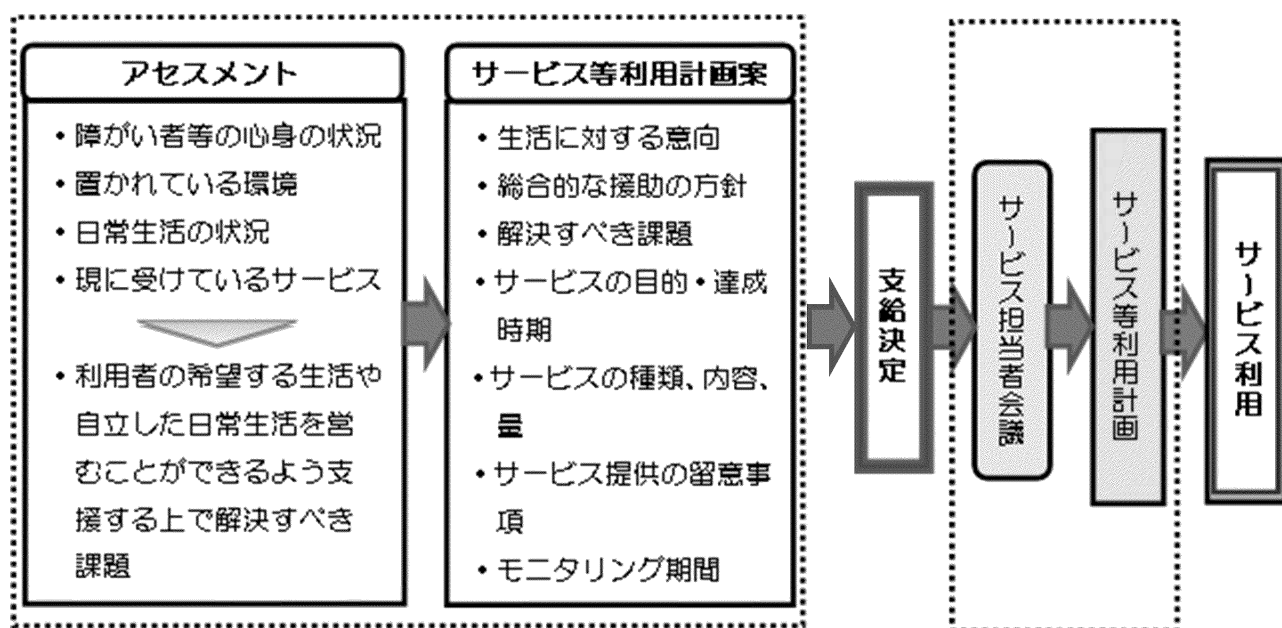
施設や病院等に入所・入院している障がい者本人の思いや希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、相談支援専門員は、関係機関とのネットワークを構築して、必要な支援を提供するコーディネーター（調整役）として重要な役割を担います。

ポイント② チームアプローチのキーパーソン

ケアマネジメントは、相談支援専門員など特定の者が全てを担当するのではなく、障がい者に関わるさまざまな分野の支援者がチームとして対応していくことに意味があります。

チームによる障がい者の生活目標に対する取り組みがチームアプローチです。障がい者の自立した生活は、生活全体を総合的に捉えることにより意味をなすものであり、サービスの総合調整を行うためには、関係者によるチームアプローチが不可欠となります。相談支援専門員は、ケアマネジメントの過程において、チームアプローチの姿勢を忘れてはいけません。

(5) サービス等利用計画作成の流れ



ポイント 本人中心の総合支援計画を念頭に置いたサービス等利用計画の立案を

「本人が望む暮らし」を長期目標として具体化した本人中心の総合支援計画を念頭に置き、当事者のニーズや課題をどのような社会資源がどのように支援していくのかを検討します。

4 その他、地域ケアシステムの実践するための取組

(1) 支援者への情報提供

障がい者総合支援法上、重症心身障がい児者の援護の実施者は市町村であるが、各市町村における重症心身障がい児者数は少なく、それぞれの個別性も高いため、市町村では支援のノウハウが蓄積されにくい状況にあります。

また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の福祉サービス事業所の利用は市域内で完結せず、他市町村の福祉サービス事業所を利用することも多い。事業所の情報は WAMNET や市町村のホームページ等で公開されているものの、他市に所在する事業所については、支援に必要な夜間・深夜の対応や入浴設備などの情報を十分には把握できていない状況にあります。

そのため、重症心身障がい児者の支援者向けに、重症心身障がい児者の概況、事業所情報、支援機関情報を掲載した支援者向けの「重症心身障がい児者支援マニュアル」を二次医療圏域ごとに作成し、支援機関において情報共有を予定しています。

重症心身障がい児者の概況は、今年度実施したアンケート結果を元に、重症心身障がい児者の状況やニーズを記載し、人事異動等により重症心身障がい児者の支援に初めて携わる支援者の理解を深める内容とします。

事業所情報については、各二次医療圏域における福祉サービス事業所を、訪問系サービス（居宅介護等）・日中活動系（生活介護等）・児童対象サービス（放課後デイサービス等）・短期入所及び共同生活援助の 4 つに区分した上で、事業所の情報を調査し、その結果を集約したものととなります。情報の収集項目としては、サービス提供時間、入浴サービス提供の有無、送迎サービスの有無、重症心身障がい児者の受け入れ実績等の変動が少ないものを中心とし、事業所の空き情報等の日々、変動す

る情報については収集しないこととしました。なお、収集した情報をホームページで公表した場合、特定の事業所に問い合わせ等が集中する恐れがあるため、収集した情報の発信先を市町村や相談支援事業所の支援機関に限定すると二次医療圏域ケア連絡会議にて整理の上、調査を実施しました。

支援機関情報は、各圏域における日常的な相談窓口として、障がい福祉、児童福祉、医療、教育、税、年金などの分野ごとに市町村や保健所の行政機関の情報を記載しました。それに加え、救急医療情報センターや小児救急電話相談など緊急時の相談窓口を記載しています。

(2) 重症心身障がい児者への情報提供

重症心身障がい児者が受け取る支援については、介護者間の口コミが一番の情報源となっています。口コミは情報の伝達速度が早いものの、不正確な情報が発信されてしまった場合、その情報の訂正は難しいため、重症心身障がい児者に対して正確な情報発信が求められています。

そのため、重症心身障がい児に対する情報入手の支援として「ガイドブック」を作成します。「ガイドブック」には正確な情報を得られる行政機関等へと誘導するため、福祉サービスや手当、トラブル等に関する相談窓口を記載の上、重症心身障がい児者のおられる世帯への発信を予定しています。

(3) 情報提供の課題

「重症心身障がい児者支援マニュアル」や「ガイドブック」に記載する情報については、定期的な更新が必要となります。特に「重症心身障がい児者支援マニュアル」に記載する事業所情報については、随時、発生する事業所の新設や廃止を速やかに反映することが求められます。その更新頻度や更新主体については、来年度も継続される予定の二次医療圏域ケア連絡会議で検討する必要があります。

(4) 関係機関との連携

重症心身障がい児者への支援は、医療や保健などの分野との連携することが必要であります。各分野の関係者が重症心身障がい児者の現状や必要な支援について理解を深めていくために、下記の関係団体が開催する会議等で大阪府の取組内容等について発信を行いました。

開催日	主催	内容
平成 27 年 6 月 28 日	医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム実行委員会	医療と福祉の連携強化のためのシンポジウムステージⅡ
平成 27 年 7 月 25 日	一般社団法人 大阪府看護協会	小児フィジカルアセスメント研修
平成 27 年 10 月 31 日	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会	訪問看護実務研修会<初級編>
平成 27 年 10 月 31 日	ショートステイ連絡協議会世話人会	第 5 回ショートステイ連絡協議会
平成 27 年 12 月 5 日 平成 28 年 2 月 27 日	一般社団法人 大阪府医師会	小児の在宅医療研修会
平成 28 年 1 月 17 日	大阪小児在宅医療を考える会世話人会	第 6 回大阪小児在宅医療を考える会

第4 重症心身障がい児者施策の課題と今後の展開

1 重症心身障がい児者施策の課題

(1) 広域的支援の必要性

重症心身障がい児者について、大阪府では重症心身障がい児者を、重度の身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）と重度の知的障がい（療育手帳A）が重複している者と定義し、一般には重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した者と言われていることから、重症心身障がい児者に係る施策は障がい福祉行政の中に位置づけられます。障がい者総合支援法上、障がい児者の支援は市町村が責務を有するものです。

しかしながら、重症心身障がい児者の約半数は医療的ケアが必要であり、重症心身障がい児者を医療面で支援する保健所や病院は市町村域を越え広域的に設置されることになっています。また、日々の医療的ケアを支える訪問看護ステーションや福祉サービス事業所のうち、重症心身障がい児者に対応できる事業所は市町村域では少なく、市町村域を越えた事業所の利用も多い。さらに各市町村における重症心身障がい児者数は身体障害者手帳を有する者のうちの数パーセントに過ぎないため、支援のノウハウの蓄積が難しく、限られた財源・人員で実施される市町村施策の優先順位は低くなりがちです。

これらのことから、重症心身障がい児者の支援については市町村単独で実施することは難しく、広域的で専門性を有する機関の役割を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 必要とされるサービス

重症心身障がい児者の支援に係る課題は多岐に渡っていますが、事業の実施を通じて、「移動」、「入浴」、「事業所の不足」の3点が特に大きな課題として考えられます。

そのうち「移動」と「入浴」に関するサービスについては、障がい者総合支援法の77条にて定められた市町村地域生活支援事業において、「移動支援事業」が必須事業として、「訪問入浴サービス」が任意事業として定められています。しかしながら、移動支援事業については、実施要綱において「各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること」と定められており、各市町村によって実施内容が大きく異なります。「訪問入浴サービス」については任意事業であると位置づけられていますので、未実施の市町村が11市町村あります。実施されている場合であっても、移動支援事業同様、市町村によるサービス内容のバラつきが大きい。

重症心身障がい児者に対応できる事業所が不足する原因としては、重症心身障がい児者に対応できる人材が不足していることが大きい。喀痰吸引等の特定行為が実施可能な介護職員は民間の登録研修機関において養成され、徐々に数は増えているところですが、今後も介護職員の養成については継続的な取り組みが必要です。その一方、重症心身障がい児者に対応することを目的とした訪問看護師の養成は実施されていません。在宅で生活する重症心身障がい児者の生活を訪問看護師がコーディネートすることも多く、重症心身障がい児者に対応できる訪問看護師の養成は急務です。

また、実態調査結果からも短期入所サービスのニーズは高いことが読み取れますが、現在、医療型短期入所事業所が整備されていない圏域があります。介護者の負担軽減のため、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できる医療型短期入所の整備促進も引き続き継続していく必要があります。

(3) 医療と介護の連携強化

重症心身障がい児者の支援にあたっては、医療と福祉の他職種が連携して支援することが必要であります。平成 27 年度は二次医療圏域ケア連絡会議において、広域的な機関を中心に相互理解を進めてきたところであります。

今後は市町村域などのケアシステムの枠組みにおいても、医療の支援者が福祉制度について、福祉の支援者が医療制度について、それぞれの理解を深め、強固な連携のもとで支援を実施することが求められます。

2 来年度以降の取組

(1) 二次医療圏域ケア連絡会議の継続

平成 27 年度までに大阪府内の 6 圏域にて、重症心身障がい児者を重層的に支援する地域ケアシステムの実践に取り組みました。重症心身障がい児者の支援者となる病院、保健所、児童相談所などの機関は市町村域を越え広域的に整備・設置されたこと、また重症心身障がい児者に対応できる福祉サービス事業所や訪問看護ステーションの数は少ないことから、重症心身障がい児者は市町村域を越えた枠組みでサービスの提供を受けている現状にあります。

そのため、平成 28 年以降も様々な関係機関が連携する広域的な支援体制を維持・強化するため、二次医療圏域ケア連絡会議の継続によって地域ケアシステムを実践し、課題解決に向けた取り組みが必要です。あわせて、本会議体において、実態調査結果等の平成 27 年度事業結果を更に分析・検討し、重症心身障がい児者支援に必要な施策や課題について、継続的に検討していく必要があります。

これまで、二次医療圏域ケア連絡会議は広域自治体である大阪府が市町村を先導する形で設置・運営してきました。しかし、障がい者総合支援法上、障がい者の支援は市町村の責務と規定されているため、将来的な二次医療圏域ケア連絡会議の運営体制については、市町村の連合体による運営が望ましいと考えられます。

その一方、重症心身障がい児者の数・地域生活支援事業等の市町村単独事業・医療や福祉サービス事業所などの重症心身障がい児者への支援環境は市町村ごとで大きく異なっています。また、重症心身障がい児者は障がい児者全体に占める割合は少なく、これまで重症心身障がい児者は施策の谷間に置かれていたことから、市町村における支援のノウハウの蓄積が十分ではありません。そのため、市町村のみで二次医療圏域ケア連絡会議の継続的な運営も難しく、来年度の会議の運営については、大阪府と市町村が連携して実施し、課題の分析や情報提供などによりコーディネート機能の強化を図る予定です。

(2) 重症心身障がい児者を支援する人材育成の継続

今年度を実施した実態調査結果によると、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者のうち、訪問看護を利用しているのは 30.6%に留まり、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者の半数以上が訪問看護を利用していない状況にあります。

重症心身障がい児者に必要な医療的ケアは、原則として医療職(医師・看護師等)と家族だけが実施できる行為であり、訪問看護の利用率が低い現状においては、半数以上の障がい児者の医療的ケアは、家族のみで実施され、家族の負担が多大なものであると推測されます。また、訪問看護が利用できないため、容態が急変しやすい重症心身障がい児者の体調管理を行えず、体調の悪化を招くケースも多い。

訪問看護の利用率が低い背景には、重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護ステーションが少ないことがあります。平成 27 年度一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会に登録した訪問看護ステーションのうち、小児を受入可能な訪問看護ステーションは約 30%に留まっています。原因の一つとして、重症心身障がい児者の訪問看護には、医療技術だけではなく、重症心身障がい児者の特性の理解や連携する福祉制度の理解が不可欠であることが挙げられます。重症心身障がい児者が訪問看護を利用できるよう、支援に必要な知識を有する訪問看護師の育成が求められています。

そのため、平成 28 年度より、在宅重症心身障がい児者支援者育成研修の実施を予定しています。本研修では、平成 26 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業により作成された「在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト」や平成 27 年度までの本事業の結果等に基づき、訪問看護師等に重症心身障がい児者の特性や福祉サービスなどに関する知識を習得させます。その後、重症心身障がい児者の支援体験の研修を行うことで、重症心身障がい児者への支援ノウハウを身に付け、重症心身障がい児者へ対応可能な訪問看護師等の養成及び訪問看護ステーションの増加を図っていきます。

また、研修実施と連携して、今年度に実施した医療的ケア実施相談会や障がい福祉サービスの結果を踏まえて、事業者や介護者向けへのイベントを検討していきます。

(3) 基盤整備の継続・拡充

重症心身障がい児者を支える福祉サービス基盤整備のうち、広域自治体である大阪府が主体的に取り組むべき役割として医療型短期入所事業所の整備促進が挙げられます。

平成 26 年度より、大阪府では『医療型短期入所整備促進事業』を創設し、平成 27 年度においては政令市を除く大阪府内の市町村において展開し、平成 28 年 2 月において 6 病院で実施しています。本事業の実施にあたっては、先行して事業を実施している大阪市と連携し、担当部局間の情報共有に加え、実施病院間の意見交換会へ参加を行っています。

平成 28 年度については、政令市についても新たに本事業の対象とし、大阪府知事重点事業として大阪府全域において重症心身障がい児者が利用できる医療型短期入所事業所の整備を促進していきます。

(4) その他

重症心身障がい児者の在宅生活の推進とさらなる応援を目的として、平成 28 年度より『重度障がい者在宅生活応援制度』を創設。重度障がい者と同居している介護者へ給付金を支給する。本給付金については、大阪市及び堺市の政令市についても対象とし、オール大阪として重症心身障がい児者への支援を実施していきます。

乳幼児期		学齢期		成人期		老齢期
入院中	退院直後	在宅移行期	就学	進学	18歳～	40歳～50歳頃
退院前カンファレンス	退院後カンファレンス	手帳取得・障がい児サービスの利用開始	義務教育	後期中等教育	障がい福祉サービスの利用開始	親が高齢になる
<p>(1) コーディネーターの変遷：ライフステージに応じた切れ目のない支援</p> <p>病院のMSW 府保健所・枚方市の保健師 相談支援事業の相談支援専門員 学校の教員 市町の学校の教員 後見人</p>						
<p>病院から地域への移行期ではMSWが中心となって地域生活を支援するネットワークを構築 MSWが、かかりつけ医、訪問看護師、保健師と相談支援専門員と連携し、地域生活の基礎を構築</p>		<p>保健師と相談支援専門員が連携し、医療と福祉のネットワークで地域生活を支援</p>		<p>学齢期は教員がコーディネートに加わり、これまでの医療と福祉のネットワークに教育の視点を加える</p>		<p>18歳以降は相談支援専門員が中心となり、医療・福祉の支援のコーディネートを行う 介護保険のケアマネや後見人と相談支援専門員が連携し、本人の意思に寄り添った地域生活を支援</p>
<p>(2) 支援の分野の変遷</p>						
<p>専門的な高度医療 (基幹病院)</p>		<p>在宅医療のバックアップ (基幹病院・地域病院)</p>				
		<p>在宅医療 (訪問診療・往診・訪問看護・訪問リハビリ)・医療的ケアの支援 (かかりつけ医・訪問看護)</p>				
		<p>地域生活を支えるための福祉サービス (児童福祉・障がい福祉・介護保険の事業所) 事業所へのスーパーバイズ (重症心身障がい児者地域生活支援センター (枚方総合発達医療センター))</p>				
		<p>市民生活の支援 (市町村・大阪府) 相談支援の充実と支援 (基幹相談支援センター)</p>				
		<p>療育の指導 (府保健所・枚方市) 権利擁護 (後見人)</p>				
		<p>市町村教育委員会 地域保健 (保健所・保健センター) 教育 (学校)</p>				
		<p>相談支援 (子ども家庭センター) 相談支援 (障がい者自立相談支援センター)</p>				

(参考) ◆重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業 二次医療圏域ケア連絡会議参画機関の本来の役割について (北河内圏域)

所属	本来の役割
市町村	<p>(障がい福祉部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスに係る自立支援給付の支給決定等 ・地域生活支援事業の実施 ・障がい者手帳の交付申請窓口 ・手当等申請窓口 <p>(児童福祉(子育て支援)部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する事業の実施や手当の支給に関する窓口 ・発達・児童家庭相談、育児支援に関する事業の紹介、各種手当の紹介 ・申請受理 <p>(保健センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期までの児に対して、保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付、妊産婦や未熟児の訪問指導等母子保健法に基づく母子保健サービス提供や予防接種を実施 ・地域保健法に基づき、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を実施
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援の拠点として、地域の実情に応じて、次の事業を行う。(市町村が直営又は委託にて設置) <p>総合相談(身体・知的・精神)、専門相談の実施</p> <p>成年後見制度利用支援事業、障がい者虐待防止センター等虐待防止事業の実施</p> <p>地域の相談支援事業者への専門的指導・助言、人材育成のための研修の実施</p> <p>入所施設や精神科病院への働きかけ、地域体制整備に係るコーディネート</p>
大阪府保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、保健師や専門職(医師や理学療法士等)による身体障がい児及び疾病により長期にわたる療養を必要とする児の療育に関わる相談・支援を実施する公的な保健機関 ・地域保健法第4条第1項に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、地域保健対策を推進する。医療、介護及び福祉等の連携強化、地域における健康危機管理体制の確保、学校保健との連携等に努める。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者及びその家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をおこなう。また、関係機関会議や研修を行うことで機関相互の連携を深め、地域の課題解決を目指して、地域ケアシステムの向上に努める。
枚方市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、保健師や専門職(医師や理学療法士等)による身体障がい児及び疾病により長期にわたる療養を必要とする児の療育に関わる相談・支援を実施する公的な保健機関 ・地域保健法第4条第1項に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、地域保健対策を推進する。医療、介護及び福祉等の連携強化、地域における健康危機管理体制の確保、学校保健との連携等に努める。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者及びその家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をおこなう。また、関係機関会議や研修を行うことで機関相互の連携を深め、地域の課題解決を目指して、地域ケアシステムの向上に努める。
大阪府子ども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、18歳未満の児童に関する相談(養護相談、虐待相談、里親相談、虐待相談、非行相談、障がい相談、育成相談) ・障がい相談は、障がい児入所施設への入所相談、療育手帳の判定、その他障がい児に関する相談
医師会	<p>【郡市区等医師会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と協議を行いながら、学校健診や乳幼児健診、予防接種などの予防医療や、一次救急医療体制の維持などを行っている。
かかりつけ医	<ul style="list-style-type: none"> ・なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師

(参考) ◆重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業 二次医療圏域ケア連絡会議参画機関の本来の役割について(北河内圏域)

所属	本来の役割
地域病院	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の病状、医療的措置、家族状況の確認 • 他の家族の健康面への相談・助言
訪問看護ステーション	<ul style="list-style-type: none"> • 看護職(看護師、保健師、助産師)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護、リハビリテーションを実施する事業所(支援内容) • 病状、障がいの観察と看護●療養生活の必要な看護援助、指導●医療機器管理●感染他の予防●発達に際した生活の支援●リハビリ●家族支援 • 社会資源の活用相談●他職種との連携
医療型障がい児入所施設	<p>(重症心身障がい児者地域生活支援センター)</p> <p>大阪府が、重症心身障がい児者の地域生活を支える拠点として、二次医療圏域ごとに1カ所ずつ設置。圏域の課題を共有する会議や、介護職員等を対象とした「医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応する身体介護技術研修」を24年度から25年度の2カ年開催。医療型障がい児入所施設の立場から重層的な地域ケアシステムの参画者として、市町村域での地域ケアシステムの支援を専門的な立場から支援を行う。</p> <p>(医療型障がい児入所施設)</p> <p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設で、福祉サービスに併せて治療を行う。</p> <p>(療養介護事業所併設の場合)</p> <p>主として昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供</p>
大阪府立支援学校	<ul style="list-style-type: none"> • 小中学校の支援学級は市町村教育委員会、支援学校は府教育委員会が管轄 • 就学相談、学校見学会の実施 • 特別支援教育情報提供、相談 • 個別の教育支援計画の作成 • 教育相談の実施 • 地域における支援教育のセンター的役割
大阪府福祉部	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉の基本は、「真に必要な人に、必要な時に、必要なサービスが行き届くこと」。これを実現するためには、国の動向にも注視しつつ、府として、広域的、専門的な立場から必要な支援を行いながら、府民に最も身近な市町村等と連携し、施策を着実に推進していく。

第4章 北河内二次医療圏域社会資源について

重症心身障がい児者の支援には、医療・保健・福祉・教育などの多くの分野が関わります。そして、すべての分野のサービスや制度に精通した支援者を養成するためには、多くの時間と経験が必要です。そのため大阪府では各分野の支援者がチームとなり、重症心身障がい児者とその家族の地域生活を支える「多職種連携」を支援モデルとし、多職種連携を円滑に行うことができるネットワークづくりを推進しています。

重症心身障がい児者とご家族のニーズを丁寧に聞き取り、そのニーズに対応できる機関を支援者チームに加えていくことが支援者には求められます。

「社会資源調査」として、重症心身障がい児者とその家族の地域生活を支えるために活用できるサービスや制度、支援機関の情報などを集約し、ケア連絡会議の参画機関で共有することで「多職種連携」による支援を推進します。ケア連絡会議の参画機関で共有したい情報は、今後追記していきますので、それぞれの参画機関からの情報提供をお願いします。

《各分野の代表的な窓口》

医療・保健・福祉・療育・教育の分野の代表的な窓口です。それぞれの分野で実施されているサービスや助成制度などを確認する時に、活用してください。

◆ 福祉

(1) 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着促進の取り組み、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的に行います。

市町名	名 称	電話番号
守口市	守口市障害者基幹相談支援センター	06-6993-5601
枚方市	パーソナルサポートひらかた	072-848-8825
	地域支援センター ゆい	072-808-2422
	地域支援センター 陽だまり	072-809-0015
寝屋川市	寝屋川市障害者基幹相談支援センター（障害福祉室）	072-824-1181
大東市	大東市基幹相談支援センター	072-806-1331
門真市	門真市障がい者基幹相談支援センターえーる	06-6901-0101

四條畷市	四條畷市障がい者基幹相談支援センターさつき	072-877-2121 (内677)
交野市	障害者相談支援センター明星	072-891-3636

(2) 福祉事務所（各市の障がい福祉担当課）

手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談に応じています。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(3) 重症心身障がい児者地域生活支援センター

大阪府が二次医療圏域ごとに1か所ずつ設置した、重症心身障がい児者の地域生活を支える拠点。

圏域	名 称	市町村
豊能	社会福祉法人愛和会 ローズコミュニティー・緑地	豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町
三島	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	高槻市・茨木市・摂津市・島本町
北河内	社会福祉法人枚方療育園 枚方総合発達医療センター	守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市
中河内	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター	八尾市・柏原市・東大阪市
南河内	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺和らぎ苑	富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村
泉州	社会福祉法人弥栄福祉会 障害者支援施設くまとり弥栄園	岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町

(4) 大阪府障がい者自立相談支援センター

○地域支援課：06-6692-5261

障がい者の地域生活への移行を推進するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進しています。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行っています。

○身体障がい者支援課：06-6692-5262

身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。

○知的障がい者支援課：06-6692-5263

知的障がいの判定及び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。

◆ 福祉（児童）

(1) 大阪府中央子ども家庭センター

児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職員が児童に関するあらゆる相談に応じ、助言・指導等を行っています。18歳未満の児童の療育手帳の判定を行っているほか、障がい児施設入所の相談にも応じています。

	所管市	電話番号
大阪府中央子ども家庭センター	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	072-828-0161

(2) 各市の子育て支援担当課

子育てに関する相談や保育サービスを利用したいとき、子どもに関する手当の申請など、地域での子育て支援を行っています。

担当課		電話番号
守口市	こども部 子育て支援課	06-6992-1647
枚方市	子ども青少年部 子育て支援室 健康部 年金児童手当課（手当てに関すること）	072-841-1471 072-841-1408
寝屋川市	保健福祉部 こども室	072-838-0134

大東市	子どもに関する施策の 企画調整等	福祉・子ども部 子ども室 子ども政策 G	072-870-9662
	子どもに関する手当等	福祉・子ども部 子ども室 子ども支援 G	072-870-9655
	子育てに関する相談等	福祉子ども部 子ども室 家庭児童相談室	072-875-8101
	保育サービスを利用し たいとき	福祉・子ども部 子ども室 保育幼稚園 G	072-870-0474
門真市	こどもに関する手当	こども未来部 こども政策課 給付G	06-6902-6186
	地域での子育て支援	こども未来部 子育て支援課	06-6902-6404
	子育てに関する相談	こども未来部 子育て支援課 家庭児童相談センター	06-6902-6148
	保育サービスを利用 したいとき	こども未来部 保育幼稚園課	06-6902-6757
四條畷市	子どもに関する手 当・医療（障がい者医療・ 育成医療・障がい児福祉手当・ 特別児童扶養手当は障がい福 祉課）	子ども室 手当医療課	072-877-2121
	子育て支援・保育サー ビスの利用	子ども室 子ども政策課	072-877-2121
	子育てに関する相談	子育て総合支援センター	072-877-5455
交野市	こどもに関する手当		
	地域での子育て支援	健やか部 子育て支援課	072-893-6406
	子育てに関する相談		
	保育サービスの利用	健やか部 こども園課	072-893-6407

◆ 教育

(1) 市教育委員会

就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。

担当課名		電話番号
守口市	教育委員会 指導部 学校教育課	06-6995-3155
枚方市	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	050-7105-8048
寝屋川市	教育委員会 学校教育部 教育指導課	072-824-1181
大東市	教育委員会 学校教育部 教育政策室	072-870-9643
門真市	教育委員会 学校教育部 学校教育課	06-6902-7107
四條畷市	教育委員会 教育部 学校教育課	072-877-2121
交野市	教育委員会 学校教育部 指導課	072-810-0522

(2) 支援学校

就学に関する学校見学会及び教育相談等を実施しています。

学校名		電話番号	通学区域割
大阪府立寝屋川支援学校	(知的) 小・中・高	072-824-1024	小(枚方市・交野市・寝屋川市・四條畷市・大東市) 中(寝屋川市・大東市) 高(寝屋川市・門真市)
大阪府立守口支援学校	(知的) 小・中・高	06-6993-2810	小・中(守口市・門真市) 高(守口市)
大阪府立交野支援学校	(肢体) 小・中・高	072-893-2445	枚方市、交野市、寝屋川市、 四條畷市、守口市、門真市
大阪府立交野支援学校 四條畷校	(知的) 中・高	072-879-8315	中(四條畷市、大東市) 高(四條畷市、大東市、東 大阪市(盾津中、楠根中、 高井田中、新喜多中の校 区))
大阪府立枚方支援学校	(知的) 小・中・高	072-805-2731	枚方市、交野市
大阪府立むらの高等支援 学校	(知的) 高	072-805-2327	大阪市除く大阪府内全域
大阪府教育委員会事務局 支援教育課		06-6941-0351 内線 4732	

◆ 医療 ・ 保健

(1) 保健所

児童福祉法に基づき、保健師や専門職（医師や理学療法士等）による身体障がい児及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児の療育に関わる相談・支援を実施します。また、地域保健対策を推進として医療、介護及び福祉等の連携強化、地域における健康危機管理体制の確保、学校保健との連携等に努めています。

担当課		電話番号	所管範囲
枚方市保健所保健センター		072-840-7221	枚方市
大阪府寝屋川保健所	地域保健課	072-829-7771	寝屋川市
大阪府守口保健所	地域保健課	06-6993-3131	守口市・門真市
大阪府四條畷保健所	地域保健課	072-878-1021	大東市・四條畷市・交野市

(2) 保健センター

乳幼児期までの児に対して、保健指導・健康診査・母子健康手帳の交付・妊産婦や未熟児の訪問指導等、母子保健法に基づく母子保健サービスの提供や予防接種を実施します。

担当課名等		電話番号
守口市	保健センター	06-6992-2217
枚方市	保健センター	072-840-7221
寝屋川市	保健福祉センター	072-824-1181
大東市	保健医療福祉センター	072-874-9500
門真市	保健福祉センター	06-6904-6500
四條畷市	保健センター	072-877-1231
交野市	ゆうゆうセンター（保健福祉センター）	072-893-6400

(3) 大阪府訪問看護ステーション協会

ホームページで訪問看護ステーションの一覧を公表しています。

<http://care-net.biz/27/daihokan/>

訪問看護の利用方法や事業所情報が掲載された「訪問看護のご案内」を発行しています（年1回程度）

(4) 郡市等医師会

市区町村と協議を行いながら、学校健診や乳幼児健診、予防接種などの予防医療や、一次救急医療体制の維持などを行っています。

医師会名	電話番号
一般社団法人 枚方市医師会	072-845-0252
一般社団法人 守口市医師会	06-6992-6786
一般社団法人 交野市医師会	072-891-7701
一般社団法人 大東・四條畷医師会 (大東市・四條畷市)	072-876-3381
一般社団法人 寝屋川市医師会	072-828-8528
一般社団法人 門真市医師会	06-6904-0175

(5) 大阪難病相談支援センター

電話・面接などによる難病患者の療養や就労・日常生活上の個別・具体的な相談および支援などを行います。

住 所	電話番号
大阪府中央区大手前 2-1-7(大阪赤十字会館 8階)	06-6926-4553

(6) 大阪難病医療情報センター

難病患者・家族から医療、療養相談、在宅における生活相談等を行っています。

住 所	電話番号
大阪府住吉区万代東 3-1-56	06-6694-8816

(7) 救急安心センターおおさか

急な病気やケガで、病院に行った方がよいのか、救急車を呼んだ方がよいのか迷った時に相談に応じます。

救急安心センターおおさか	#7119
	06-6582-7119

(8) 大阪府救急医療情報センター

「救急車を呼ぶほどでもないが病院で診てもらいたい」ときなどに、大阪府内の医療機関をご案内します。

大阪府救急医療情報センター (24 時間 365 日)	06-6693-1199
--------------------------------	--------------

(9) 小児救急電話相談

夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがよいかどうか迷ったときに、看護師が相談に応じます。

小児救急電話相談 (午後8時～翌朝8時まで 365 日)	#8000 06-6765-3650
---------------------------------	-----------------------

(10) 障がい児(者) 歯科診療

■ 枚方療育園

◇診療日時：月曜日から金曜日

◇診療場所：枚方療育園 TEL 072-858-0373
fax:072-858-9521

枚方市津田東町2-1-1

■ 枚方休日歯科急病診療所 障害者(児) 歯科部

◇診療日時：木曜日

◇診療場所：枚方休日歯科急病診療所 障害者(児) 歯科部
TEL 072-848-0841
fax:072-848-0841

枚方市禁野本町2-13-13
(枚方市保健センター内)

■ 寝屋川市立保健福祉センター診療所

寝屋川市内に居住している障害児で地域の歯科診療所での受診が困難な方が利用できます。(当診療所で対応が可能な方に限ります。)

◇診療日時：毎週木曜日 午後1時から午後5時

第1、第3火曜日(予約制) 午後2時から5時

※祝日、年末年始(12月30日～1月4日)を除く

◇予約受付：毎週木曜日 午前9時～正午

◇診療場所：寝屋川市立保健福祉センター診療所

TEL 072-838-1638
fax:072-838-0428

寝屋川市池田西町28-22

■寝屋川市あかつき・ひばり歯科診療所

寝屋川市内に居住している障害児で地域の歯科診療所での受診が困難な方が
利用できます。(当診療所で対応が可能な方に限ります。)

◇診療日時：毎週木曜日 午後1時～午後3時

◇予約受付：月～金曜日 午前9時～午後5時

◇診療場所：寝屋川市あかつき・ひばり歯科診療所

TEL 072-823-6287

fax:072-824-1768

寝屋川市大谷町6番1号

■あおば歯科診療所

◇診療日時：水曜日、木曜日、土曜日 午後からの予約制

(年末年始、祝日は除く)

◇診療場所：守口市市民保健センター 1階 障害者歯科診療所

TEL 06-6992-2223

fax:06-6998-3762

守口市大宮通1-13-7 (守口市市民保健センター内)

※初回予約は、守口市 障害福祉課 (06-6992-1630) まで

■門真市保健福祉センター診療所 門真市障がい者(児)歯科診療

◇診療日時：水曜日(完全予約制) 午後1時～3時30分(受付は3時まで)

※年末年始・祝日を除く

◇診療場所：門真市保健福祉センター診療所 1階 歯科診療室

TEL 06-6903-3110

fax:06-6904-6832

門真市御堂町14-1

◆ 当事者団体

(1) 大阪府重症心身障がい児・者を支える会

重症心身障がい児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な活動を行っています。

<http://www.sasaeru.or.jp/>

TEL : 06-6624-2555

fax : 06-6624-2556

(2) 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会

肢体不自由児者をもつ父母がその親睦を図りながら、行政を始め関係機関や施設・団体と緊密な連携を図り、障がい者の自立や社会参加を進め、障がい者福祉の向上や障がい者理解を進める事を目的に活動しています。

<http://daishiren.mond.jp/>

TEL : 06-6940-4181

fax : 06-6943-4661

重症心身障がい児者が利用できるサービスや制度

重症心身障がい児者と介護者へのアンケート調査の結果でも、「必要な情報が届いていない」「情報を得る機会が乏しい」ことがわかってきました。利用できるサービスを知らないために十分に活用できていない方がおられたら、正しい情報を提供できるように情報を集めておくことが必要です。

ここでは、よく活用されている代表的なサービスや制度をまとめました。市町村でもそれぞれの制度によって受付窓口が異なるため、それぞれの制度について各市町村の担当窓口も記載しています。

各手当や制度は受給要件や審査がありますので、本人やご家族に案内するときには安易に「受給できる」といった断定的な言い方は避けましょう。

I. 手当・給付金

- (1) 特別児童扶養手当（1級：月額 51,100 円　2級：月額 34,030 円）27年4月現在
【受給資格】重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している方

*ただし、手当を受けようとする方又は児童が日本に住所を有しない場合、児童が児童福祉施設に入所している場合、一定所得を超える方、公的年金等を受給している児童は除きます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	こども部 子育て支援課	06-6992-1647
枚方市	健康部 年金児童手当課	072-841-1408
寝屋川市	保健福祉部 こども室	072-838-0134
大東市	福祉・子ども部 子ども室	072-870-9655
門真市	こども未来部 こども政策課	06-6902-6186
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	健やか部 子育て支援課	072-893-6406

- (2) 障がい児福祉手当（月額 14,480 円）27年4月現在、また20歳未満

【受給資格】次のいずれかに該当する方

- ①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の身体の機能障がいがある方。
- ②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる方で日常生活において常時の介護を必要とする方。

③最重度の知的障がいのある方または精神の障がいがある方で、日常生活において常時介護を要する程度以上の方。

④身体機能の障がいもしくは病状、または重度の知的障がいもしくは精神の障がい重複する方でその状態が①・②・③と同程度以上と認められる程度の方。

*ただし、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の方、肢体不自由施設等の施設に入所している方、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けている方は除きます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(3) 特別障がい者手当(月額:26,620円) 27年4月現在、また20歳以上

【受給資格】次のいずれかに該当する方

①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の異なる障がい重複している方、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい(最重度の知的障がい)が重複している方

②①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね3級程度の障がい、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がい重複している方

③両上肢、両下肢または体幹機能の障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級又は2級程度の障がいがあり、かつ日常生活動作(両上肢、両下肢及び体幹に伴う動作)を行うのに著しい困難がある方

④内部機能の障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状(慢性疾患等の内部疾患のある方も含む)があり、そのため絶対安静の状態である方

⑤精神の障がいと日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいとあって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある方

*ただし、施設入所されている方、病院等に3ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象から外れます。

詳しくは、次項担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(4) 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度事業（月額：10,000円）

【受給資格】療育手帳の障がい程度が「A（重度）」で、かつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者

*ただし、特別障がい者手当の対象者や本人が施設に入所、グループホームへの入所、病院に入院（付き添いが必要な場合は除く。）している場合、受給できません。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(4) 児童扶養手当（月額9,910円～月額42,000円（対象児童1名の場合））

【受給資格】ひとり親家庭※で、18歳未満の児童（または20歳未満で政令で定める程度の身体障がい児）を監護している方

※父または母がいても、一定以上の障がいのあるときは支給対象になる場合があります。

詳しくは、次項担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	こども部 子育て支援課	06-6992-1647
枚方市	健康部 年金児童手当課	072-841-1408
寝屋川市	保健福祉部 こども室	072-838-0134
大東市	福祉・子ども部 子ども室	072-870-9655
門真市	こども未来部 こども政策課	06-6902-6186
四條畷市	子ども室 手当医療課	072-877-2121
交野市	健やか部 子育て支援課	072-893-6406

Ⅱ. 年金

(1) 障がい基礎年金（国民年金）（1級：年額 975,100 円 2級：年額 780,100 円）

【受給資格】 国民年金の障がい等級表の 1 級又は 2 級に該当する方

- ①国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障がい者になった方
 - ②被保険者の資格を喪失したあとでも、60 歳以上 65 歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障がい者になった方
 - ③20 歳前に発生した障がいを持つ方で、20 歳に達した時
- 詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	市民生活部 総合窓口課	06-6992-1524
枚方市	健康部 年金児童手当課	072-841-1407
寝屋川市	市民生活部 市民課	072-824-1181
大東市	保健医療部 保険年金課	072-870-9654
門真市	市民生活部 市民課	06-6902-6005
四條畷市	健康福祉部 保険年金課	072-877-2121
交野市	市民部 医療保険課	072-892-0121

(2) 特別障がい給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付される制度です。

【対象者】

- (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

上記(1)または(2)の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障がい基礎年金 1 級、2 級相当の障がいに該当する方。ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	市民生活部 総合窓口課	06-6992-1524
枚方市	健康部 年金児童手当課	072-841-1407
寝屋川市	市民生活部 市民課	072-824-1181
大東市	保健医療部 保険年金課	072-870-9654

門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 保険年金課	072-877-2121
交野市	市民部 医療保険課	072-892-0121

(3) 重度障がい者特例支援事業

重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。

【対象者】

重度の障がいのある在日外国人などで、年金制度上の理由により障がい基礎年金を受給できない人で、次の①、②かつ③または④に該当している人

- ① 府内に居住する外国人又は外国人であった人
- ② 昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人
- ③ 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人
- ④ 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級であり、障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(4) 障がい厚生年金

【受給資格】厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがにより、障がい認定日において、厚生年金の障がい等級表の1級・2級または3級の障がい程度に該当する方
詳しくは、次項担当課までお問い合わせください。

事務所名	管轄区域	電話番号
日本年金機構 枚方年金事務所	枚方市・寝屋川市 四條畷市・交野市	072-846-5011
日本年金機構 守口年金事務所	守口市・大東市 門真市	06-6992-3031

(5) 障がい手当金

【受給資格】厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金を受けられる状態ではないが一定障がいの状態にある方。
詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

事務所名	管轄区域	電話番号
日本年金機構 枚方年金事務所	枚方市・寝屋川市 四條畷市・交野市	072-846-5011
日本年金機構 守口年金事務所	守口市・大東市 門真市	06-6992-3031

(6) 障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者の方が一定額の掛金を納付することにより保護者の方が死亡、又は身体に著しい障がいを有することとなった場合、障がい児者に年金を支給する制度です。

【対象者】身体障がい者(身体障がい者手帳1～3級)、知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人

- ①政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること
※政令市では各市で運営しています。
- ②65歳未満であること
- ③特別な病気がないこと

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

Ⅲ. 税金

(1) 所得税・住民税

障がい者控除と特別障がい者控除等の制度があります。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

●所得税

税務署名	管轄地域	電話番号
門真税務署	守口市・大東市・門真市・四條畷市	06-6909-0181
枚方税務署	枚方市・寝屋川市・交野市	072-844-9521

●住民税

担当課名		電話番号
守口市	総務部 課税課	06-6992-1456
枚方市	財務部 税務室 市民税課	072-841-1353
寝屋川市	財務部 税務室	072-824-1181
大東市	総務部 課税課	072-870-0418
門真市	総務部 課税課	06-6902-5898
四條畷市	総務部 税務課	072-877-2121
交野市	企画財政部 税務室	072-892-0121

(2) その他の税の減免

種類	内 容	金額	備 考	窓 口
(貨物の輸入時のみ) 関税及び消費税	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者用に特に製作された器具その他これに類する物品で、政令で定めるものの輸入 慈善または救済のため寄贈された給与品及び救護施設または養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供すると認められるものの輸入 	免税及び非課税	関税定率法第14条第16号(無条件免税) 消費税法第6条第2項別表第2-6(非課税) 関税定率法第15条第1項第3号(特定用途免税) 輸徴法第13条第1項第2号(免税)	大阪税関 税関相談官室 06-6576-3001

消費税	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法、国民健康保険法等公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養等を受けた場合 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設介護サービス費の支給に係る居宅・施設サービス等を受けた場合 社会福祉法第2条に規定する一種と二種の社会福祉事業等のサービスを受けた場合 身体障がい者用として製造された器具その他これに類する物品で、政令に定めるものを取得等した場合 	非課税	消費税法第6条第1項別表第1-6、7、10(非課税)	最寄りの税務署
相続税	<ul style="list-style-type: none"> 法定相続人である日本国内に住所を有する85歳未満の障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合 	税額から満85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障がい者については20万円)控除	特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が1級または2級である人等をいいます。	最寄りの税務署
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者扶養共済制度に基づく給付金を受け取る権利を相続により取得した場合 	非課税		
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 特定障がい者が特定障がい者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額のうち、6,000万円まで(特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円)の部分 障がい者扶養共済制度に基づく給付金を受け取る権利を贈与により取得した場合 	非課税	<ul style="list-style-type: none"> 特定障がい者扶養信託契約とは個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障がい者を信託の利益の全部の受益者とするもののうち、一定の要件を満たすものをいいます。 	最寄りの税務署

(3) 医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

【対象となる医療費】

(1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。

(2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

税務署名	管轄地域	電話番号
門真税務署	守口市・大東市・門真市・四條畷市	06-6909-0181
枚方税務署	枚方市・寝屋川市・交野市	072-844-9521

IV. 医療費

(1) 重度障がい者医療費の助成

身体障がい及び知的障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。なお、他の公費負担医療（更生医療・育成医療等）の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。

【所得制限】 前年の所得が 462 万 1 千円以下（単身の場合）

【一部自己負担額】 1 医療機関あたり入院・通院各 500 円／日（月 2 日限度）

※複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担の合計額が 1 ヶ月あたり 2,500 円を超えた場合は、その超えた額が市の窓口で償還されます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	健康部 医療助成課	072-841-1359
寝屋川市	市民生活部 保険事業室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 福祉政策課	072-870-9626
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(2) 自立支援医療費の支給（更生医療・育成医療）

更生医療又は育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の 1 割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。

※更生医療：18 歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの方

育成医療：身体障がい児（18 歳未満）

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181

大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(3) 重度障がい者訪問看護利用料の助成（事業名は市町村によって異なる）

訪問看護ステーションを利用する際に、自己負担額が1割となるように実際の支払額との差額を市が助成する事業です。助成対象者や申請方法などは市によって異なります。詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	健康部 医療助成課	072-841-1359
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	福祉・子ども部 福祉政策課	072-870-9626
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(4) 難病の医療費助成制度

難病のうち、厚生労働大臣が定める「指定難病」については、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づく、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。指定難病は、平成27年7月1日から110疾患から306疾患に拡大されました。詳しくは、下記の担当課にお問い合わせください。

担当課名		電話番号	所管範囲
枚方市保健所	保健予防課	072-807-7625	枚方市
大阪府寝屋川保健所	地域保健課	072-829-7771	寝屋川市
大阪府守口保健所	地域保健課	06-6993-3131	守口市・門真市
大阪府四條畷保健所	地域保健課	072-878-1021	大東市・四條畷市・交野市

(5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病(平成 27 年 1 月現在、704 疾患)にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

【対象者】(1) 大阪府に居住する 18 歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する方。

(2) 18 歳到達時点で(1)の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている方のうち、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の方。※18 歳到達後の新規申請は対象ではありません。

詳しくは下記の担当課にお問い合わせください。

担当課名		電話番号	所管範囲
枚方市保健所	保健予防課	072-807-7625	枚方市
大阪府寝屋川保健所	地域保健課	072-829-7771	寝屋川市
大阪府守口保健所	地域保健課	06-6993-3131	守口市・門真市
大阪府四條畷保健所	地域保健課	072-878-1021	大東市・四條畷市・交野市

V. その他

(1) 特別支援教育就学奨励費の給付

世帯の収入等に応じて就学に必要な諸経費の負担軽減を行います。

【対象者】 下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等

- ① 支援学校に在籍する幼児・児童・生徒
- ② 小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒
- ③ 小・中学校の通級指導教室で指導を受けている児童・生徒
- ④ 小・中学校に在籍する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒

問い合わせ先	通学している学校
--------	----------

(2) 住宅改造の助成

住宅を障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を助成しています。

【対象者】

- ① 身体障がい者手帳 1 級、2 級（体幹・下肢機能障がいは 3 級を含む）の交付を受けた人がいる世帯
- ② 重度知的障がい者がいる世帯（市町村によって対象者が異なる場合があります。）
市町村によって助成限度額が異なる場合や利用にあたっての所得制限があります。
詳しくは下記担当課へお問い合わせください。

担当課名		電話番号
守口市	健康福祉部 障害福祉課	06-6992-1630
枚方市	福祉部 障害福祉室	072-841-1457
寝屋川市	保健福祉部 障害福祉室	072-824-1181
大東市	保健医療部 地域保健課	072-874-9500
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6054
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400

(3) 府営住宅の募集

【総合募集】

府営住宅総合募集（新築・あき家）について、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回募集しています。

①福祉世帯向け募集区分

○共通申込資格に加え下記のいずれかの要件が必要です。

(1) 申込者または同居しようとする親族が次のいずれかにあてはまる2人以上の世帯

- ・身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ・療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された人 など

(2) 単身で以下のいずれかに該当する人

- ・年齢が60歳以上の人（経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた人も含む）
- ・身体障がい者手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が1級～4級までの人
- ・療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された人 など

②車いす常用者世帯向け募集区分

車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活を送れるよう特別に設計された府営住宅（新築・あき家）です。

○共通申込資格に加え、下記の要件が必要です。

身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、下肢または体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者のいる世帯

詳しくは下記の担当課へお問い合わせください

問い合わせ先	(枚方市・大東市・四條畷市・交野市内の府営住宅(村野住宅、大東朋来住宅及びペア大東朋来住宅を除く)に申込みの方	大阪府営住宅枚方管理センター（株東急コミュニティー） 電話：072-861-1091
	村野住宅に申込みの方	大阪府営住宅村野管理センター（日本管財株） 電話：072-807-6755

	大東朋来住宅及び ペア大東朋来住宅 に申込みの方	大阪府営住宅大東朋来管理センター（日本管財(株)） 電話：072-800-6141
	守口市・寝屋川市・ 門真市内の府営住 宅に申込みの方	大阪府営住宅寝屋川管理センター（日本管財(株)） 電話：072-812-2860

（４）障がい者スポーツに関する情報提供（ファインプラザ大阪）

国際障がい者年を契機に、ノーマライゼーションの理念に基づき、スポーツ・文化・レクリエーションを通じて、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、障がいのある方とない方が相互理解と交流を図るふれあいの場として設立。障がいのある方が安心してご利用いただけるように、スポーツ指導員が常勤しています。ファインプラザ大阪は、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して利用できる、スポーツ・文化複合施設です。

問い合わせ先	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） 電話：072-296-6311
--------	--

情報収集のヒント

このマニュアルに記載されている制度やサービスは、すべてではありません。また制度やサービスは改正されることも多く、特に障がい福祉サービスや児童福祉法上のサービスは、近年、頻繁に改正が行われています。

障がい福祉や難病支援など、各分野でより詳しくまとめられた手引きなどが発行されていますので、制度を調べる際には参考にしてください。

よく参考にされている手引きなどを紹介します。

(1) 福祉のてびき（発行：大阪府）

【内容】

大阪府内の在宅で生活する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等による障がい者の方から相談を受ける相談員・窓口職員を対象に作成されている手引き。年1回更新。

【入手方法】

大阪府ホームページにてデータ版の福祉の手引きを公開

(URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>)

(2) 制度の案内冊子（発行：各市町村）

【内容】

各市町村が障がいを持つ方などに向けて発行している制度紹介の冊子。福祉サービスには「市町村事業」と呼ばれる市町村が地域の実情に応じて実施する事業などもあり、本人が暮らし市町村で活用できるサービスが具体的に示されている冊子。更新頻度は市町村によって異なる。

【入手方法】

担当課	冊子の名称	入手方法	更新頻度
守口市	障害福祉のしおり	障害福祉課窓口で配布	随時
枚方市	福祉の手引き	窓口で配布	2年更新
寝屋川市	福祉のてびき	窓口配布（手帳交付対象者のみ）	年1回
大東市	障害のある人のための暮らしの情報	窓口で配布	2年に1回
門真市	福祉のしおり	障がい福祉課窓口・ホームページ	年1回
四條畷市	障がい福祉サービスのご案内	障がい福祉課窓口	年1回
交野市	障がい者（児）のための福祉のてびき	窓口・ホームページ	随時

(3) 訪問看護のご案内（発行：大阪府訪問看護ステーション協会）

【内容】

訪問看護での支援内容や利用方法、利用料金などをわかりやすくまとめた冊子。大阪府訪問看護ステーション協会の会員となっている事業所一覧も掲載。各事業所の営業時間や小児対応状況などがまとめられている。年1回更新。

【入手方法】

大阪府訪問看護ステーション協会で購入（1冊200円）

(4) 大阪府ホームページ【重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業】

【内容】

大阪府が知事重点事業として取り組んでいる重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業のこれまでの事業内容がまとめられている。また、重症心身障がい児者のための情報発信をしている。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/tiiki-keasisutemu.html>)

≪掲載している情報（各担当グループにて掲載情報は随時更新）≫

- ・ 医療的ケアの提供が受けられる短期入所と生活介護事業所
- ・ 医療型短期入所整備促進事業（病院での短期入所）
- ・ 障がい者病棟「短期入院」
- ・ 喀痰吸引等を実施している事業所（登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者））
- ・ 平成25年度身体介護技術研修修了者が所属している事業所
- ・ 児童福祉法による指定障がい児支援事業所一覧

担当課：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課(06)6941-0451（内）2452

同 上 生活基盤推進課(06)6941-0451（内）2449

(5) その他

○枚方市障害児等関係機関

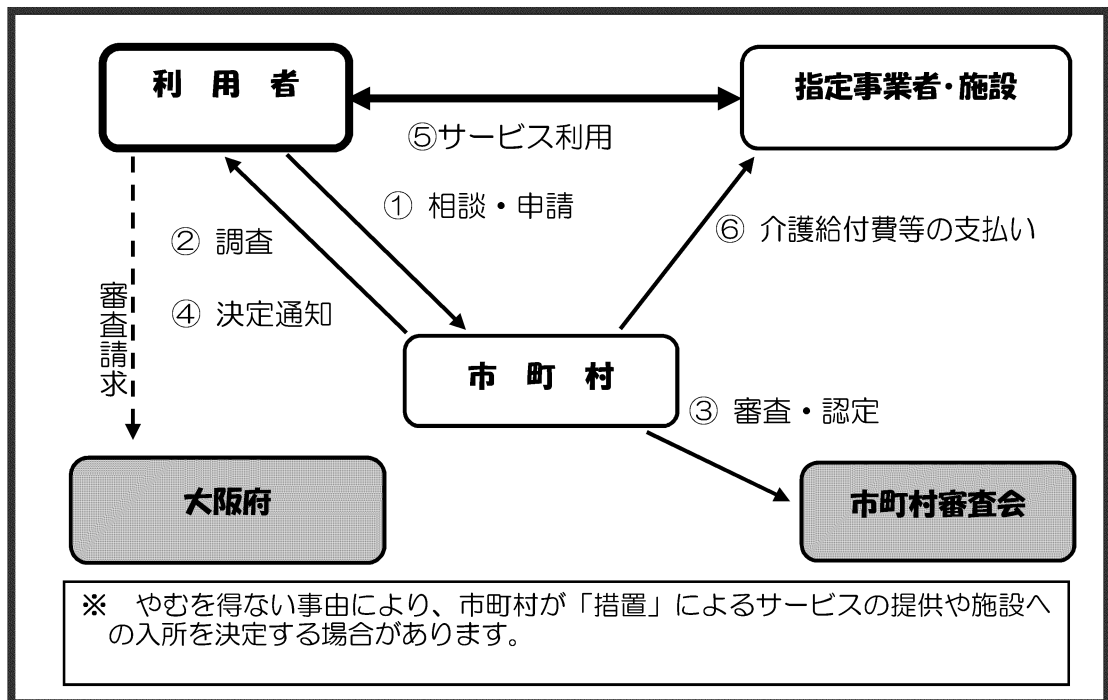
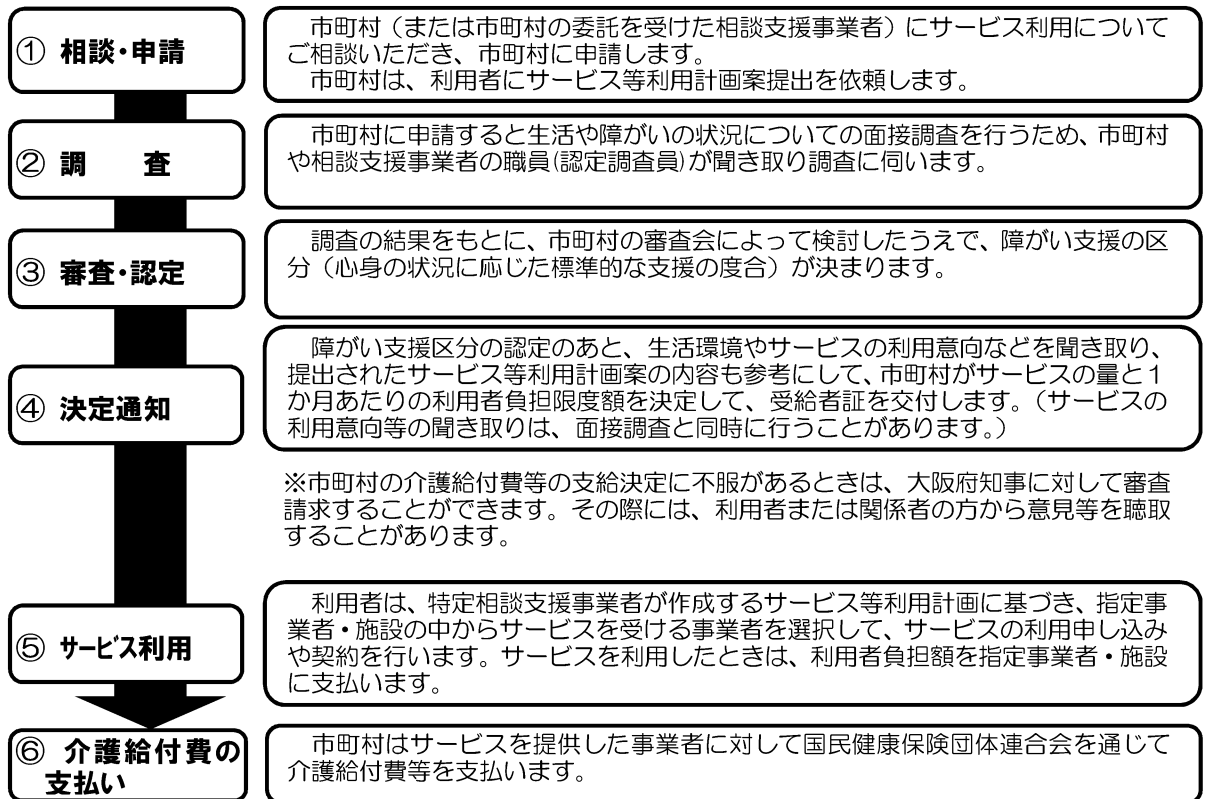
「福祉・教育の手引き」子ども版

○門真市子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」URL

(<http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/index.html>)

- ・ 相談したい
- ・ 障がい児支援 など

障がい福祉サービスの利用方法



※上記に記載の利用方法は、障がい児通所支援が該当しない。

障がい福祉サービス事業所等の一覧表

社会資源調査の一環として、障がい福祉サービス事業所等へのアンケート調査を実施しました。この一覧の取り扱いは、重症心身障がい児者とその家族から福祉サービスの利用相談を受けるときに、実際の利用について相談をうけた支援者が事業所へ問い合わせする時の参考資料として活用してください。相談者へ一覧表を見せたり、一覧表をコピーして配布したりすることは禁止します。また、一覧表の情報だけで事業所を重症心身障がい児者やご家族に紹介することは誤解を生じやすいため避けてください。

アンケート調査に協力いただいた事業所にも、取り扱いについて下記のとおり説明していますので、十分にご留意ください。

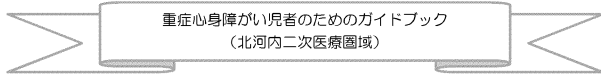
(1) アンケート調査の概要

- ・実施期間：平成28年2月22日（月）～平成28年2月29日（月）
- ・調査対象：北河内圏域に所在地がある障がい福祉サービス事業所等
※市町村事業のサービス（移動支援等）は除く
- ・アンケート配布数と回答数（回答数は平成27年3月11日時点）

	配布数	回答数	回答率
訪問系サービス（居宅介護など）	356	180	50.6%
通所系サービス（生活介護など）	189	113	59.8%
入所系サービス（短期入所・共同生活援助）	90	46	51.1%
児童対象サービス	95	53	55.8%

「事業者一覧」は省略

参考資料 6 重症心身障がい児者のためのガイドブック（北河内二次医療圏域）



平成28年3月作成

大阪府では、第4次障がい者計画において重症心身障がい児者（※）と介護者が安心して地域生活を送るために必要な支援の充実を最重点施策に位置付け、重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉・保健・教育等の関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービス等の充実強化に取り組んでいます。

重症心身障がい児者の支援には、医療・保健・福祉・教育などの多くの分野が関わっており、その相談窓口等について、ご紹介するため、大阪府内二次医療圏域ごとに、このガイドブックを作成することとしました。少しでも、安心して地域生活を送るうえでの一助になれば幸いです。

※重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（1歳・2歳）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者（市へのお問い合わせは、お住まいの市へお問い合わせください。また、このガイドブックは、作成日現在のものであるため、制度改正、機構改革などにより、内容や金額が一部変更になることがあります。）

1. 相談窓口について

福祉

(1) 基幹相談支援センター

名称	説明	電話番号
守口市 守口市障害者基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着促進の取り組み、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的にを行います。	06-6993-5601
枚方市 パーソナルサポートひらかた		072-848-8825
枚方市 地域支援センター ゆい		072-808-2422
枚方市 地域支援センター 陽だまり		072-809-0015
寝屋川市 寝屋川市障害者基幹相談支援センター（障害福祉室）		072-824-1181
大東市 大東市基幹相談支援センター		072-806-1331
門真市 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる		06-6901-0101
四條畷市 四條畷市障がい者基幹相談支援センターさつき		072-877-2121 (内677)
交野市 障害者相談支援センター明星	072-891-3636	

(2) 福祉事務所（各市障がい福祉担当課）

担当課名	説明	電話番号
守口市 健康福祉部 障害福祉課	手帳や手当等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談に応じています。	06-6992-1630
枚方市 福祉部 障害福祉室		072-841-1457
寝屋川市 保健福祉部 障害福祉室		072-824-1181
大東市 福祉・子ども部 障害福祉課		072-870-9630
門真市 保健福祉部 障がい福祉課		06-6902-6154
四條畷市 健康福祉部 障がい福祉課		072-877-2121
交野市 福祉部 障がい福祉課		072-893-6400

(3) 各市の子育て支援担当課

担当課名	説明	電話番号	
守口市 子育て支援課	子育てに関する相談や保育サービスを利用したいとき、子どもに関する手当の申請など、地域での子育て支援を行っています。	06-6992-1647	
枚方市 子ども青少年部 子育て支援室		072-841-1471	
枚方市 健康部 年金児童手当課（手当てに関すること）		072-841-1408	
寝屋川市 保健福祉部 子育て支援室		072-838-0134	
大東市 子どもに関する施策の企画調整等		福祉・子ども部 子ども室の子ども政策 G	072-870-9662
大東市 子どもに関する手当等		福祉・子ども部 子ども室の子ども支援 G	072-870-9655
大東市 子育てに関する相談等		福祉子ども部 子ども室 家庭児童相談室	072-875-8101
大東市 保育サービスを利用したいとき		福祉・子ども部 子ども室の保育幼稚園 G	072-870-0474
門真市 こどもに関する手当		こども未来部 こども政策課 給付 G	06-6902-6186
門真市 地域での子育て支援		こども未来部 子育て支援課	06-6902-6404
門真市 子育てに関する相談		こども未来部 子育て支援課 家庭児童相談センター	06-6902-6148
門真市 保育サービスを利用したいとき		こども未来部 保育幼稚園課	06-6902-6757

四條畷市	子どもに関する手当・医療（障がい者医療・育成医療・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当は障がい福祉課）	子ども室 手当医療課	072-877-2121
	子育て支援・保育サービスの利用	子ども室 子ども政策課	
	子育てに関する相談	子育て総合支援センター	
交野市	こどもに関する手当	健やか部 子育て支援課	072-893-6406
	地域での子育て支援		
	子育てに関する相談		
	保育サービスの利用	健やか部 こども園課	072-893-6407

(3) 大阪府の機関

担当課名等	説明	電話番号
大阪府障がい者自立相談支援センター	障がい者の地域生活への移行の推進のため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進。身体障がい者手帳及び療育手帳の発行	06-6692-5261
身体障がい者支援課	身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障がい者更生相談業務）を実施。巡回相談の場などに理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）の派遣。高次脳機能障がいについての相談	06-6692-5262
知的障がい者支援課	知的障がいの判定及び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談業務）を実施。発達障がいを含む知的障がいのある方々への支援	06-6692-5263
大阪府中央子ども家庭センター（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市）	児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職員が児童や家庭のさまざまな相談に応じ、助言・指導等を行っています。18歳未満の児童の療育手帳の判定を行っているほか、障がい児施設入所の相談にも応じています。	072-828-0161

医療・保健

(1) 保健所

担当課名等	説明	電話番号
枚方市保健所保健センター（枚方市）	児童福祉法に基づき、保健師や専門職（医師や理学療法士等）による身体障がい児及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児の療育に関わる相談支援を実施します。また、地域保健対策を推進として医療、介護及び福祉等の連携強化、地域における健康危機管理体制の確保、学校保健との連携等に努めています。	072-840-7221
大阪府寝屋川保健所 地域保健課		072-829-7771
大阪府守口保健所 地域保健課		06-6993-3131
大阪府四條畷保健所（大東市、四條畷市、地域保健課）		072-878-1021
交野市		

(2) 保健センター

担当課名等	説明	電話番号
守口市 保健センター	乳幼児期までの児に対して、保健指導・健康診断・母子健康手帳の交付・妊産婦や未熟児の訪問指導等、母子保健法に基づく母子保健サービスの提供や予防接種を実施します。	06-6992-2217
枚方市 保健センター		072-840-7221
寝屋川市 保健福祉センター		072-824-1181
大東市 保健医療福祉センター		072-874-9500
門真市 保健福祉センター		06-6904-6500
四條畷市 保健センター		072-877-1231
交野市 ゆうゆうセンター（保健福祉センター）		072-893-6400

教育

(1) 市教育委員会

担当課名	説明	電話番号
守口市 教育委員会 指導部 学校教育課	就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。	06-6995-3155
枚方市 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室		050-7105-8048
寝屋川市 教育委員会 学校教育部 教育指導課		072-824-1181
大東市 教育委員会 学校教育部 教育政策室		072-870-9643
門真市 教育委員会 学校教育部 学校教育課		06-6902-7107
四條畷市 教育委員会 教育部 学校教育課		072-877-2121
交野市 教育委員会 学校教育部 指導課		072-810-0522

(2) 支援学校

学校名	説明	電話番号
大阪府立環屋川支援学校	(知的) 小・中・高	072-824-1024
大阪府立守口支援学校	(知的) 小・中・高	06-6993-2810
大阪府立交野支援学校	(肢体) 小・中・高	072-893-2445
大阪府立交野支援学校 四條巖校	(知的) 中・高	072-879-8315
大阪府立枚方支援学校	(知的) 小・中・高	072-805-2731
大阪府立むらの高等支援学校	(知的) 高	072-8052327
大阪府教育委員会事務局 支援教育課		06-6941-0351 内線4732

その他の機関

名称	説明	電話番号
大阪府訪問看護ステーション協会	医療機関との連携を行い、健康状態の管理とサポート、在宅療養をより快適にするためのアドバイス、緊急時の対応、他のサービスとの連携、状態に応じたサービスの助言、看取りの支援 (http://care-net.biz/27/daihokan/)	06-6767-3800
大阪難病相談支援センター	電話・面接などによる難病患者の療養や就労・日常生活上の個別・具体的な相談および支援	06-6926-4553
大阪難病医療情報センター	難病患者・家族から医療、療養相談、在宅における生活相談	06-6694-8816
救急安心センターおおさか	急な病気やケガで、病院に行った方がよいのか、救急車を呼んだ方がよいのか迷った時の相談	#7119 06-6582-7119
大阪府救急医療情報センター	「救急車を呼ぶほどでもないが病院で診てもらいたい」ときなどに、大阪府内の医療機関の案内 (24時間 365日)	06-6693-1199
小児救急電話相談	夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがよいかどうか迷ったときに、看護師が相談に応じます。(午後8時～翌朝8時まで 365日)	#8000 06-6765-3650

(障がい児(者) 歯科診療)

名称	住所	診療日時	電話番号
枚方療育園	枚方市津田東町2-1-1	月曜日から金曜日	072-858-0373
枚方休日歯科急病診療所 障害者(児) 歯科部	枚方市禁野本町2-1-3-1 (枚方市保健センター内)	木曜日	072-848-0841
環屋川市立保健福祉センター 診療所(※1)	環屋川市池田西町2-2-2	毎週木曜日 午後1時から午後5時 第1、第3火曜日(予約制) 午後2時から5時 ※休日、年末年始(12月30日～1月4日)を除く 予約受付: 毎週木曜日 午前9時～正午	072-838-1638
環屋川市あかつき・ひばり 歯科診療所(※1)	環屋川市大谷町6番1号	毎週木曜日午後1時～午後3時 予約受付: 月～金曜日 午前9時～午後5時	072-823-6287
あおばり歯科診療所(※2)	守口市大雲通1-1-3-7 (守口市市民保健センター内)	水曜日、木曜日、土曜日 午後からの予約制(年末年始、祝日は除く)	06-6992-2223
門真市保健福祉センター 診療所 門真市障がい者(児) 歯科診療	門真市御堂町14-1	水曜日(完全予約制) 午後1時～3時30分(受付は3時まで) ※年末年始・祝日を除く	06-6903-3110

(※1) 環屋川市内に居住している障害児で地域の歯科診療所での受診が困難な方が利用できます。(当診療所まで対応可能な方に限ります。)

(※2) 初回予約は、守口市 障害福祉課 (06-6992-1630) まで

(当事者団体)

団体名	説明	電話番号等
大阪府重症心身障がい児・者を支える会	重症心身障がい児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な活動を行っています。	06-6624-2555 ホームページ http://www.sasaeru.or.jp/
大阪府肢体不自由児者父母の会連合会	肢体不自由児者をもつ父母がその親睦を図りながら、行政を始め関係機関や施設・団体と緊密な連携を図り、障がい者の自立や社会参加を進め、障がい者福祉の向上や障がい者理解を進める事を目的に活動しています。	06-6940-4181 ホームページ http://daishiren.mond.jp/

2. サービスや制度について

ここでは、よく活用されている代表的なサービスや制度をまとめました。市でもそれぞれの制度によって受付窓口が異なりますので、それぞれの制度について各市の担当窓口も記載しています。各手当や制度は受給要件や審査がありますので、全員の方が受給できる訳ではありません。受給可能かどうか、必ず、各窓口にて確認していただきますようお願いいたします。

(1) 手当・給付金

名称	受給資格	担当課
特別児童扶養手当 (1級: 月額 51,100円、2級: 月額 34,030円) 27年4月現在	重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している方 *ただし、手当を受けようとする方又は児童が日本に住所を有しない場合、児童が児童福祉施設に入所している場合、一定所得を認める方、公的年金等を受給している児童は除きます。	守口市 子育て支援課 枚方市 年金児童手当課 環屋川市 こども室 大東市 子ども室 門真市 こども政策課 四條巖市 障がい福祉課 交野市 子育て支援課
障がい児福祉手当 (月額 14,480円) 27年4月現在、また20歳未満	次のいずれかに該当する方 ①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の身体の機能障がいがある方 ②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり(慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象)、その状態が①と同程度以上と認められる方で日常生活において常時の介護を必要とする方 ③最重度の知的障がいのある方または精神の障がいがある方で、日常生活において常時介護を要する程度以上の方 ④身体機能の障がいもしくは病状、または重度の知的障がいもしくは精神の障がいがある方でその状態が①・②・③と同程度以上と認められる程度の方*ただし、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の方、肢体不自由施設等の	各市障がい福祉担当課

施設に入所している方、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けている方は除きます。		
特別障がい者手当(月額: 26,620円) 27年4月現在、また20歳以上	次のいずれかに該当する方 ①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の異なる障がいがある方、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい(最重度の知的障がい)が重複している方 ②①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね3級程度の障がい、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がいがある方③両上肢、両下肢または体幹機能の障がいによって身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級又は2級程度の障がいがあり、かつ日常生活動作(両上肢、両下肢及び体幹に伴う動作)を行うのに著しい困難がある方④内部機能の障がいによって身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状(慢性疾患等の内部疾患のある方も含む)があり、そのため絶対安静の状態である方 ⑤精神の障がいによって日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいによって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある方*ただし、施設入所されている方、病院等に3ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象から外れます。	各市障がい福祉担当課
大阪府重度障がい者 在宅生活応援制度事業(月額: 10,000円)	療育手帳の障がい程度が「A(重度)」で、かつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者 *ただし、特別障がい者手当の対象者や本人が施設に入所、グループホームへの入所、病院に入院(付き添いが必要な場合は除く。)している場合、受給できません。※「大阪府重度障がい者介護手当」については、平成27年度末に廃止予定	各市障がい福祉担当課
児童扶養手当(月額 9,910円～月額 42,000円(対象児童1名の場合))	ひとり親家庭※で、18歳未満の児童(または20歳未満で政令で定める程度の身体障がい児)を監護している方 ※父または母がいても、一定以上の障がいのあるときは支給対象になる場合があります。	「特別児童扶養手当」と同じ

(2) 年金

名称	受給資格等	担当課
障がい基礎年金（国民年金）（1級：年額975,100円 2級：年額780,100円）	国民年金の障がい等級表の1級又は2級に該当する方 ①国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障がい者になった方 ②被保険者の資格を喪失したあとも、60歳以上65歳未満で国内に在居中に初診日がある病気・けがで障がい者になった方 ③20歳前に発生した障がいを持つ方で、20歳に達した時	守口市 総合窓口課 枚方市 年金児童手当課 環屋川市 市民課 大東市 保険年金課 門真市 市民課 四條畷市 保険年金課 交野市 医療保険課
特別障がい給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付される制度です。 【対象者】 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 上記(1)または(2)の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日※があり、現在、障がい基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。 また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。	「障がい基礎年金」と同じ
重度障がい者特別支援事業	重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。 【対象者】重度の障がいのある在日外国人などで、年金制度上の理由により障がい基礎年金を受給できない人で、次の①、②かつ③または④に該当している人 ①府内に居住する外国人又は外国人であった人 ②昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人 ③昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する	各市障がい福祉担当課

人 ④昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級であり、障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人		
障がい厚生年金	厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがにより、障がい認定日において、厚生年金の障がい等級表の1級・2級または3級の障がい程度に該当する方	枚方市年金事務所 枚方市、環屋川市、四條畷市、交野市 守口市年金事務所 守口市、大東市、門真市
障がい手当金	厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金を受けられる状態ではないが一定障がいの状態にある方。	「障がい厚生年金」と同じ
障がい者扶養共済制度	障がい者の保護者の方が一定額の掛金を納付することにより保護者の方が死亡、又は身体に著しい障がいを有することとなった場合、障がい児者に年金を支給する制度です。 【対象者】身体障がい者(身体障がい者手帳1～3級)、知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人 ①政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること ※政令市では各市で運営しています。 ②65歳未満であること ③特別な病気がないこと	各市障がい福祉担当課

◆制度の案内冊子（発行：各市町村）

【内容】

各市町村が障がいを持つ方などに向けて発行している制度紹介の冊子。福祉サービスには「市町村事業」と呼ばれる市町村が地域の実情に応じて実施する事業などもあり、ご本人が暮らしやすい市町村で活用できるサービスが具体的に示されている冊子。更新頻度は市町村によって異なります。障がい福祉担当課の窓口で入手できます。市町村によっては、ホームページから印刷できる場合もあります。

(3) 医療費

名称	受給資格等	担当課
重度障がい者医療費の助成	身体障がい及び知的障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。なお、他の公費負担医療（更生医療・育成医療等）の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。 【所得制限】前年の所得が462万1千円以下（半世の場合） 【一部自己負担額】1医療機関あたり入院・通院各500円/日（月2日限度） ※複数の医療機関を受診した場合一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市（区）町村の窓口で償還されます。	守口市 障害福祉課 枚方市 医療助成課 環屋川市 保険事業室 大東市 福祉政策課 門真市 障がい福祉課 四條畷市 障がい福祉課 交野市 障がい福祉課
自立支援医療費の支給（更生医療・育成医療）	更生医療又は育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。 ※更生医療：18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの方 育成医療：身体障がい児（18歳未満）	各市障がい福祉担当課
重度障がい者訪問看護利用料の助成（事業名は市町村によって異なる）	大阪府知事が指定した訪問看護ステーションを利用する際に、自己負担額が1割となるように実際の支払額との差額を市町村が助成する事業です。助成対象者や申請方法などは市町村によって異なります。	「重度障がい者医療費助成」と同じ（なお、環屋川市：障害福祉室）
難病の医療費助成制度	難病のうち、厚生労働省が指定する特定の指定疾病（306疾患）に対して医療費の助成を行っています。	各保健所
小児慢性特定疾病医療費助成制度	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（704疾患）にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。	各保健所

	【対象者】(1) 大阪府に居住する18歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する方。 (2) 18歳到達時点で(1)の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方。※18歳到達後の新規申請は対象ではありません。	
--	---	--

(4) その他

名称	説明	担当課
特別支援教育就学奨励費の給付	世帯の収入等に応じて就学に必要な諸経費の負担軽減を行います。 【対象者】下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等 ①支援学校に在籍する幼児・児童・生徒 ②小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒 ③小・中学校の通級指導教室で指導を受けている児童・生徒 ④小・中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒	通学している学校
住宅改修の助成	住宅を障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改修するための費用を助成しています。 【対象者】①身体障がい者手帳1級、2級（体幹・下肢機能障がいは3級を含む）の交付を受けた人がいる世帯 ②重度知的障がい者がいる世帯（市町村によって対象者が異なる場合があります。） 市町村によって助成限度額が異なる場合や利用にあたっての所得制限があります。	各市障がい福祉担当課 （なお、大東市は地域保健課）

◆重症心身障がい児者施策に関する大阪府のホームページ

【内容】大阪府が知事重点事業として取り組んでいる「重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業」のこれまでの事業内容がまとめています。また、重症心身障がい児者のための情報発信をしています。
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/ohikiseikatsu/shogai-chiki/tiki-keasisutemuy.html>)

担当課：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 電話番号：(06)6941-0351 内線2452
同上 生活基盤推進課 同上 内線2449

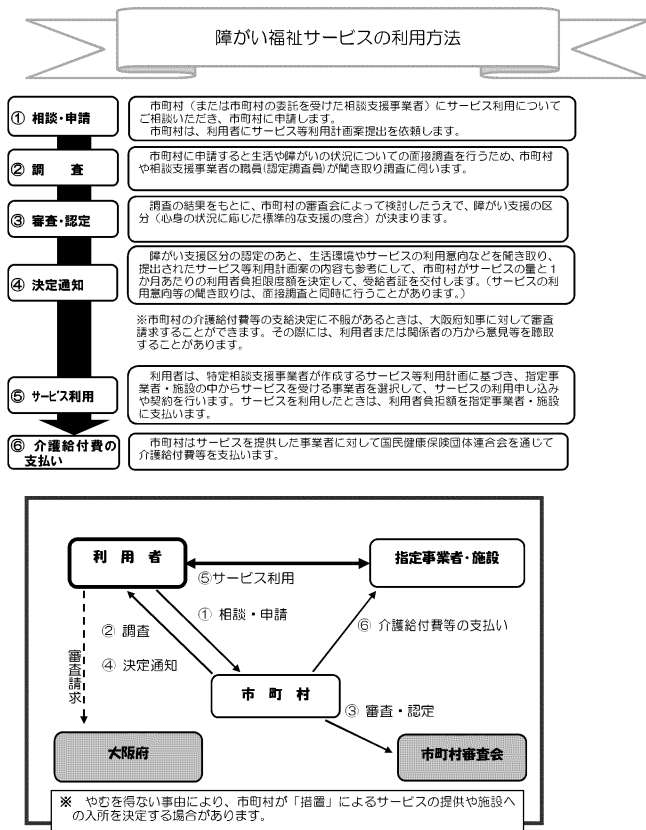
≪掲載している情報（各担当グループにて掲載情報は随時更新）≫

- ・医療的ケアの提供が受けられる短期入所と生活介護事業所
- ・医療型短期入所整備促進事業（病院での短期入所）・障がい者病棟「短期入院」
- ・喀痰吸引等を実施している事業所（登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者））
- ・平成25年度身体介護技術研修修了者が所属している事業所
- ・児童福祉法による指定障がい児支援事業所一覧

相談系サービス	① 障がい者相談支援事業	来所・電話・訪問等により相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の支援を行います
	② 計画相談支援	障がい福祉サービスの申請や変更申請のときに、相談を行い、計画を作成するサービスです。支給決定後は、一定期間毎に自宅等を訪問し、計画の見直しを行います
	③ 障がい児相談支援	障がい児通所サービスの申請や変更申請のときに、②と同様のサービスを提供します
	④ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	地域移行支援では、障がい者支援施設や精神科病院等に入所・入院をしている方に対して、地域生活へ移行するための活動に関する相談・支援を行います。地域定着支援では、常時の連絡体制や、緊急時の支援を行い、居宅において単身で生活する方等が地域生活を継続できるように支援します

(1) 訪問系サービス	① 居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです
	② 行動援護	知的な障がいや精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです
	③ 同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に、外出の際に必要な情報の提供などの移動の援護を行うサービスです
(2) 通所系サービス	④ 生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供するサービスです
	⑤ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです
	⑥ 就労移行支援・就労継続支援	就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うことや、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供を行うサービスです
	⑦ 短期入所（ショートステイ）	在宅の障がい児者を介護する方が病気の場合などによって短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです

(3) 入所系サービス	⑧ 療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行うサービスです
	⑨ 施設入所支援	施設に入所している方に対して、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです
(4) 地域生活支援事業	⑩ 共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです
	⑪ 移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動に困難がある障がい児者に対し、外出のための支援を行うサービスです
	⑫ 地域活動支援センター	通所により、創作的活動や機能回復訓練を行うほか、障がい者同士の交流の場を提供するサービスです
(5) 児童のみが対象のサービス	⑬ 日中一時支援	日中、障がい者施設などにおいて障がい児者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練などを行うサービスです
	⑭ 訪問入浴	障がいがあるため入浴が困難な方のご家庭へ移動入浴車で訪問し、浴槽をご家庭に搬入して入浴を行うサービスです
	⑮ 放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うサービスです
	⑯ 児童発達支援（旧 通園施設事業）	障がいを持つ子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです
	⑰ 保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、周居の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援などを行うサービスです



※上記に記載の利用方法は、「障がい児通所支援」は該当しません。（各市にご確認ください。）

豊能圏域二次医療圏域ケア連絡会議委員

所属	
医師会	豊中市医師会
	池田市医師会
	箕面市医師会
	吹田市医師会
地域病院	医療法人篤友会 坂本病院 医療連携室
	医療法人菊秀会 皐月病院 管理部
	市立豊中病院 地域連携・がん診療部 地域医療室
市町村	豊中市健康福祉部障害福祉課長
	池田市福祉部障がい福祉課長
	吹田市福祉保健部障がい福祉室長
	箕面市健康福祉部障害福祉課障害者支援室長
	豊能町生活福祉部住民人権課長
	能勢町健康福祉部福祉課長
一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会	訪問看護ステーション CIL 豊中管理者
児童相談所	池田子ども家庭センター所長
大阪府立支援学校	箕面支援学校長
重症心身障がい児者地域生活支援センター	社会福祉法人愛和会
豊中市保健所	豊中市 健康福祉部 保健所長
大阪府保健所	池田保健所長
	吹田保健所長
大阪府福祉部障がい福祉室	地域生活支援課長
	生活基盤推進課長

三島二次医療圏域ケア連絡会議 委員

所属	
医師会	高槻市医師会
	茨木市医師会
	摂津市医師会
地域病院	社会医療法人愛仁会 高槻病院 副院長
	医療法人成和会 ほうせんか病院 地域連携本部長
市町村	高槻市健康福祉部福祉事務所 障がい福祉課長
	高槻市子ども未来部子ども保健課長
	高槻市子ども未来部 子育て総合支援センター所長
	茨木市健康福祉部障害福祉課長
	茨木市こども育成部子育て支援課長
	摂津市保健福祉部障害福祉課長
	島本町健康福祉部福祉推進課長
重症心身障がい児者 地域生活支援センター	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院 部長
一般社団法人大阪府訪問 看護ステーション協会	大阪医科大学訪問看護ステーション 管理者
児童相談所	吹田子ども家庭センター所長
大阪府立支援学校	茨木支援学校長
高槻市保健所	高槻市保健所長
大阪府保健所	茨木保健所長
大阪府福祉部 障がい福祉室	地域生活支援課長
	生活基盤推進課長

北河内二次医療圏域ケア連絡会議 委員

所属	
医師会	枚方市医師会
	守口市医師会
	交野市医師会
	大東・四條畷医師会
	寝屋川市医師会
	門真市医師会
地域病院	関西医科大学付属滝井病院 地域医療連携部
	関西医科大学香里病院 地域医療連携部
	市立ひらかた病院 地域相談・連携室 科長
市町村	枚方市福祉部障害福祉室課長
	守口市健康福祉部障害福祉課長
	寝屋川市保健福祉部障害福祉室課長
	大東市福祉・子ども部障害福祉課長
	門真市保健福祉部障がい課長
	四條畷市健康福祉部障がい福祉課長
	交野市福祉部障がい福祉課長
重症心身障がい児者 地域生活支援センター	社会福祉法人枚方療育園 枚方総合発達医療センターケースワーカー主任
一般社団法人大阪府訪問看護 ステーション協会	医療法人和敬会 訪問介護ステーションみなみ管理者
児童相談所	中央子ども家庭センター所長
大阪府立支援学校	交野支援学校長
枚方市健康部保健所	保健所長
	保健所保健センター課長
大阪府保健所	寝屋川保健所長
	守口保健所長
	四條畷保健所長
大阪府福祉部障がい福祉室	地域生活支援課長
	生活基盤推進課長

中河内二次医療圏域ケア連絡会議 委員

所属	
医師会	布施医師会
	枚岡医師会
	河内医師会
	八尾市医師会
	柏原市医師会
地域病院	東大阪市立総合病院 小児科主席部長
	東大阪市立総合病院 看護局次長
	八尾市立病院
市町村	東大阪市福祉部障害者支援室長
	八尾市健康福祉部障がい福祉課長
	柏原市健康福祉部障害福祉課長
重症心身障がい児者 地域生活支援センター	東大阪市療育センター
一般社団法人大阪府訪問看護 ステーション協会	ふれあい訪問看護ステーション管理者
児童相談所	東大阪子ども家庭センター所長
大阪府立支援学校	東大阪支援学校長
東大阪市保健所	東大阪市保健所長
大阪府保健所	八尾保健所長
大阪府福祉部障がい福祉室	地域生活支援課長
	生活基盤推進課長

泉州二次医療圏域ケア連絡会議 委員

所属	
医師会	岸和田市医師会
	泉大津市医師会
	貝塚市医師会
	泉佐野泉南医師会
	和泉市医師会
	高石市医師会
地域病院	特定医療法人新仁会 新仁会病院院長
	医療法人徳洲会 和泉市立病院 看護部長
	泉大津市立病院 地域医療連携室 室長補佐
	市立岸和田市民病院 地域医療センター 医療福祉相談部 医療ソーシャルワーカー
	市立貝塚病院 地域連携室 ケースワーカー
	社会医療法人生長会 阪南市民病院 医療福祉サポートセンター医療福祉相談室MSW
市町村	岸和田市保健福祉部障害者支援課長
	泉大津市健康福祉部障がい福祉課長
	貝塚市健康福祉部障害福祉課長
	泉佐野市健康福祉部障害福祉総務課参事
	和泉市生きがい健康部障がい福祉課長
	高石市保健福祉部次長兼高齢介護・障害福祉課長
	泉南市健康福祉部障害福祉課長
	阪南市福祉部副理事兼市民福祉課長
	忠岡町健康福祉部いきがい支援課長
	熊取町健康福祉部介護保険・障がい福祉課長
	田尻町民生部福祉課長
	岬町しあわせ創造部地域福祉課長
重症心身障がい児者 地域生活支援センター	社会福祉法人弥栄福祉会 くまとり弥栄園 理事長
一般社団法人大阪府訪問看護 ステーション協会	大阪府済生会泉南訪問看護ステーション管理者
児童相談所	岸和田子ども家庭センター所長
大阪府立支援学校	岸和田支援学校長
大阪府保健所	和泉保健所長
	岸和田保健所長
	泉佐野保健所長
大阪府福祉部障がい福祉室	地域生活支援課長
	生活基盤推進課長



福祉部障がい福祉室地域生活支援課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06(6941)0351(内線 2452)/ファクス 06(6944)2237